

2025(令和7)年度
自己点検・評価報告書

名古屋外国語大学
2026(令和8)年7月

目 次

序 章	1
大学概況	3
第1章 理念・目的	4
第2章 内部質保証	10
第3章 教育研究組織	18
第4章 教育課程・学習成果	23
第5章 学生の受け入れ	33
第6章 教員・教員組織	40
第7章 学生支援	47
第8章 教育研究等環境	58
第9章 社会連携・社会貢献	67
第10章 大学運営・財務	74
(1)大学運営	74
(2)財務	81
終 章	84

序章

学校法人中西学園(以下「法人」という。)は、1945(昭和20)年創立の「すみれ洋裁学院」を母体に、現在、名古屋外国語大学(以下「本学」という。)、名古屋学芸大学、菱野幼稚園、名古屋ファッション専門学校、名古屋栄養専門学校及び名古屋製菓専門学校の6校を設置している。

法人では、創設当初の女子教育を主体とした「すみれ精神」を進化、発展させ、本学開学時に、男女を問わず普遍的な理念となる「人間教育と実学」を建学の精神に掲げた。

これまで教育の原点は常に「個性を生かした人間形成」にあるとして、地域社会における文化の創造・発展と人類福祉の向上に貢献し得る人材養成をその使命として、今後益々複雑化、多様化する国際化社会に対応するため、「高度化＝教育・研究の質的充実」「個性化＝特色ある教育・研究」「活性化＝自己点検・評価による教育・研究の向上」を基本方針に学生一人一人を大切に育むことを教育目標としている。

本学は、1988(昭和63)年に外国語学部英米語学科・フランス語学科・中国語学科で開学し、1994(平成6)年に国際経営学部(国際経営学科)、1997(平成9)年に大学院国際コミュニケーション研究科(修士課程)、1999(平成11)年に同研究科に博士後期課程(博士前期・後期に改組)を設置し、同時に外国語学部日本語学科を増設、加えて、2001(平成13)年に留学生別科(国際日本語教育インスティテュート)を設置した。

また、2004(平成16)年には国際経営学部(国際経営学科)を現代国際学部(国際ビジネス学科・現代英語学科)に改組し、2008(平成20)年に外国語学部英語教育学科を増設後、2013(平成25)年に現代国際学部国際教養学科、2015(平成27)年に外国語学部世界教養学科を増設した。

さらに、2017(平成29)年に世界共生学部(世界共生学科)を設置し、2018(平成30)年に現代国際学部国際ビジネス学科をグローバルビジネス学科に名称変更後、2019(平成31)年に外国語学部英語教育学科を同学部英米語学科に統合、外国語学部世界教養学科・日本語学科を世界教養学部世界教養学科・国際日本学科に改組、2025(令和7)年に現代国際学部グローバル共生学科を設置し、大学院、4学部10学科、留学生別科の組織体制で現在に至っている。

2013(平成25)年4月の現学長就任を機に、これまでの自己点検・評価の経緯を踏まえ、また、変化が激しい国内外の動静に鑑みて、教育目標を国際感覚に富んだ「心優しいグローバル教養人」の養成に進化させつつも、そのための豊かな人間性と世界に通じる教養の涵養、高度な外国語能力の育成は、建学の精神「人間教育と実学」を継承するものとして、普遍的かつ基盤的に不可欠であると志向してきた。

他方、自己点検・評価の目的は、法人の建学の精神、本学の目的に則して教育研究活動の質の向上と社会への貢献を図り、真の国際人の育成に向けて、評価・改善を実施することである。内部質保証の取組みを実質化するために、学長を長とする学長室会議を内部質保証に責任を負う組織と定め、全学的な自己点検・評価委員会の評価活動とともに、法人、学長室会議、大学評議会、教学マネジメント会議、教授会、研究科会議等と相互に関係を保ち、教育環境の整備・充実、教育研究活動の質向上に尽力している。

本学では、2023(令和5)年に受審した大学機関別認証評価において、基準2「内部質保証」で是正勧告、基準5「学生の受け入れ」で改善勧告を受けており、その評価結果を踏まえて、更なる改善を進めているところである。

取り分け、内部質保証については、内部質保証に責任を負う組織である「学長室会議」と教学改革を担う「教学マネジメント会議」、全学的意思決定に関わる「大学評議会」の役割分担を明確にし、全学的かつ組織的な自己点検・評価活動を実施するよう改善に努めている。

一方、研究科では、研究指導計画を明示し、「修士論文」及び「課題研究」の審査基準の策

定・公表を行うとともに、コースワークとリサーチワークを整備し、博士後期課程のシラバスを作成・公表し、研究科独自のFD研修の実施と充実等に努めている。

今後、本学では自己点検・評価活動をさらに進め、法人の建学の精神に基づき、本学の教育目的を実現するために、理念・目的から大学運営・財務に至るまで、教職員全体での取り組みを進め、内部質保証の更なる高度化・実質化を図ることに努めている。

本報告書の自己点検・評価活動はこのような意図が基調となっている。

大学概況

(1) 大学設置年

1988(昭和63)年

(2) 所在地

愛知県日進市岩崎町竹ノ山57番地

愛知県名古屋市西区則武新町三丁目1番17号

(3) 理念・目的

本学は、教育基本法 of 精神にのっとり、学校教育法の定めるところに従い、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、国際社会の一員として人類社会の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

本大学院は、本学の建学の精神にのっとり、学術の理論及び応用を教授・研究し、高度の能力と豊かな学識を有する人材を養成すると同時に、その深奥を極めて、国際社会の一員として文化の進展・交流に貢献し、人類社会の発展に寄与する高度な専門的職業人の育成を目的とする。

(4) 学部・研究科等

外国語学部、現代国際学部、世界共生学部、世界教養学部

国際コミュニケーション研究科

(5) 収容定員

3,920人(学士課程)

40人(博士前期課程)

15人(博士後期課程)

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

<評価の視点>

- ・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
- ・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

(1) 大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。

本学の母体である学校法人中西学園(以下「法人」という。)は、教育の原点は「個性を生かした人間形成」にあるとの信念に立ち、建学の精神として「人間教育と実学」を定め、地域社会における文化の創造・発展と人類福祉の向上に貢献し得る人材養成をその使命とし、今後益々複雑化、多様化する国際化社会に対応するため、「高度化＝教育・研究の質的充実」「個性化＝特色ある教育・研究」「活性化＝自己点検・評価による教育・研究の向上」を基本方針として明文化している。

この建学の精神を基盤として、本学はその具現化をめざし、「名古屋外国語大学学則」(以下「学則」)第1条に、「本学は教育基本法 の精神にのっとり学校教育法の定めるところに従い、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、国際社会の一員として人類社会の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。」と定めている。

その実践に向け、具体的な人材養成目的として、「世界人材(World Human Resources)」の養成を掲げ、世界を舞台に活躍できる豊かな個性と人間性に溢れ、国際感覚を身につけた人材を育てることを目標に、4年間を通した教育課程の中で、真の国際人に必要な豊かな教養、高い専門性、高度な外国語運用能力と共に多言語・多文化に関わる深い理解及び人間的共感力・国際感覚を身に付けるための教育を行っている。

他方、設置する外国語学部(英米語学科・フランス語学科・中国語学科)、現代国際学部(現代英語学科・グローバルビジネス学科・国際教養学科・グローバル共生学科)、世界共生学部(世界共生学科)、世界教養学部(世界教養学科、国際日本学科)の4学部(10学科)において、学部・学科の目的をそれぞれ下記のように定め、入学時に行う学部・学科別オリエンテーションにおいて、学則を配付し、該当する学部・学科毎にその内容を説明・周知している。

個別具体には、外国語学部(英米語学科・フランス語学科・中国語学科)では、人材養成の目的として、専攻言語の言語・文学・文化・社会などを学術的に学び、異なる文化的背景を持つ人々の考え方や行動形式について理解を深めるとともに、複言語を学ぶことで複眼的な視野を獲得し、言語運用能力と対人能力に優れたグローバル人材を育成することなどの学びの特色を大学ウェブサイトで公表すると同時に、外国語学部の各学科では、入学時に行う学部・学科別オリエンテーションをはじめ、学年毎の履修ガイダンス等において、学則を配付し、該当する学部・学科別に下表1-1に示す目的を説明・周知している。

表1-1 名古屋外国語大学学則第2条の2(外国語学部・学科の人材の養成に関する目的)

外国語	英米語学科	自分と異なるものを受け入れる心の広さや優しさをもち、ますます国際化する社会に対応できる知性、教養、倫理を持つ一方で、高度な英語力に基づく豊かでバランスのとれた国際感覚を身につけ、21世紀の世界で活躍できる人材の養成を目的とする。
-----	-------	--

学部	フランス語学科	充実したフランス語教育を基盤に、「フランス語・フランス文化」、「フランスビジネス」の各系において専門教育を展開することにより、高度なフランス語力と豊かな国際感覚および教養を持ち合わせ、国際社会で生きていくことのできる人材の養成を目的とする。
	中国語学科	充実した中国語教育を基盤に、「中国語・中国文化」と「中国ビジネス」の2つの系により高度な専門教育を行い、日中間やアジアを軸に現代国際社会において活躍できる人材の養成を目的とする。

現代国際学部(グローバルビジネス学科・現代英語学科・国際教養学科)では、世界情勢や各国の関係性、文化や商習慣などの知識を幅広く持ち、「考える力」や「課題を発見し、問題を解決する力」、高度な英語運用能力を基盤に、職業分野に直結する能力を持った人材を育成することを目的としている。

現代国際学部を構成する3学科は、各学科のキャリアに関わる英語運用能力と専門性の育成を目指し、学則上、下表1-2の目的を定め、これらは入学時に行う学部・学科別オリエンテーション、学年報の履修ガイダンス等において、その都度説明・周知している。

表1-2 名古屋外国語大学学則第2条の2(現代国際学部 学科の人材の養成に関する目的)

現代国際学部	グローバルビジネス学科	英語をビジネスで活かすことのできる能力とグローバルな経済活動を展開している企業が求めている知識・能力を「マネジメント」、「マーケティング」、「ファイナンス」、「アカウンティング」の系で学び、国際的なセンスを身につけた人材の養成を目的とする。
	現代英語学科	実践的な英語力を身につけたうえで、専門的知識とその職業領域で活用する応用的英語能力の修得を目指し、総合的な英語力を更に究め、多様なビジネスチャンスにおける英語のプロフェッショナルを育成、特に英語によるコミュニケーションが大切な役割を果たす諸分野を専門的に学び、世界で活躍できる人材の養成を目的とする。
	国際教養学科	高度で実践的な英語力に多言語学習を加えた総合的コミュニケーション力の育成に加え、国際教養人としての知識、スキルを修得し、職業分野に沿って「リテラシー」、「ガバナンス」、「リクリエーション」の3つの系に分類された教育課程を通して、将来の自己実現に向けた就業力を一層高めることを目的とする。

世界共生学部(世界共生学科)では、下表1-3に示すように、複数の言語と地域を選んで学び、共生に関する学問的知識を多角的に習得し、世界各地の人々と絆を結び、多文化共生時代における国内外の問題解決のために行動できる「アクティブでグローバルな人」を育成することを目的とする旨、学則に示すとともに、これらを入学時に行う学部・学科別オリエンテーション始め、学年毎の履修ガイダンス等において、その都度、説明・周知している。

表1-3 名古屋外国語大学学則第2条の2(世界共生学部・学科の人材の養成に関する目的)

世界共生学部	世界共生学科	国内外の多文化環境にすみやかに適応できるよう、言語力・コミュニケーション力に優れ、グローバルな社会現象・事象に対する理解力・分析力を持ち、「多文化共生」に対する理解とそれを受け入れる寛容な倫理観や共感力を備えた人材、また、多文化社会が抱える様々な難問やリスクに即応し、今後の世界ならびに我が国の未来を担うチャレンジ精神を備えた即戦力型の人材の養成を目的とする。
--------	--------	--

世界教養学部(世界教養学科、国際日本学科)では、2学科を設置し、世界教養学科は軸足を“世界”に、国際日本学科は軸足を“日本”に置きながら、世界と日本を双方向に学び、世界の知見を日本に還元、日本の魅力を世界に発信できる人材を育成することを目的として、その教育特色を説明すると同時に、広く公表し、学則上各学科の目的も表1-4のように定めている。

表1-4 名古屋外国語大学学則第2条の2(世界教養学部、学科の人材の養成に関する目的)

世界教養学部	世界教養学科	世界教養学科は、英語及び複言語の高い運用能力、世界諸地域の言語、文化、歴史、社会などに関する豊かな教養を備え、人文・社会・学際3分野にまたがる幅広い知的好奇心、豊かな人間性と共感力、批判的思考力、国際感覚を通じて、不確実性に満ちた現代社会がはらむ諸問題の解決に主体的に立ち向かい、世界と地域社会の人々との交流の促進、双方の平和的発展に貢献できる人材の養成を目的とする。
	国際日本学科	国際日本学科は、日本と世界に関する豊かな教養、日本語および英語の高い運用能力、また日本語・日本文化に関する専門的知識を備え、同時に、他者に対する共感力、論理的かつ批判的な思考力、さらには地域社会への貢献意識を持った人材の養成を目的とする。

他方、本学大学院の研究科・専攻は、国際コミュニケーション研究科・国際コミュニケーション専攻として設置され、大学院学則第1条に、その目的を定め、「本学の建学の精神に則り、学術の理論及び応用を教授・研究し、高度の能力と豊かな学識を有する人材を養成すると同時に、その深度を究めて国際社会の一員として文化の進展・交流に貢献し、人類社会の発展に寄与する高度な専門的職業人の育成を目的とする」としている。

博士前期課程は、学修課程は英語、日本語及びグローバルコミュニケーションと広範な分野に亘っているが、研究志向及び就職分野をより明確にすることを意図して、高い教養と優れたコミュニケーション能力に基づいた、学際的で豊かな研究能力を備えた人材育成を目的とすることを大学ウェブサイトを示している。

博士後期課程の目的については、英語学・英語教育学、日本語学・日本語教育学、グローバルコミュニケーションの3つの専門分野があるが、徹底した個別の研究指導を通して高度な専門的職人、教育者、あるいは研究者の養成を目的とすることを大学ウェブサイトに掲げている。両課程における各コース、各分野の目的についても、それぞれ大学ウェブサイトで公表している。

例えば、前期課程の英語・英語教育コース(英語・英語教育プログラム)では、英語コミュニケーションを専門とする研究者、広い視野と深い学識を備えた高度職業人専門家、卓越した専門性をもつ語学教師の育成を目的として掲げ、後期課程の英語学・英語教育学分野では、英語学や英語教育学の分野を涉猟し、先行研究を批判的に吟味し、有意義な課題を自分で設定、調査、考察し、その成果を博士論文として書くことを通して、自立した研究者や高度な専門職者を育てることを目指すことを公表している。

なお、博士前期・後期課程ともに、上記の人材養成目的、教育研究特色、3つの方針等について、学部と同様に、研究計画書提出時、オリエンテーション、履修ガイダンス等において、配付する「2025年度大学院ガイドブック」により、その都度、説明・周知している。

本学の理念・目的は、必然的に法人の建学の精神「人間教育と実学」がその根底にあり、教育目的である「世界人材(World Human Resources)」は、二つの要因から構成される。前者は、世界を舞台に活躍できる豊かな個性と人間性に溢れ、国際感覚を身につけた広い視野を持つ人材を育てることにあり、これ即ち「人間教育」。後者は、高い専門性、高度な外国語運用能力と共に多言語・多文化に関わる深い理解及び人間的共感力、国際感覚を身に付けるための実践的教育であり、これ即ち「実学」。この二つの要素を有機的に、かつ統合的に結び付け、全人的教育を施し、人間形成を促すことが最大の目的である。設置する学部・学科で展開される全学的な「世界教養プログラム」とダイバーシティ(多様性)の要となる「複言語プログラム」、あるいは実践的で活用的な専攻言語教育と体系づけた専門教育を融合した特色ある教育課程に加え、超少人数クラス編成(PUT-Power-up Tutorial/教員1名に学生4名)からTESS留学・Total Expenses Support System(留学費用全額支援制度)に至る他に類を見ないような教育支援システム等、設置する学部・学科の人材養成目的を具現化できるよう構築しており、大学の理念・目的と学部・学科、研究科の目的及び教育理念達成に相互に深い関連性を保持している。その意味で、法人の「人間教育と実学」は本学の「世界人材(World

Human Resources)」の根幹であり、先述の学部・学科及び研究科に定める教育・研究目的は全てその枝葉、そして輸出される学生は、特に花実種である。そのための教育の質の在り方を担保する仕組みが自己点検・評価、PDCAサイクルの確立と検証であると考えている。いずれも法人の建学の精神である「人間教育と実学」に基づき、豊かな教養と優れたコミュニケーション能力(人間教育)及び専攻分野に関わる高い専門性と実践力(実学)に依るグローバル人材の育成を教育目的としており、相互に緊密な連関性が認められる。また、これらの理念・目的を実現するために、本学の学部・学科及び研究科・各課程で3つの方針を定め、内部質保証に努めている。本学の理念・目的は法人の建学の精神に基づいて定められ、本学の学部・学科及び研究科の目的は、前述のように、本学の目的に則してそれぞれの専門性を踏まえて定めている。

(2) 理念、目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

本学の理念・目的は大学学則、大学院学則等に明示している。人材育成・教育研究上の目的については、大学学則の第1条に大学全体について明示し、同学則第2条の2に学部・学科について明示している。同様に、研究科の目的については、大学院学則第1条に明示している。

また、これらの目的については、それぞれ、大学ウェブサイト公表している。法人の建学の精神である「人間教育と実学」の理念に基づき、グローバル人材の育成に向けて、世界を舞台に活躍できる豊かな個性と人間味に溢れ、国際感覚を身につけた人材を育てることを大学・学部、学科、研究科の目標に位置付けて適切に目的を定めている。真の国際人に必要な豊かな教養、高い専門性、高度な外国語運用能力と共に多言語・多文化に関わる深い理解及び人間的共感力、国際感覚を身につけることが教育の目標となっている。研究科については、高度な研究能力の育成も目標として定められている。

本学の理念・目的、学部・学科、研究科の目的については、いずれも大学ウェブサイトに掲示して、教職員、学生、社会に対して周知及び公表している。学部・研究科の学則については、大学ウェブサイトの「大学案内・学則」において、学部、大学院別に掲示している。

同様に、大学ウェブサイトの「名古屋外国語大学 学部・大学院」に、学部・学科、研究科の目的も含めて、大学の基本的な情報として公表し、教職員、学生、社会に向けて周知を図っている。大学院学則は各年度の「大学院ガイドブック」にも掲載して、大学院生及び大学院担当教職員に周知を図っている。本学の理念と目的については、本学学生を対象にして、「学生便覧」に学長から巻頭言で説明がなされ、学生の理解の深化に寄与している。

具体的に学部・学科においては、入学時に行う学部・学科別オリエンテーションを始め、学年毎の履修ガイダンスにおいて学則を配付し、その都度、説明・周知しており、大学院についても研究計画書提出時、オリエンテーション、履修ガイダンス等において、配付する「2025年度大学院ガイドブック」により、その都度、説明・周知している。

他方、教職員のうち、教員については教員資格審査が終了後、職員については採用面接時に、個別に対面の機会を設定し、勤務条件等と同時に「学校法人中西学園の概要」「名古屋外国語大学中期計画 NUFU Next 2028」「2025年度学生便覧」「2025年度大学院ガイドブック」等を配付し、法人及び大学の沿革、建学の精神、本学の教育理念・目的、大学院・学部、学科の教育特色、法人及び大学の現況等を説明・周知し、就任後には規程管理システムにより寄附行為、学則、就業規則等の諸規程を開示している。なお、非常勤講師についても、毎年度、学期始めに開催される非常勤講師懇談会において、これらの趣旨を説明・周知している。

加えて、毎年3月から4月に開催される法人離就任式、新任教員就任時研修会、新任職員研修会等において、法人離就任式では理事長から、新任教員就任時研修会では学長から、新任職員研修会では法人事務局長から、法人及び大学の沿革、建学の精神、本学の教育理念・目的、大学院、学部、学科の教育特色、法人及び大学の現況等を説明・周知している。

社会への公表については、大学ウェブサイトでは学部・学科、大学院の教育と目的等の公表

が行われている。また、紙媒体として大学広報用冊子である「名古屋外国語大学 GUIDE BOOK 2025」を制作・公表しており、本学での教育の目標と学びの特質の可視化と理解に貢献している。さらに、本学の説明会、オープンキャンパス、学校訪問の機会に本学の教育と人材養成の目的等について説明がなされ、社会への公表の取組みが積極的に進められている。

評価項目②

大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

<評価の視点>

- ・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。
- ・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

(1) 中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。

本学では、「卓越した外国語運用能力を礎に、共感力と批判的思考力に優れ、ポストグローバル時代を逞しく生きるための高い知性、行動力、社会貢献の意識を身につけた『世界人材』(World Human Resources)」を育成するために、高等教育の6つの領域における改革を骨子とする「NN2028」(NUFS Next 2028)に2024(令和6)年度から2028(令和10)年度まで取り組むこととしている。本学での認証評価の結果等も踏まえた中期計画の策定と取り組みである。このNN2028は、「Ⅰ. 中部・東海地区をリードする高等教育拠点としての体制の確立」「Ⅱ. 高度職業人(世界人材)育成のための理想的な教育環境の構築」「Ⅲ. 中部地区をリードする外国語学研究拠点としての発信力強化」「Ⅳ. DX時代にふさわしいスマートキャンパスの創出と環境整備」「Ⅴ. 国内外の高等教育機関との連携及び地域社会への貢献」「Ⅵ. 中部地区唯一の外国語大学としての機能強化及びガバナンスの確立」の6つの領域から構成され、各領域には複数のテーマと計画が含まれている。たとえば、「Ⅰ. 中部・東海地区をリードする高等教育拠点としての体制の確立」の領域には、「(1) ポストグローバル時代に適合した世界人材を育成する教学体制を担保するための学部の改編」等の7のテーマがあり、最初のテーマには、「3つの方針の再検討と将来構想」等4つの計画が提示されており、機関別認証評価の結果等も含めて、ポストグローバル時代の堅実な中期計画となっている。

以上のように、本学では認証評価の結果等も踏まえて、世界人材の育成と本学の国際化の推進に向けて中期計画と諸施策を設定し、実行・評価を適切に実施していると判断できる。他方、法人の中・長期計画との関連、整合性において、法人では2020(令和2)年4月1日施行の私立学校法第45条の2(予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画)に従い、2020(令和2)年3月の理事会・評議員会において中西学園中期計画を決議し、その中で、計画期間と扱う内容、Ⅱ長期的見通し、Ⅲ財務について、Ⅳ人事について、Ⅴ施設について、Ⅵ教学についてを策定し、以後、毎年度、「中期計画進捗状況」として公表している。本学の中期計画も含めて、方針としての観点から計画の妥当性、進捗性や財政面、組織面等の裏付けも含めての点検・評価を行い、その結果を公表している。

なお、前回の機関別認証評価時において指摘された改善項目については、2027(令和9)年7月までに大学基準協会に「改善報告書」を提出することになっており、現在、内部質保証を担う組織の役割分担や体制整備等について適切に対処しているところである。

(2) 中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

本学の中期計画である先述の「NN2028」(NUFS Next 2028)について、小項目ごとに、年次計画に対する「取組状況」「点検・評価」「次年度以降の課題及び改善事項」を記載する「自己点検・評価シート」を作成し、年度末に達成度を点検している。最終的な点検は学長室会

議が行い、達成度を5段階で評価し、その結果を自己点検・評価委員会、大学評議会、合同教授会で公表するとともに、全教職員に情報共有される。常に共通の目標に向けて、内部質保証のPDCAサイクルのための重要な役割を果たしている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

外国語大学の目的として、グローバル社会で必要な資質・能力を豊かな教養、高度な外国語運用能力、高い専門性にあると定め、教育の目的と人材養成の目標を可視化して教育課程・編成、入学者の受入れに向けて、学則等に明示・公表している点に特色がある。加えて、本学では中期計画として、先述のとおり「NN2028」(NUFS Next 2028)を策定しており、6領域143項目について、各年度末に組織的な点検・評価を実施している。具体的には、「NN2028」の小項目ごとに「自己点検・評価シート」を作成し、関係部署にオンラインで共有したうえで、年度末に達成度を点検し、所定の評価欄に点検の詳細を入力する。最終的な点検は学長室会議が行い、すべての項目の達成度を5段階で評価し、その結果を公表する。これら一連の自己点検・評価の計画と結果発表は、学長室会議、大学評議会、合同教授会で行われ、全教職員に情報共有が行われる。この評価資料は、年度を通して常時閲覧可能であり、常に共通の目標にむけて内部質保証のPDCAサイクルのための重要な役割を果たしている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

学園の建学の精神は「人間教育と実学」で、その目的は時代と社会の要請に応えていく実学を発展させることである。本学は、外国語大学として、「21世紀の地球社会で活躍できる国際感覚豊かな人材を養成する」ことを目的としている。具体的な教育指導活動は、一人一人の学生を大切にするという基本的な教育理念に基づき、学生の能力の個人差を大切にし、周りの人たちに信頼され、愛される人材を育てることにある。

いずれの学部も豊かな教養の学修を基盤に、各学部での高度な外国語運用力と専門性を修得し、豊かな共感能力と国際感覚を備えることを目的としている。外国語学部・各学科は、英語・フランス語・中国語の運用能力とそれぞれの言語・文化・社会についての専門性を修得し、国際的教養人の育成を目的とし、現代国際学部・各学科は、英語の高度な運用能力と現代文化社会・ビジネス・国際教養並びにキャリアの高度な専門性の修得による国際的職業人の育成を目的としている。

また、世界共生学部・学科では高度な英語運用能力と世界諸地域の多文化・社会と平和的共生についての高度な専門性の学修による多文化社会の担い手の育成を目的とし、世界教養学部・各学科は、英語・日本語の高度な運用能力と日本及び世界の諸地域の言語・文化・社会についての専門性の修得により世界教養人の育成を目的としている。これらの学部での学修成果を踏まえ、研究科では、高度の能力と豊かな学識の養成とともに国際社会での文化の進展・交流、人類社会の発展に寄与する高度な専門的職業人の育成を目的としている。これらの人材育成の目的は、いずれも学園・大学・学部・学科・研究科等で、関連性を踏まえて、適切に策定され、本学学部・研究科の学則並びに大学ウェブサイトで社会に公表され、教職員・学生間等で共有されている。また、大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくために、大学として将来を見据えた中・長期の計画・施策を定め、定期的実施結果を評価し、その評価結果を大学ウェブサイトで公表している。なお、外部評価を毎年実施し、教育の目的及び人材養成の目的について、学内での検討に留まらず、定期的に適切性を検証している。

1. 現状分析

評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。
- ・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

※ 具体的な例

- ・3つの方針の策定の調整・支援。
- ・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援。
- ・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援。
- ・学習成果の可視化に向けた調整・支援。
- ・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援。
- ・大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
- ・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

(1) 内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制(全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任)や手続を明らかにしているか。

本学は、学園の建学の精神である「人間教育と実学」の具現化に向けて、21世紀の地球社会で活躍できる国際感覚豊かなグローバル人材の育成を目指し、内部質保証の取組みを進めている。本学では、内部質保証の推進に関する大学の基本的な考え方と体制・手続を「内部質保証の方針」として定めている。

内部質保証に関する大学の基本的な考え方として、(1)学園の建学の精神に基づき、本学の理念・目的を実現するため、教育・研究・社会貢献等に関する取組みについて、方針及び計画を定めて着実に実施し、(2)その点検・評価結果をふまえて、改善・向上のサイクル(PDCAサイクル)を適切に機能させ、大学の質保証と向上に恒常的・継続的に努めるとともに、(3)社会に対して説明責任を果たすことを定めている。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織(全学内部質保証推進組織)の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織の役割分担については、次のように設定して明示している。内部質保証の組織・役割については、(1)内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、学長のもと、副学長、学部長、研究科長、事務局長、学長特別補佐を構成員とする学長室会議を定め、(2)学長室会議とともに、全学的意思決定に関わる大学評議会は、全学の管理・運営に係る重要事項の審議に加え、自己点検・評価及び内部質保証に係る審議も行うこととし、(3)教学内部質保証に関わる教学マネジメント会議は、点検・評価の基づく全学的な教育改善策の立案等を行い、(4)点検・評価に関わる自己点検・評価委員会は、各部局等に自己点検・評価を指示し、提出された報告書をもとに自己点検・評価報告書を作成し、(5)法人と将来戦略を審議する将来戦略会議、全学の教学マネジメントの推進を担う教学マネジメント推進室、全学的な内部質保証に必要なデータ分析を行うIR推進本部を全学の内部質保証の関連組織として定め、(6)内部質保証の取組みは、大学全体として、教員組織編制・教育研究等環境・学生支援・社会連携と社会貢献等について方針を

定めて行い、教育(プログラム)については3つの方針と教育課程を方針・計画として取り組み、授業等については個々の教職員の教育研究活動と教職員の取組みとする。これらの総体を内部質保証の全学での取組みとする。

内部質保証の手続は、学長室会議の方針・計画に従い、学長室会議との連携に基づき、大学全体、学部・研究科・部局、教職員個人のレベルで、各組織での自己点検・評価に基づき、責任と自覚をもって取り組む手続を構築している。教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針(PDCAサイクルの運用プロセス等)は、3つの方針(学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受け入れ方針)に基づき、質の保証と向上を図るために実施し、内部質保証の取組み結果については、自己点検・評価、外部評価の結果を含めて公表し、社会に対して説明責任を果たしている。

(2) 教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

ア 3つの方針の策定の調整・支援

本学では、既存学科の新カリキュラム策定にあたり、3つの方針の確認と改訂を行っている。また、発足を予定している学科については、3つの方針の策定を行っている。3つの方針の策定及び確認と改訂にあたっては、まず、全学的な内部質保証の推進に責任をもつ学長室会議において、大学全体の方針の見直しに関し、綿密な審議を行う。大学の理念と人材養成の目的に沿って、大学全体の卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針を確定する。この確定に際しては、各学部の学位プログラム相互の位置付けが明示され、なおかつ、大学全体の理念や目的に沿った全学的な統一性が保たれることを念頭に置いている。このようにして大学全体の方針を策定することにより、この基本方針に基づいて各学部の学位プログラムにおける3つの方針が明確化されるよう、調整と支援を行っている。

各学部では、大学全体の3つの方針に基づき、各方針に定められた項目について、各学位プログラムに添い、詳細の見直しや策定を行う。その際、各学部の卒業認定・学位授与の方針については、教養・語学力・専門性・共感能力等の資質の4つを軸に方針を組み立てるという認識を学部間で共有している。なお、4つの軸に沿って方針を具体化するに際しては、「学力の3要素」(「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体的に取り組む態度」)との関係性を念頭に置いて、各学部の学びを記述している。また、教育課程編成・実施の方針については、卒業認定・学位授与の方針との整合性・教育課程の順次性と体系的・教育方法の質的転換を軸に方針を組み立てたうえで、単位制度の実質化を図り、厳格かつ公平な学修成果の測定により教育の質保証に努めることを共通の認識としている。さらに、入学者受け入れの方針については、大学全体の人材養成の目的を踏まえ、各学部がそれぞれの卒業認定・学位授与の方針に沿って「世界人材」の一側面を体現する形で受験者像を記述することにより、大学全体における各学部の位置付けを明確化している。

上記のように、大学全体の3つの方針に基づき、各学部の学位プログラムにおける3つの方針の策定と調整が行われているが、その過程での具体的な支援は、学長室の指示により、学長室の下に置かれた教学マネジメント推進室が作業準備の一旦を担い、各学部長と連携しつつ調整を進めている。各学部の3つの方針の記述は、学部相互の位置付けを念頭に置きつつ、細部に渡って検討と吟味が行われ、各学部の方針の枠組みが確定される。これを受けて、教学マネジメント推進室の一部門である教育改革構想部門に置かれたカリキュラム改革検討チームでは、各学科のチーム構成員を通して、各学位プログラムの詳細に関するヒアリングを行い、卒業認定・学位授与の方針との整合性及び体系的を確認しつつ、カリキュラムマップとカリキュラムツリー作成の支援を行っている。特に、新カリキュラム及び新学科の発足にあたり、全学の卒業認定・学位授与の方針に改訂を施したことを受けて、

カリキュラムマップとカリキュラムツリーについても、既存の資料の修正を行った。修正の結果は、次年度に向けて、大学公式ホームページに公表予定である。

このようにして策定・改訂された大学全体及び各学部・各学位プログラムにおける3つの方針と、カリキュラムマップ・カリキュラムツリーは、学長室会議に提出され、全学的な見地から、詳細の確認及び、必要に応じて最終調整が行われたあと、教学マネジメント会議・大学評議会・合同教授会を経て、全学に共有される。

イ 体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援

本学では、卒業認定・学位授与の方針と人材養成の目的に従い、それらと整合性を保ちつつ、体系的かつ組織的な教育課程の編成にむけて、学長室の指示のもと、教学マネジメント推進室の教育改革構想部門に置かれたカリキュラム改革検討チームにおいて、カリキュラムマップ及びカリキュラムツリーの作成・主要科目の設定等に関わる調整と支援を行っている。カリキュラムマップとカリキュラムツリーの作成過程では、各学位プログラムにおける体系性と順次性の実現に向けて、各学科の教務担当者でもあるカリキュラム改革検討チーム構成員を通して詳細なヒアリングを行い、配当学年や履修方法の調整を進めている。また、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育方法の質的転換を図るべく、授業単位すなわちミクロレベルに照準を合わせ、教育言語や授業実施方法の確認、アクティブラーニングの詳細や体験型の文化研修の併用、講義形式と実践形式のペアリングによる学習効果の増幅等に関する提案を行っている。

また、教育改革構想部門では、各学位プログラムに共通する全学共通基幹科目の実施・運営について、大学全体すなわちマクロレベルの方針を念頭に置きつつ、学部・学科を跨ぐ共通課題の抽出を行い、教学マネジメント推進室に置かれた教学IRタスクフォースにおいて、課題改善のための根拠となるデータを収集・分析し、その結果を学長室会議に報告する。学長室への報告に際しては、各学部長と連携して分析結果を精査し、具体的な調整に向けた改善案を準備する。学長室会議では、改善案の精査に基づいて具体的な改善を指示し、改善計画は教学マネジメント会議・合同教授会を経て共有された後、各学部の教務委員会で実施・運営の細部が調整され、講義要項の改訂に反映される。

このプロセスを経てカリキュラムの改善が行われたものとして、全学的な英語力の強化を図るため、全学共通基幹科目のCELP (Core English、PUT、Listening Comprehension、TTIの4科目からなる全学部共通の英語科目群)のTTI (TOEFL、TOEIC、IELTS) 科目の実施方法を改善した事例がある。外国語教育に注力し、全額支援の留学制度を完備する本学の喫緊の課題として、学長室会議は、全学的な英語力の底上げを指示した。これを受けて、教学IRタスクフォースでは、過去の英語資格試験の成績データの収集・分析を行い、教学マネジメント推進室のアクションプラン推進部門に提示したうえで、カリキュラム改革検討チーム・言語教育開発センターのCELP部門と連携し、TTIのカリキュラム改善の企画案を学長室会議に提出した。具体的には、これまで1科目だったTTIの授業について、教学IRタスクフォースが提供したデータに基づき、習熟度別に編成してTTIの科目群を構成すると同時に、卒業に必要な単位数を増やす提案を行い、これが認められた。本件は、教学IRをカリキュラム改善に生かした事例として、大学ウェブサイトで詳細を公開している。

ウ 効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援

効果的な教育方法の開発と運用のための支援として、学長室会議では、「教育研究活動推進助成」の制度を樹立した。毎年度、中期計画 (NUFS NEXT 2028) の進捗や自己点検・評価の結果を踏まえて、教育課程の編成と実施・運営にあたって強化すべきテーマを厳選して指定課題を設定し、助成への申請を促している。全学の教員から、設定されたテーマに沿って、教育方法の開発に関する企画案が提出されると、学長・副学長・学部長が提出者に対してヒアリングを行い、助成の規模を決定すると同時に、研究開発の実現にむけた助言を行っている。

全学的なレベルにおいて、専任・非常勤を含む全ての教職員に対し、効果的な教育方法の開発と運用に資する目的で、全学のFD活動を組織的に推進している。学長室の下に置かれた教学マネジメント推進室の教学マネジメント部門に置かれたFD企画推進チームでは、1期末・2期末のFD研修、及び10月又は11月のFD研修講演会を企画立案し、学長室会議・FD委員会に提案している。企画立案に際しては、全学の教職員を対象とするFD研修後のアンケート調査によって寄せられた参加者の要望やコメントに基づき、また、使用言語や、上述の「教育研究活動推進助成」の指定課題との連携も視野に入れつつ、研修プログラム及び報告概要の提案が作成される。学長室会議・FD委員会での承認後、教学マネジメント会議・合同教授会でプログラムの詳細が発表され、学長室の方針により全員参加を呼びかけている。

2020(令和2)年度以降、学長室の指示のもと、教学マネジメント推進室では、FD研修プログラムの開催案内や報告概要をクラウドの共有スペースで全教職員に共有する仕組みを構築した。また研修の実施後には、報告資料や記録の動画を同スペースにアップロードすることにより、過年度の研修内容を常時、確認できるようにしている。これにより、新任教員に対しては着任後の研修を兼ねる形で、教育課程編成に関する大学の方針を速やかに共有している。このようにしてFD活動のPDCAサイクルを円滑に回し、卒業認定・学位授与の方針と整合性を保った教育課程のもと、ミクロレベルでの授業科目の実施運営や教育方法の開発についても全学的に情報共有を行い、教育の質保証に努めている。なお、FD研修の実施状況については、大学ウェブサイトで公表している。

エ 学習成果の可視化に向けた調整・支援

学修成果の可視化に向けては、全学的なアセスメント・ポリシーを策定し、アセスメントに関わる年間計画を明示している。

アセスメント項目のうち、学習状況調査及び授業に関するアンケートについては、FD委員会において年間計画を決定し、アセスメント項目については毎年度、検討や改善のための審議が行われている。学習状況調査及び授業に関するアンケートは、結果データの収集後、教育担当副学長及び各学科のFD委員によって、全学的な分析および学位プログラム毎の分析が行われ、FD委員会における分析結果の報告を通して、次年度の改善項目が確認される。

2020(令和2)年度以降、これらのアンケートがオンラインで課外に実施されるようになったため、回答率を高めることが喫緊の課題となっている。また、文部科学省の全国学生調査への参加が開始したことから、2015(平成27)年度以降、一貫して蓄積してきた本学独自の調査結果を今後、どのように総括し、今後の調査方針を策定していくのか、次年度に向けて検討を行い、結論を出す予定である。

上記のアセスメント項目に加え、学長室からの指示に基づき、教学マネジメント推進室の教育改革構想部門に置かれた改革総合支援推進チームでは、定期的に学生懇談会を開催し、テーマを定めて学習成果に関する聞き取りを行っている。その結果は、詳細な実施報告書にまとめられ、教育課程の実施運営に係る改善に資するべく、学長室会議・教学マネジメント会議・合同教授会に報告される。また、カリキュラムの改善提案に役立てるべく、同部門に置かれたカリキュラム改革検討チームとも課題を共有している。なお、学生懇談会の開催記録は、大学ウェブサイトで公表している。

学生が自らの学びを主体的に振り返る作業を通して、学習成果を確認すると同時に、本学では卒業時、学位授与の際にディプロマ・サブリメントを発行し、4年間の成績評価の結果としてのGPAの推移・英語の資格試験の結果・留学制度の活用状況等を可視化し、個々に配付している。ディプロマ・サブリメントの発行に至るプロセスとして、年次毎の成果をどのように可視化し、アカデミック・アドバイジングなどに組み込むかが、今後の課題となっている。

オ 自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援

自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整や支援については、自己点検・評価委員会の事務局より、「自己点検・評価シート」が各部局に配付され、年度末を目処に、各部局と関連の深い評価基準について、「取組状況」「長所・特色」「課題・問題点」「課題・問題点に対する改善策」を記述する仕組みを構築した。各部局では、記述内容について、根拠資料を取り揃え、それらをオンラインで共有するようになっている。各部局では、シートの入力にあたり、部局内で年度の振り返りを行うと同時に、改善に向けて方策を検討する。このようにして、内部質保証のPDCAサイクルを円滑に回すべく、調整・支援が行われている。

中期計画（NUFS NEXT 2028）においても同様の仕組みを構築したが、それぞれの点検・評価を有機的かつ統合的に前進させるべく、授業科目単位のミクロレベルから大学全体としてのマクロレベルまで、各レベルの作業を連携させつつ効率的に構築することが、今後の課題となっている。

- （３）大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。

2025(令和7)年度は、教学マネジメント会議において、大学全体規模(全学共通基幹科目の運営母体である言語教育開発センター及び教養教育推進センター)、各学部、研究科の自己点検・評価報告の日程を定め、点検評価の共有を行い、課題を抽出した。

また、2025(令和7)年度の自己点検・評価については、大学基準協会が定める評価項目及び評価の視点に準拠して作成した「2025年度自己点検・評価シート」により、各学部・研究科・センター等の諸活動を点検・評価するよう依頼した。

- （４）学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。

教学マネジメント推進室教育改革構想部門・改革総合支援推進チームにおいて、カリキュラム改革の妥当性を高めるため、学生懇談会を実施し、学生の意見を取り入れるべく、結果を報告書にまとめて学長室会議に提出し、教学マネジメント会議、合同教授会で共有している。また、点検・評価において客観性、妥当性を確保するために、本学では外部評価委員会を設置し、評価を毎年度受けており、大学ウェブサイト公表している。

- （５）行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

2023(令和5)年度に受審した大学機関別認証評価において、「自己点検・評価の基準・実施周期等を設計して実行するとともに、内部質保証を担う組織の役割分担や体制を整備し、そのもとで改善・向上につなげるよう是正されたい。」との勧告を受けており、その対応について学長室会議等で議論し、「名古屋外国語大学内部質保証の方針」「名古屋外国語大学学長室会議規程」「名古屋外国語大学評議会規程」「名古屋外国語大学自己点検・評価委員会規程」「名古屋外国語大学教学マネジメント会議規程」をそれぞれ一部改正し、改善に向け対処しているところである。

評価項目②

大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

<評価の視点>

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

(1) 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

本学では、「大学案内・情報公開」として、大学ウェブサイトにて、法令に定められている事項等について情報を公表している。また、「ガバナンス・コード」を定め、学園・大学における情報公開に関しては、透明性を確保するため、情報公開の充実を図り、学校教育法施行規則(第172条第2項)等による法令上の情報公表に加えて、自主的な情報公開を行い、情報公開の工夫等に努めることとしている。

各教員の研究活動の情報については、大学ウェブサイトにて、「教員紹介」として、専任教員の教育・研究情報を公開している。教育に関しては、名古屋外国語大学ポータルに、オンラインシラバスとして、各科目の開講年度学期、曜日時限、授業名、担当教員、授業概要・学習目標・準備学習、授業方法、授業計画、成績評価等を含む全科目のシラバスを公開している。また、教職課程における教員養成の状況も、大学ウェブサイトにて公開している。

本学の自己点検・評価結果には、機関別認証評価における「自己点検・評価報告書」とともに「評価結果」を大学ウェブサイトにて公開している。財務状況については、私立学校法や各種通知等に基づく財務状況について大学ウェブサイトにて、「財務・経営」として、財務諸表を解説とともに公開している。また、事業報告書においても、本学の財務状況について、「事業報告書」の「財務の概要」に説明も併せて掲載して、学外の方にも理解しやすいように便宜を図っている。なお、グローバル人材の育成を目的とする本学では、自主的な情報公開の事項として、大学ウェブサイトにて、「留学・国際交流」として、留学プログラム、協定大学紹介、国際交流実績等を公開している。

教育研究活動、自己点検・評価、財務、その他の諸活動の状況等についての情報は、それぞれの会議体において承認、報告された後に、担当部署を通じて公表するため正確性及び信頼性が担保されている。

公表情報の更新も同様にそれぞれの会議体での承認、報告後に、担当部署を通じて適切に行っている。教育研究活動の情報更新については、情報の正確性、信頼性に注意して、毎年9月までに教員が各自の個人調書の更新を行い、その上で更新している。学長室からの学内外への情報発信については、学長室会議で内容を確認・検討し、媒体や表現の工夫・理解可能性も含めて、更新を適切に実施している。

(2) 教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

教育研究活動の情報として、「授業改善のためのアンケート」「卒業時満足度アンケート」「就業状況アンケート」の集計結果を大学ウェブサイトにて公表している。また、学修者の視点からの意見を聴取する場として、教員と学生が集う学生懇談会の開催状況を大学ウェブサイトにて公表している。

評価項目③

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

＜評価の視点＞

- ・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

- (1) 内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性については、内部質保証に責任を負う組織である学長室会議を中心にして、自己点検・評価委員会及び教学マネジメント会議が自らの点検・評価を定期的に行うことにより、確認している。さらに、外部評価員会議では、本学の自己点検・評価の適切性ととも内部質保証の有効性についても定期的に評価を受け、適切性・有効性が確認されている。本学の全学的なPDCAサイクルについては、学長室会議、自己点検・評価委員会、教学マネジメント会議での議論を経て、適切性・有効性を確保している。

適切な根拠に基づく内部質保証システムの点検・評価については、内部質保証に責任を担う組織である学長室会議において、教学マネジメント、学部・研究科等の教育研究組織、教務・学生・研究・国際交流・入試等の事項について、現状と課題をより具体的にかつ明確に共通理解し、それぞれの組織体との連携をより強固にして、内部質保証のシステムに更なる改善を行う必要性を認識した。そのため、学長室会議の議事に審議事項だけでなく、懇談会を設けて、当該研究組織等の課題について十分な理解と解決の方向を探るため、報告と意見交換を行う場を設けている。また、教学マネジメント推進室では、教学マネジメントに関わる基礎的な調査研究や講ずべき施策の提案や学長からの特命事項を担当している。この推進室には、教学マネジメント部門、教育改革構想部門、アクションプラン推進部門、大学情報発信タスクフォースが置かれ、各部門の所轄事項の取組みについて、学長室会議、教学マネジメント会議で報告と議論がなされ、大学全体の内部質保証の推進が前進するとともに、教授会での報告を通して、大学全体の教学マネジメントの現状・課題と今後の在り方について大学構成員の間で共通理解を図ることができている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

2023(令和5)年度の認証評価結果による勧告を真摯に受け止め、内部質保証の推進に責任を負う組織として学長室会議を定め、大学評議会、教学マネジメント会議、教学マネジメント推進室、自己点検・評価委員会、IR推進本部と連携して、PDCAサイクルを機能させ、全学の内部質保証に積極的に取り組んでいる。また、学部・研究科等においても、学長室会議等との連携により、内部質保証を適切に実施している。このように、本学の内部質保証システムは学長室会議を軸に、大学レベル、プログラムレベル、授業レベルにおいて有効に機能している。

自己点検・評価委員会は、主として、認証評価結果での課題の改善に関わる点検・評価を行い、学部・研究科の設置・改編、カリキュラム改編等では教学マネジメント推進室やIR推進本部で点検・評価を実施し、学生による授業評価等はFD委員会で点検・評価を実施している。それぞれの課題について点検・評価の妥当性、信頼性、実効性を確保するためには、大学全体での点検・評価の主体と評価方法の統一について再考の余地が残されている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

グローバル人材の育成を目的として、内部質保証を進めるために、「内部質保証方針」を

策定し、学長室会議を内部質保証の推進に責任を負う全学的組織として定め、大学評議会、教学マネジメント会議、教学マネジメント推進室、自己点検・評価委員会、IR推進本部とともに、全学的な内部質保証活動に取り組んでいる。卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針の策定のための基本的な考え方を設定し、学長室会議の指導のもと、学部・研究科その他の組織においてもPDCAサイクルを適切に進めて、授業レベルも含めて、内部質保証システムを有効に機能させている。行政機関、認証評価機関からの指摘事項に対して適切に対応し、外部評価も実施し、点検・評価における客観性、妥当性を確保している。教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表については、大学ウェブサイトにて、公表情報の正確性、信頼性を保ち、適切に公表、更新を行っている。内部質保証システムの適切性については、学長室会議、教学マネジメント会議、自己点検・評価委員会で定期的に点検・評価を行い、内部質保証システムの問題点を見だし、教学マネジメント会議、教学マネジメント推進室の設置等の改善を適切に行っている。

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

(1) 大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織(学部、研究科や附置研究所、センター等)を構成しているか。

本学は、その母体である中西学園の「人間教育と実学」の建学の精神に基づき、グローバル化と学術の進展が著しい地球社会で活躍できる真の国際人の育成を目指している。教育基本法第7条、学校教育法第83条等の対応法令等に則り、深い教養と豊かな人間性ととともに高度な外国語運用能力と国際感覚を備えた人材を養成する目的で、外国語学部、現代国際学部、世界共生学部、世界教養学部、大学院の教育研究組織を設置している。

教育研究組織の設置・改編は、外国語大学としての学術の進展と社会の要請にどのように応え、現代社会で期待される人材とは何かを常に模索し、それらの理念・目的が保証人・受験生の期待と志望動向に沿ったものか、あるいは学生のニーズと本学の教育成果、社会貢献度に応え得るものかの検討結果を踏まえて議論し、これらの教育研究組織の編制原理に依拠し、理念・目的との適合性を検討し、教育研究組織の設置・改編を実施している。

外国語学部は、学園の建学の精神である「人間教育と実学」に立脚し、専攻する外国語の学修を通して、世界を舞台に活躍できるレベルまでその運用能力を高め、同時に、それぞれの言語圏の教育と研究及び実りある国際交流から育まれる異文化への豊かな共感能力に基づき、優れた国際感覚を身につけることを目標としている。この教育理念、人材養成の目的に基づき、受験生の志望動向と入試結果、学生のニーズ、社会的需要を踏まえ、2025(令和7)年4月現在、英米語学科、フランス語学科、中国語学科の3学科で構成されている。

現代国際学部では、学園の建学の精神である「人間教育と実学」に基づき、英語への深い関心を礎として、国際化・グローバル化の流れに乗りだした現代の日本社会において、とりわけ高い言語運用能力を要求される職域を想定しつつ、そこで十分に活躍できるスキルを身につけることを目標としている。現代国際学部は、現代英語学科、グローバルビジネス学科、国際教養学科に加え、2025(令和7)年4月にグローバル共生学科を設置し4学科の構成となった。

世界共生学部世界共生学科は、学園の建学の精神である「人間教育と実学」に立脚し、世界を舞台に活躍できるレベルまで英語、外国語の運用能力を高め、国内外の多文化環境に速やかに適応できるように、言語力・コミュニケーション力に優れ、グローバルな社会現象・事象に対する理解力・分析力を持ち、「多文化共生」に対する理解とそれを受け入れる寛容な倫理観や共感力を備えた人材、また、多文化社会が抱える様々な難問やリスクに即応し、今後の世界ならびに我が国の未来を担うチャレンジ精神を備えた即戦力型の人材の養成を目的として2017(平成29)年度に設置されたが、現代国際学部グローバル共生学科設置に伴い、2025(令和7)年4月に学生募集を停止した。

世界教養学部は、2019(令和元)年度に外国語学部世界教養学科と日本語学科を改組して設置されている。学園の建学の精神である「人間教育と実学」に基礎を置き、世界と日本の双方に関わる豊かな教養を礎に、世界と日本の言語・文化・歴史・社会に関する高い専門性と高度な言語運用能力を身につけ、鋭利な批判的能力と豊かな共感能力、さらには高いコミュニケーション能力の裏付けを持つ国際感覚を備えたグローバル教養人を育成する。世界教養学科は、英語及び複言語の高い運用能力、世界諸地域の言語、文化、歴史、社会などに関す

る豊かな教養を備え、人文・社会・学際分野にまたがる幅広い知的好奇心、豊かな人間性と共感性、批判的思考力、国際感覚を通じて、現代社会の諸問題の解決に主体的に立ち向かい、世界と地域社会の人々との交流の促進、双方の平和的発展に貢献できる人材の養成を目的とし、国際日本学科は、日本と世界に関する豊かな教養、日本語および英語の高い運用能力、また、日本語・日本文化に関する専門的知識を備え、同時に、他者に対する共感性、論理的かつ批判的な思考力、さらには地域社会への貢献意識を持った人材の養成を目的としている。

なお、2027(令和9)年度には、外国語学部フランス語学科及び中国語学科を募集停止し、2学科の定員を振り替え、新たに世界教養学部フランス・ヨーロッパ学科(定員50名)、中国・アジア学科(定員50名)を開設し、併せて外国語学部を総合英語学部、現代国際学部、地球社会学部に、同現代英語学科を英語キャリア学科にそれぞれ名称変更すべく、文部科学省へ届出及び名称変更の手続きを行うこととしている。

大学院は、学園の建学の精神、大学・学部の理念・目的に基づき、国際コミュニケーション研究科に国際コミュニケーション専攻(1専攻)を設置している。博士前期課程は、高い教養と優れたコミュニケーション能力に基づいた学際的で豊かな研究能力を備えた人材育成を目的として、「英語・英語教育コース(英語・英語教育プログラム)」「英語・英語教育コース(英語教授法(TESOL)プログラム)」「日本語・日本語教育コース」「グローバル・コミュニケーションコース」の4コースで編成されている。一方、博士後期課程は、「英語学、英語教育学分野」「日本語学・日本語教育学分野」「グローバルコミュニケーション分野」の3分野で編成されている。本学研究科では、学園の建学の精神である「人間教育と実学」に基づき、社会が身近に抱える矛盾や課題を解決し、地域の人々の生活にダイレクトに貢献できる実践的、実学的研究と教育を行うことを理想としている。なお、博士前期課程と博士後期課程での人材育成の目的の相違として、前者では各自の研究課題を追求し、専門的な研究を行うための「確かな研究能力」の育成を目的としているが、後者では、独自に研究課題を設定し、自立的に研究を進め、独創的な研究を行う「卓越した研究能力の育成」を目的としている点があげられる。

以上のことより、本学の学部・研究科の各教育研究組織は学園の建学の精神、大学の理念・目的に照らして、適合性を有すると判断できる。

本学の附置研究所・センター等については、教育研究組織として、教職センター、国際教育連携推進機構、国際日本語教育インスティテュート、ワールドリベラルアーツセンター、言語教育開発センター、教養教育推進センター、地域教育推進センター、出版会、グローバル共生社会研究所を設置している。これらの組織は、いずれも本学の理念・目的であるグローバル人材の育成に関わるものである。

教職センターは、全学の教職課程の運営や教育実習の対応・指導を行う教育研究組織として設置し、教職課程認定大学としての社会的役割と責任を十分自覚し、地域や学校、卒業生等との連携・協働を積極的に推し進めながら、本学教職課程及び教員養成の更なる充実を図っている。

本学では、国内外の大学と連携、協力し、グローバル社会に貢献できる人材の育成に努めている。そのための全学の中核組織として、国際教育連携推進機構を設け、そこに、国際交流部と国際日本語教育インスティテュート(留学生別科)を置き、国際交流部で国際連携の企画、海外協定校との連携強化、交流協定の新規締結等を行い、国際日本語教育インスティテュート(留学生別科)で教育研究組織として外国人留学生のための日本語・日本文化の教育、日本人学生との交流を実施している。そこでの教育プログラムは、従来の「日本語コース」に加えて、留学生と日本人学生が日本を通して世界を学ぶ英語開講の「グローバルジャパニスタディーズコース」も開設している。

ワールドリベラルアーツセンターは、日本を含む世界のさまざまな地域の言語、文化、芸術、教育、社会、政治等に関わる問題を発掘し、総合的かつ複合的観点から研究・調査し、その研究成果を公表し、グローバル時代の教養教育の理念を構築することを目的としている。

言語教育開発センターは、グローバル人材の基礎力である豊かな教養としての外国語運用能力(英語及び英語以外の複言語についてのコミュニケーション能力)を育成する英語基幹プログラムと複言語プログラムの企画・運営を行う組織となっている。

教養教育推進センターは、グローバル人材の基礎力である豊かな教養としての汎用的能力(情報処理力、批判的思考力、判断力、表現力)、世界教養(世界の言語・文化、政治、経済、自然)を育成するアカデミックスキルズプログラム、ICTプログラム、世界教養プログラムの企画、運営組織である。

地域教育推進センターは、本学の有する知的・人的・物的資源を適切に活用することにより、地域の各種団体(地方自治体、教育委員会、学校、各種法人等)との連携活動を組織的かつ計画的に推進し、地域の教育や文化の発展に貢献することを目的として設置している。

出版会は、多彩な人材を擁する本学が、教育面のみならず研究面でも目に見える実績を残しつつあることを踏まえ、これらの成果を出版物として世に出し、本学の教育・研究の向上とともに、社会の発展に資する目的で設立されている。

グローバル共生社会研究所は、多文化共生時代の地域創生に寄与する研究教育の活動拠点として、地域社会と密接に連携した研究教育を通じ、地域が直面する諸問題の解決を図ることを目的として、本学の創立30周年記念事業の1つとして、2018(平成30)年に設置されている。

本学の附置教育研究施設等は、学術の進展や社会の需要に応じ、いずれも学園の基本理念・本学の目的に合致した内容で適切なものと判断できる。

評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

(1) 教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

教育研究組織の適切性の点検・評価とその結果に基づく改善・向上に向けた取組みについては、組織の改編を含めて、本学の内部質保証に責任を負う組織である学長室会議で学部・研究科、研究センター等の設置・改編、廃止を行う際に点検・評価を行っている。学長室会議では、学部・研究科等の設置・改編の場合には、下部組織に全学的な検討組織を設置し、そこでの検討結果を踏まえて、内容と申請作業について審議を進め、本学園の法人との将来戦略会議での検討結果をもとに、教育研究組織の適切性について点検・評価を実施している。改編の場合には当該部局で、部局の長(学部長・研究科長)を中心として審議を行い、学長室会議でその結果を踏まえて、適切性を含めた審議を実施する。これらの審議結果に基づき、学長室会議で学部・研究等の設置・改編について具体的に審議を進め、その審議結果を大学評議会に審議し、最終的には学園理事会・評議会に審議を行い、承認している。

(2) 点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

点検・評価結果に基づく改善・向上既存の教育研究組織と今後の方向性について、学長室会議で恒常的に点検・評価を行い、その結果を踏まえて、教育研究組織の改編、設置、質向上に努めている。その結果、18歳人口の減少、外国語分野・国際関係分野への志願者減少の流れに抗し、本学のプレゼンスをより一層向上させるため、教育研究の在り方、体制の見直しを行い、2027(令和9)年度に学部再編を行うこととした。

具体的には、従来の専攻言語を中心とした外国語学部という枠組みや構成自体が、時代の流れの中で変化しつつあり、少数言語は地域の語学を習得するというよりも言語を含めた地域全体を包括的に学びたいとする志向が多く存在するという事実がある一方で、英米語学科に関しては依然として「英語」を学ぶことを中心とする志向が強く、外国語学部の学科構成にも大きな変化と課題が存在することが判明したこと、また、フランス語学科、中国語学科の在籍学生が示した志向は、教養教育、世界人材養成に深く関連するものであり、両学科のポリシーは、これらを教育目標に掲げた世界教養学部において実践されることがより適切ではないかとの考えから、二学科を世界教養学部において「フランス・ヨーロッパ学科」「中国・アジア学科」として再編成し、英米語学科一学科となる「外国語学部」については、より「英語」に特化した専門的な教育の実現にふさわしい「総合英語学部」に名称変更することを予定している。さらに、「現代国際学部」については、世界の課題が国際間の問題を越え、地球規模での視座が不可欠である今、急激な社会変容をより巨視的かつ総合的な視点から学ぶことのできる「地球社会学部」に名称変更することも予定している。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

学長室会議を内部質保証に責任を負う組織と定め、教育研究組織について恒常的に点検・評価を行い、グローバル人材の育成を目的として、教育研究組織の改編・設置に努めている。世界共生学部の設置、外国語学部の改編、世界教養学部の開設、研究科の改編、国際教育連携推進機構の設置、国際日本語教育インスティテュートへの改編、メディア情報・データ科学センターの設置、グローバル共生社会研究所の設置等、同様の手続きで、学長室会議を軸に、関係組織との連携を踏まえて、点検・評価、設置、改編を実施している。

また、18歳人口の減少や外国語・国際分野への志願動向を的確に分析し、2027(令和9)年度の学部再編を決定するなど、時代の要請に応じた機動的な組織改革を行っている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、その母体である学園の「人間教育と実学」の建学の精神に基づき、グローバル化と学術の進展が著しい地球社会で活躍できる真の国際人の育成を目指している。幅広く豊かな教養とともに高度な外国語運用能力と高い専門性を身につけ、優れた共感能力と国際感覚とを備えたグローバル人材を育成する目的で、外国語学部、現代国際学部、世界共生学部、世界教養学部、研究科等の教育研究組織を設置・改編している。

教育研究組織の設置・改編に際しては、外国語大学としての学術の進展と社会の要請にどのように応え、現代社会で期待される人材とは何かを常に模索し、それらのコンセプト、ポリシーが保証人・受験生の期待と志望動向に沿ったものか、あるいは学生のニーズと本学の教育成果・社会貢献度に応え得るものか等の観点から議論を行い、教育研究組織の編制原理に依拠し、理念・目的との適合性を検討し、学長室会議で教育研究組織の点検・評価を実施し、関係組織との連携のもとに、教育研究組織の設置・改編を実施している。

この間、世界共生学部の設置、外国語学部の改編、世界教養学部の開設、研究科の改編、国際教育連携推進機構の設置、国際日本語教育インスティテュートへの改編、グローバル共生社会研究所の設置等を学長室会議で主導して全学的に進めるとともに、設置、改編の結果を恒常的に点検・評価して、「人間教育と実学」の建学の精神に基づき、グローバル人材の

育成に努めている。

1. 現状分析

評価項目①

達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

<評価の視点>

- ・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

(1) 学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。

本学では、各学部、学科に編成された教育課程において学修し、所定の期間在学して卒業に必要な単位を修得し、幅広く豊かな教養を礎に、高度な外国語運用能力と高い専門性を身につけ、優れた共感能力と国際感覚を備えた学生に、学士の学位を授与すると卒業認定・学位授与の方針を定め、卒業に必要な学習成果を明確にしている。この学習成果を修得するために教育課程編成・実施の方針を定め、「①学位授与方針、人材養成の目的と整合性のとれた教育課程を編成する」「②学位授与方針に則して順次性のある体系的な教育課程を編成する」「③多様な授業方法の採用や体験的な学修活動などの充実により教育方法の質的転換を図る」「④シラバスの充実、十分な学修時間の確保などにより単位制度の実質化を図る」「⑤学修成果の測定を多角的かつ適切な方法で、厳正・公平に行い、教育の質保証に努める」の5項目に従い教育課程を編成し、教育・学習の方法を明確にしている。

これらの卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針は学位プログラムごとにも策定しており、大学全体と併せ、大学ウェブサイトに掲載するとともに、毎年度学生に配付する履修要項にも掲載し、周知している。

研究科においても、高い教養と優れたコミュニケーション能力に基づく学際的で豊かな専門性と確かな研究能力を備えた人材を育成するために必要な学習成果を、学位授与方針において明確に示している。また、教育課程の編成・実施方針において、各学習成果を達成するために必要な教育、学習、研究等の方法を詳しく示している。

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針はいずれも、博士前期課程については3つのコース（英語・英語教育コース、日本語・日本語教育コース、グローバルコミュニケーションコース）ごとに、博士後期課程については3つの分野（英語学・英語教育学分野、日本語学・日本語教育学分野、グローバルコミュニケーション分野）ごとに、各学位プログラムの特色に応じて定められており、大学ウェブサイトで公開するとともに、「2025年度名古屋外国語大学大学院ガイドブック」（冊子及びPDF）に掲載し、学生へ周知している。

(2) 上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針は大学ウェブサイト及び履修要項に掲載し、また、各科目にナンバリングを設定し、教育課程上の位置づけを示し、その学習成果と学位との関連を明確にしている。

なお、2026(令和8)年度に教育課程を変更する外国語学部英米語学科、現代国際学部グローバルビジネス学科、現代英語学科及び国際教養学科については、カリキュラムツリー及びカリキュラムマップを作成しているところである。

研究科の学位について、博士前期課程においては「修士(英語・英語教育)」、「修士(日本語・日本語教育)」、「修士(国際文化)」のいずれか、博士後期課程においては「博士(英語学・英語教育学)」、「博士(日本語学・日本語教育学)」、「博士(国際文化)」のいずれかであり、学位授与方針で示している学習成果はそれぞれの学位を授与するにふさわしい内容である。

評価項目②

学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

<評価の視点>

・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

※ 具体的な例

- ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
- ・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
- ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
- ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

（１）学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

①授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講

教育課程編成・実施の方針において5項目を定めているが、その第1項目で「学位授与方針、人材養成の目的と整合性のとれた教育課程を編成する」としている。学位授与方針では、「幅広く豊かな教養を礎に、高度な外国語運用能力と高い専門性を身につけ、優れた共感能力と国際感覚を備えている者に学位を授与する」としており、各学科の定める人材養成の目的に則し、教育課程を編成し実施している。教育課程の構成は、いずれの学科も「全学共通基幹科目」「専修科目」「自由選択科目」「全学開放科目」の各区分としており、現代国際学部にあるのはこのほか、「学部開放科目」を有している。これらの区分は学部、学科により卒業に必要な単位数は異なるが、卒業に必要な124単位のうち、40～49単位を「全学共通基幹科目」とし、汎用能力、コミュニケーション能力、教養を培うこととしている。また、52～74単位を「専修科目」として、学部、学科の専門分野の科目群を開設している。さらに「自由選択科目」として学生の学力及び学修目標の多様化に対応する授業科目を用意し、順次性のある体系的な教育課程を成している。

これにより、学位授与方針に謳う教養、外国語運用能力、専門性及び共感能力・国際感覚の各領域を組み合わせ、効果的に修得できる編成としている。

②各授業科目の位置づけ(主要授業科目の類別等)と到達目標の明確化

各学部、学科では、「全学共通基幹科目」及び「専修科目」に配置する授業科目のうち、学位授与方針の4つの領域(豊かな教養、高度な言語運用能力、高い専門性、優れた共感能力・国際感覚)に強く結びつく科目を主要授業科目として設定している。

また、到達目標については、各授業科目のシラバスにおいて明示している。シラバスは授業担当教員の作成後、各学科教務委員により、学科が設定する教育目標・方法に合致しているかチェックしている。

なお、これらの主要授業科目と到達目標の関連性を示すものとしてカリキュラムマップがあるが、2026(令和8)年度に教育課程を変更する学科(評価項目①に掲出)については、現在、整備しているところである。

研究科においては、カリキュラムマップを作成し、各授業科目が学位授与方針で定められたどの学習成果に対応するかを体系的に示している。2026(令和8)年2月17日開催の第217回研究科会議において、博士前期課程・博士後期課程の2026(令和8)年度のカリキュラムマップについて審議し、2026(令和8)年度に新規に開講する授業科目も含め教育課程の体系性を改めて確認した。

評価項目③

課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・ ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
- ・ 授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・ 学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・ 単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。
- ・ シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。
- ・ 授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。

- (1) 授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。

本学は、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、国際社会の一員として人類社会の発展に寄与する人材を育成することを教育研究上の目的としており、各学部、学科はこれに基づき卒業・学位授与の方針を打ち出し、教育課程の編成・実施方針を定めている。課程修了時に「卒業時満足度アンケート」を実施しており、2024(令和6)年度3月卒業生に対して行ったアンケートのなかで、授業形態、方法に関する質問に対する肯定的な回答（「そう思う」及び「ややそう思う」）は、「少人数教育の授業に満足できた」86.7%、「専攻言語の授業に満足できた」89.4%、「複言語プログラムの授業に満足できた」87.9%、「世界教養プログラムの授業に満足できた」87.3%、「専門科目(専攻言語を除く)の授業に満足できた」89.0%、「教員の履修指導・学修支援に満足できた」83.1%、「教員の成績評価方法・基準に満足できた」87.7%となっており、学習成果の達成に寄与しているものと認識できる。

研究科の授業形態・授業方法は、研究科が教育研究上の目的のひとつとしている個々の学生を大切に作る細やかな指導体制を実現し、修了時に求める高い教養と優れたコミュニケーション能力に基づく学際的で豊かな専門性と確かな研究能力の育成を目指して、授業はすべて少人数で行い、教員と学生・学生同士の建設的な議論を大切にしている。また、2024(令和6)年度に実施した「授業改善のためのアンケート調査」において、大学院は全項目について学生から高い評価(5点満点中、平均4.6点～5.0点)を得ており、期待された効果が得られていると思われる。

- (2) ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。

2020(令和2)年に端を発した新型コロナウイルス感染症の蔓延をきっかけに、本学においても学則第9条の2第2項に「多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる」ことを新たに規定し、遠隔授業を導入した。当初すべての授

業で行われていたが、感染症への対応緩和とともに、現在は多くの授業を対面方式に移行している。遠隔授業は原則として履修者が多い授業科目に限るものとしている。対象となる授業科目は、当該科目を所管する学部・学科等の責任者が副学長(教育担当)に申し出て、教員と学生の間で双方向性を確保できることを条件としている。ただし、効果が得られているかの検証については行っておらず、課題としている。

研究科では、大学の授業実施方針に従って授業は基本的に対面で行っているが、授業の専門性の関係で遠方の他大学教員に非常勤講師を依頼している科目については、授業の一部をICTを利用した遠隔授業で行った。その際には授業時に課題を課すなどして効果を保つ工夫を講じた。

(3) 授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

現代国際学部4学科及び世界教養学科においては、入学前に英語に関するプレースメントテストを行い、入学後の習熟度別クラス編成時の検討材料としている。

学習時間確保の観点から、1学期あたりの履修単位数の上限を学科により23～24単位に規定し、単位制度の実質化を担保している。なお、一定のGPA値に達している学生については、上限を超える履修を認めており、さらなる学習意欲の向上を促している。

クラスアドバイザー制度(世界教養学科ではアカデミックアドバイザー制度)として、学科専任教員が学生を個別やグループで指導することができる態勢を敷いている。併せて、オフィスアワー制を設けており、気軽に学習面での相談を受けられるよう配慮している。

これらの取組みを通じて、2024(令和6)年度3月実施の卒業生満足度調査では、「4年間を通じて授業内容を理解できた」との問いに91.7%の卒業生がそう思うまたはややそう思うと回答している。

学部長表彰として、GPA値に基づく成績優秀者を顕彰する制度があり、学生の意欲向上を奨励している。

このほか、精神疾患、指定難病等により対面受講できない学生への配慮措置として、遠隔方式による受講を認めている。

研究科の例として、博士前期課程の英語・英語教育コース(英語教授法(TESOL)プログラム)の学生は全員、中学・高校等の現職の英語教員であるため、学期中の土曜日及び夏季休暇期間中の集中講義として授業を開講する、オンラインによる個別指導を実施する等、現職教員でも学習、研究を継続しやすい環境を整えている。

評価項目④

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続(学生からの不服申立への対応含む)を学生に明示しているか。
- ・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

(1) 成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。

成績評価及び単位認定については、客観的かつ厳格に、また、公正、公平に実施するため、次の取組みを行っている。

- ① シラバスにおいて各授業科目の成績評価基準を明示し、厳格かつ透明性のある評価を行っている。また、教員への毎学期の成績評価の依頼時に、到達目標に基づく評価基準

として「A+(100～90点)：到達目標を卓越した水準で達成している」「A(89～80点)：到達目標を優れた水準で達成している」「B(79～70点)：到達目標を良好な水準で達成している」「C(69～60点)：到達目標を基本的な水準で達成している」「D(59～0点)：到達目標を達成していない」を示し、学習成果の判断材料として供している。

- ② A+及びA評価を履修者全体の3割程度(25～35%)に収めるよう要請し、授業科目間、教員間の片寄りが起こらないよう平準化している。成績評価については、毎年度、すべての授業について評価別の割合を算出し、学科間、学年間で偏りがいないか、学長室会議において検証している。

研究科においても、シラバスにおいて科目ごとに定めた成績評価基準を明示し、それに基づき各教員が厳格、公正に成績評価及び単位認定を実施している。また、成績評価にあたっては、教育効果を高めるためGPA制度を導入して学習到達度の客観化を行っている。学習目標が明確になることにより、学生の学習意欲を触発することにつながると考える。

- (2) 成績評価及び単位認定にかかる基準・手続(学生からの不服申立てへの対応含む)を学生に明示しているか。

各授業科目のシラバスにおいて成績評価基準を明示している。また、履修要項において、到達目標に基づく評価基準(詳細は前項)を示し、理解を促している。

学生からの不服申し立てに対しては、履修要項に成績評価に関する質問に関する手続について掲載しており、所定の書式により、当該授業が開講していた次の学期開始後1か月以内に教務課に申し出るよう周知している。申し出のあったものについて、教務課が授業担当者に照会、集約し、学生に回答している。

研究科においても、成績評価及び単位認定にかかる基準、また、不服申し立てなど質問がある際の手続きについて、「2025年度名古屋外国語大学大学院ガイドブック」のpp.10-11に明記している。成績評価に関する質問がある場合には、原則として学生本人が、当該成績が付与された学期の次学期授業開始後1か月以内に、書面をもって大学院事務室へ申し出ることになっている。

- (3) 既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。

入学前の既修得単位数の認定については、学則第11条の4に規定する「1年次に入学した者の既修得単位の認定に関する内規」に従い、本学における授業科目の履修によって修得したものとみなし、所定の単位を認定している。大学設置基準に沿った適切な単位数を設定しており、学部教務委員会及び学部教授会の審議を経て認定している。

また、外部資格試験等の評価スコア等については、学則第11条の5に基づき、「検定試験による単位認定に関する内規」に基づき、学部教務委員会の審議を経て、所定の単位を認定している。

研究科においては、大学院学則第21条及び同第34条に則り、学生が大学院入学前に科目等履修生として修得した単位、ダブルディグリー生が在籍大学院で履修した単位、本学学生が留学先の大学院で修得した単位等について、教育上有益だと認めるときには、15単位までを本大学院で修得したものと認定している。

- (4) 学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。

学位の授与に関しては、学則に定める手続による。学則第14条の規定により、学則第3条に規定する修業年限4年を満たし、同第13条に規定する卒業に必要な単位を修得した者に対し、教授会の議を経て学長が卒業を認定し、学位を授与することとしている。

研究科において、博士前期課程は大学院学則第41条、博士後期課程は同第41条の2に定められた条件を満たした者に対し、研究科会議の議を経て修了を認定し学位を授与することとなる。

っている。また、学位の授与、論文審査の方法、試験等については、名古屋外国語大学学位規則に定められている。

修士論文・博士論文の審査委員会の委員の構成については、大学院運営会議・研究科会議で厳密に審査して委員を決定している。また、修士論文・博士論文について「学位論文審査基準」を設けており、さらに修士論文については、審査にあたっての評価の観点と成績基準を細かく定めており、厳格かつ客観的に評価を行っている。

(5) 学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

「卒業認定・学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」を履修要項に掲載しており、学生はこれらに基づき開設される授業科目及び履修方法により、学修を進めている。卒業にあたっては、在学年数及び修得単位数に関するデータを教務課から学科に渡し、内容を確認した後、学部教務委員会において卒業の判定を行い、これを学部教授会に付議し、承認を得ている。

研究科においては、単位修得状況、修士論文及び博士論文の審査委員会からの審査結果報告書をもとに、大学院運営会議及び研究科会議において審議を行い、修了要件及び審査基準を満たしている学生に学位を授与しており、適切な学位授与が行われていると考える。

評価項目⑤

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

<評価の視点>

- ・ 学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ・ 学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- ・ 指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

(1) 学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。

2018(平成30)年9月開催の大学評議会において承認された「学修成果の評価に関する方針(アセスメント・ポリシー)」に則り、3つのポリシーに基づき、機関(大学)レベル、教育課程(学部・学科・専攻)レベル、科目(各授業等)レベルの各水準で学修成果を評価し、その結果により教育・学修の改善を図ることとしている。

ただし、学習状況調査、TOEFL・TOEIC試験スコア、授業評価アンケート等の結果データを集計、分析しているものの、それらを複合的、総合的に検証するまでに至っていない。

また、本学の中期計画「NUFS Next 2028」において、各授業科目における学習成果を測定するためのルーブリックを活用した評価の標準化を目標としているが、現時点ではルーブリックを構築できていない。

研究科も同様に「内部質保証の方針」等に従い、評価、改善を行うこととしているが、大学院独自の学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について具体的に示すことができていない。

(2) 学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。

卒業認定・学位授与の方針において、「幅広く豊かな教養を礎に、高度な外国語運用能力と高い専門性を身につけ、優れた共感能力と国際感覚を備えた学生に学位を授与する」としており、これを把握・評価するための指標や方法として、「学生による授業評価アンケート」の実施によって科目ごとの学習成果の把握を行うとともに、「卒業時満足度調査」により4年間を通じての学習成果、卒業認定・学位授与の方針の達成度を把握するなどして、評価に結び付けている。

卒業時には全員にディプロマ・サプリメント(学位証書補助資料)を発行している。これには、学生の氏名、生年月日、所属学科等の基本情報、学位名称、専攻言語、学修成績(GPA)の学年別推移のほか、検定試験結果や留学・海外研修参加状況、クラブ・サークル活動を記載されており、学習の記録と成長を可視化するものである。

研究科においては、大学全体の方針に基づき、2期末に、「授業改善のためのアンケート調査」を行っているが、受講者が3名以下の授業、オムニバス方式の授業及び集中講義はアンケートの対象にならないことから、学習成果を把握・評価する指標、方法として十分ではない面がある。

(3) 指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

TOEFL・TOEIC試験を毎年学内で実施しており、2025(令和7)年6月に教学マネジメント推進室の所管部門である教学IR・タスクフォースチームにおいて、2021(令和3)～2024(令和6)年度の入学時のスコア結果を分析している。そこでは年々TOEICの全学平均点の下降がみられたことから英語力の底上げが必要であることを提言している。これに対し、2026(令和8)年度及び2027(令和9)年度にわたり実施する学部改組を機会として教育課程の変更を計画していたことから、全学共通基幹科目のひとつで英語基礎力を涵養する英語基幹プログラムを構成する「TTI」(TOEFL・TOEIC・IELTS)科目群の在り方を見直し、検定試験の種類別、レベル別に授業科目を開設し、これらの中から2単位を修得させるようカリキュラムを改定した。

また、教学マネジメント推進室管下の教育改革構想部門改革総合支援チームにより2023(令和5)年度から毎年度、学生懇談会を開催しており、長期留学や英語教育、世界教養プログラム(導入)科目をテーマに、現状や改善点、要望を集約しており、当該部門においてカリキュラムの改善の検討材料としている。

研究科においては、「授業改善のためのアンケート調査」の結果の取得、学位審査結果等の取りまとめはしているが、十分な分析、評価には至っておらず、効果的に活用することはあまりできていない。

評価項目⑥

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

(1) 教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。

教育課程及びその内容、教育方法に関して本学の「学修成果の評価に関する方針(アセスメント・ポリシー)」に基づき、レベルごとに規定した方法、時期により評価している。

また、本学中期計画「NUFS Next 2028」において、教育課程に関する達成目標を設定しており、該当する項目について2025(令和7)年度末の時点で取組状況、課題・改善事項を示し、点検、評価している。これについて翌2026(令和8)年5月に学長室会議で検討した後、同月開

催の自己点検・評価委員会及び大学評議会において報告することとしている。

このほか、各学科、センターの教学組織がその運営状況について定期的に自己点検・評価を行い、毎月開催する教学マネジメント会議において、順次、点検・評価結果を報告している。

ただし、評価結果の分析及びフィードバックについては、複数の調査方法の結果をクロス分析したり、全学的な分析の取りまとめができていないものもある。

研究科においても同様である。

- (2) 課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。

学習成果を測定するものとして、学習状況調査を毎年度7月に全学生を対象に行っており、TOEFL・TOEIC検定試験は大学が外部に実施を委託して行っている。また、就業力等に関するアンケートは本学卒業生の入社実績がある企業に対して実施するもので、これらは、学生本人または外部の第三者から直接調査データを取り寄せるものであり、収集する情報は適切と言える。

研究科においては、「授業改善のためのアンケート調査」を実施しているが、学部のような多様な調査は行っていない。学習結果、学位審査結果、進路状況等の情報を把握しているが、点検、評価、改善において十分に活用するには至っていない。

- (3) 外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。

英語運用能力を測る手段としてTOEFL及びTOEICの検定試験を学内で実施し、その結果を教育課程の効果測定に利用している。

また、「外部評価実施要綱」に基づき、毎年度、外部評価員会議を行っている。評価員として、①他大学の現職教員又は教員経験者、②行政又は教育行政関係者、③高等学校長又は高等学校教員、④公的国際団体関係者、⑤経済団体又は経済界・産業界関係者、⑥その他の有識者に委嘱しており、三つのポリシーと学修成果の可視化、将来構想等について点検・評価を受けている。

このほか、評価項目⑤(3)で述べたように、2023(令和5)年度から実施している学生懇談会を通し、学生の意見、要望を聞き取り、カリキュラムの見直しを図っている。

研究科では、独自のFD研修(他大学の教員による講演会)を行い、授業体制や運営に刺激を受けた。また2期の授業を対象に「授業改善のためのアンケート調査」が行われており、授業科目ごとの結果が担当教員に共有されて個々の授業の改善に役立てられているとともに、大学院全体の結果も教員に共有されるので全体の傾向を確認することができる。

- (4) 自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

前述のとおり、学修成果の評価に関する方針(アセスメント・ポリシー)に基づき、各レベルごとに点検・評価し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいる。学生状況調査や学生による授業評価アンケートについては、FD委員会において、大学全体の総括、各学科・センターによる分析を行い、教育内容等について改善すべき事項を共有しており、その結果を大学ウェブサイト公開している。

2024(令和6)年度2月に開催したFD研修会では、「学部共通英語基幹プログラムにおけるリスニング教育について」をテーマとして、「Listening Comprehension」科目において実施した学生アンケート結果に基づく分析を取り上げ、その教育効果について意見交換している。

ただし、評価結果の分析及びフィードバックについては、調査結果のクロス分析や全学的

な分析がされていない面もあり、これらの実施、活用について今後の課題と考える。

研究科の例としては、2025(令和7)年6月及び11月の研究科会議において、博士前期課程の1期及び2期の開講授業についてそれぞれ授業科目ごとの受講者数を把握し、学生の研究内容や関心領域について確認した。両学期とも受講者の少ない科目があるが、在籍学生が少なく年度ごとに学生の研究テーマや関心が異なるため、ある学期の受講者が少ない科目であっても直ちにカリキュラムから外すことはできない。しかし、数年にわたる履修傾向や学問分野の研究方法等に鑑みて、2020(令和2)年度以降適宜、教育課程の見直しを行っている。2026(令和8)年度についての検討の結果、新規に2科目を開講することにした。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学の教養教育の特色のひとつとして、世界教養プログラム、複言語プログラム及び英語基幹プログラムがあげられる。世界教養プログラムは、導入科目と応用科目があり、導入科目は「世界理解の方法」と「日本理解の方法」で構成され、世界教養の基礎として1年次に学修する。応用科目は、「人文」「学際」「社会」の3分野で各4つのクラスターに分かれ70のテーマで、英語開講の科目も含めて、発展的な内容の科目で構成され、2年次から4年次までに学修する。

また、複言語プログラムは、12言語で初級・中級・上級等のレベルを設け、1年次から4年次まで段階的な履修が可能で、複言語の学修で新しい知識・視点が身につく、複言語のコミュニケーション力がつくとしている。

さらに、英語基幹プログラムでは、Power-up Tutorial(PUT)で外国人教員1名と学生4名で英語のみでの授業を1年次に実施している。英語を母語とする教員が、さまざまな話題を受講生に提供し、英語で意見交換を行い、「英語で考える力」や「英語で発信する力」を育成することがねらいである。大量の英語を「聞く・話す」だけでなく、英語で「考え、発信する」力を身につける授業である。学生からの人気も高く、全学部・全学科対象の教育システムで、2年次から4年次の高度な語学力を必要とする講義や長期の留学に対応するための土台づくりの役割を果たしている。4年間で積み上げていく語学学習の第1段階として欠くことのできない授業である。

課題としては、英語に関する検定試験の結果から、英語運用能力が低下してきている傾向が明らかになっており、これを向上させるための教育方法を新たに確立し、実施していくことが急がれる。

研究科においては、カリキュラムマップにより教育課程の体系性が確保されており、すべて少人数で行う対面授業は学生から非常に高い評価を得ている。また、遠隔授業の活用や、現職教員が学びやすい環境の整備等、柔軟な学修環境が整えられている。FD研修の実施や、履修・研究傾向に応じた教育課程の見直し等、学習成果達成のための具体的な取り組みを行っている。

ただし、大学院独自の学習成果を把握・評価するための具体的な目的・指標・方法が明示できていない。現状の「授業改善のためのアンケート調査」は対象外となる科目があるため指標として十分ではない面があり、学部のような多様な調査も行われていない。さらに、アンケート結果、学位審査結果、進路状況等の情報を取得・把握しているものの、十分な分析や評価に至っておらず、点検・改善へ効果的に活用できていない。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

全学共通基幹科目の英語基幹プログラムにおいて、「TTI」科目群のカリキュラムを再構築し、2026(令和8)年度から運用を開始することになっている。この科目を中心に英語教育プログラムの内容を充実させ、定期的に学習成果を収集しながら、効果を検証し運営していきたい。

また、2026(令和8)年度教育課程におけるカリキュラムツリー及びカリキュラムマップ

や、ルーブリックが整備されていないこと、調査等で得た学習成果を効果的に分析、活用できていない面があることが挙げられることから、これらを早急に改善し、点検・評価を促進し、教育課程や教育内容・方法に反映していく。

研究科においては、学習成果を可視化するための評価指標(ルーブリック等)や具体的な測定方法の策定を検討する必要がある。学生の意見を取り入れるための学生インタビュー、卒業時満足度アンケート等の実施も検討すべきである。さらに、収集した学習結果、学位審査、進路等の各種データを組織的に分析・点検する仕組みの構築も必要である。

1. 現状分析

評価項目①

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
- ・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
- ・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

(1) 学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。

本学では、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、入学者受入れの方針を大学全体、各学部、研究科各課程で定め、大学ウェブサイト公表している。また、これらの入学者受入れの方針は、各学部の「入学者選抜募集要項」「入試ガイド」等に、研究科各課程では「大学院ガイドブック」「大学院学生募集要項」に、それぞれ明示し、広く社会に向けて公表している。

(2) 学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。

本学の入学者受入れの方針では、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に基づき、本学での人材養成の目的、育成する資質・能力、そのための教育について明示し、その教育を受けるために必要な資質・能力、受け入れのための選抜方法、求める学生像について提示している。たとえば、外国語学部では、入学前に必要な資質・能力について、次のように定めて、選抜方法(一般選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜・特別選抜)とともに、大学ウェブサイト、「入学者選抜募集要項」「入試ガイド」で公表している。

その教育を受けるためには、国際人になるための意欲・関心、外国語を学ぶ強い意志が必要ですが、学修の基礎となる「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」などの基礎的な能力・資質も必要です。外国語学部では、英米語学科で英語を主専攻として学び、フランス語学科・中国語学科では英語を副専攻語として学びますが、英語を主専攻とする学科はもとより、副専攻語とする学科でも、英語力は学びの最も重要な基礎力です。そのため、「英語」はいずれの学科の入学試験においても必修科目としています。また、外国語を学修する上でその基礎となる国語力は欠かせないもので、さらに、外国語の修得を深化させていくためには、幅広い分野についての基礎学力も大変重要です。従って、外国語学部のいずれの学科においても、専攻する言語は異なる場合があっても、共通の入学試験を採用しており、「英語」の能力が高い者を選抜することを重視しつつ、「国語」などの他教科の基礎学力についても充分配慮して、入学者選抜を実施します。

次のような人の受験を期待します。

- ・学ぶ意志と意欲をもち、そのために必要な英語力・国語力などの基礎学力がある人
- ・言葉(外国語・日本語)への強い関心がある人
- ・言葉を通して人への関心、グローバル社会に関心がある人
- ・外国語に関わる言語・文化・社会について高度な知識を身につけたい人
- ・外国語の高度なコミュニケーション能力を身につけたい人
- ・異なる文化や価値観に共感し、意思伝達ができる国際感覚を身につけたい人

学ぼうとする意欲、人へのやさしさ、社会への参加意識をもって入学してほしいと思います。

研究科においては、人材養成の目的とともに、博士前期課程、博士後期課程について、次のように定め、大学ウェブサイト公表している。

国際コミュニケーション研究科では、学園の建学の精神である「人間教育と実学」に立ち、言語を中心にすえて、国際理解に必要な知識・技能を総合的に研究・教授する機関として、研究者養成とともに、現代国際社会で活躍する高度な専門知識を持った職業人の育成を目的としています。

このため、入学者の受け入れについては、本学大学院での学修についての関心、意欲とともに、入学後の学修に必要な資質・能力を有する人を求めます。そのための選考方法は、書類審査、本学大学院での研究計画等についての口頭試問を基本として、課程、試験種に応じた選考方法を実施します。

【博士前期課程】

博士前期課程では、外国語や日本語の運用能力、専門分野の基礎的な知識、研究能力の基礎とともに、研究意欲を持ち、研究者、高度専門職業人を目指し、広い視野に立って研究をととして国際社会で貢献しようとする人を求めます。

このため、入学者の受け入れについては、本学博士前期課程での学修についての関心、意欲とともに、入学後の学修に必要な資質・能力を有する人を求めます。そのための選考方法は、書類審査、研究計画等についての口頭試問とともに、試験種によっては外国語、専門科目の筆記試験を実施します。ただし、英語教授法(TESOL)プログラムについては、書類審査とともに、英語による口頭試問、小論文(英文)及び研究計画書に関する試問を行います。

【博士後期課程】

博士後期課程では、外国語や日本語の高度な運用能力、専門分野の高度な知識とともに、高い目標意識、豊かな研究能力、強い研究意欲を持ち、教育や研究で指導的立場に立ち、世界を相手に活躍できる研究者、高度専門職業人を目指し、研究をととして国際社会で十分に貢献しようとする人を求めます。

このため、入学者の受け入れについては、本学博士後期課程での学修についての関心、意欲とともに、入学後の学修に必要な資質・能力を有する人を求めます。そのための選考方法は、書類審査とともに、研究計画書、修士学位論文等についての口頭試問を実施します。

博士前期課程、後期課程については、先述の方針に示すとともに、出願資格を「大学院学生募集要項」、大学ウェブサイト等に公表している。

たとえば、博士前期課程 英語・英語教育コース(英語教授法(TESOL)プログラム)については、「必須条件」として、入学時に1年以上の英語教育経験を有する現職教員等で、英語での講義が受講可能な英語能力のある者などを明示している。

(3) 学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学選抜を公平、公正に実施しているか。

本学は、入学選考に係る事項を学則第18条に定め、「学長は、入学試験委員会を設けて、入学志願者に対して入学選抜試験を行い合格者を決定する」とし、「名古屋外国語大学入学試験委員会」を置き、入学選抜実施のための体制を整備している。入学試験委員会は、同委員会規程により、学長、副学長、学部長、各学部の学科長・英語教育担当主任及び教務主任、国際教育連携推進機構長、その他学長が必要と認めた者で組織し、学長が委員長を務めている。同様に、審議事項として、(1)学生募集に関する事、(2)入学試験の科目及び実施に関する事、(3)合格者判定に関する事、(4)その他入学試験の実施に関する事を定め、本学の入学選抜に関するすべての事項(学生募集要項の決定、入学試験問題作成、入学試験実施、合格者判定、入学手続、入学者の決定等)を審議、決定して、学部教授会での承認を得ている。なお、入学試験の問題作成については、学力検査委員会を置き、教科・科目ごとに問題作成グループを構成し、各グループに出題責任者を配置し、作問体制を整備している。また、入学試験の実施においては、入学試験を円滑に実施するために、入学試験委員会のもとに入学試験実施本部を置き、学長を長として、入試委員会と入試広報室の指示のもとに、教員と事務職員が連携して入学試験を実施している。入学試験監督者、面接担当者には、事前に説明を行い、「監督者要領」、「面接要領」に基づき、公正、厳正に、入試の実施に取り組む体制を整えている。

研究科の入学試験でも学部とほぼ同様の対応をしており、研究科長を長とする、各コース・分野の委員からなる入学試験委員会、運営会議、研究科会議で審議を行い、入試概要、

入試日程、学生募集、合格者判定、入試の実施及び業務に関する重要な事項について審議し、学長が決定している。

また、本学では、入学者受入れの方針に基づき、高等学校教育と大学教育との関連の認識を基本に海外帰国生徒、外国人留学生にも配慮し、グローバル人材の養成に向けて、幅広く多様な能力・資質を持つ学生を受け入れる学生募集方法及び入学者選抜制度を設定している。

また、2021(令和3)年度の入学試験から、学力の3要素を多面的、総合的に評価する選抜方法として、課外活動、社会活動、資格取得等の活動歴、学習目的と入学後の学習計画、知識・技能の書類審査(推薦書等)、基礎学力検査、面接等を加え、実施している。

たとえば、外国語学部では、入学者受入れの方針に、選抜方法として、次のように大学ウェブサイト、「入学者選抜募集要項」「入試ガイド」に公表して実施している。

【一般選抜】

英語・国語を中心とする個別学力検査並びに共通テストの利用、また、その両者を組み合わせることで、教科・科目の学修能力を多面的・総合的に評価する試験

- ・前期A方式、前期M3方式、前期M2方式、前期共通テストプラス方式、共通テスト利用前期(3教科・5教科)・後期(2教科)、後期の各試験

【学校推薦型選抜】

推薦基準(学習成績の状況〈全体・外国語〉、取得資格など)による出願資格を満たす者を対象に、調査書(一般公募、指定校)・適性検査(一般公募)・面接(指定校)による選抜

- ・一般公募、指定校の選抜方式

【総合型選抜・特別選抜】

資格取得、言語・異文化・国際社会への関心、海外での学修歴を有する者などを対象とし、適性検査(複数教科を統合した総合問題を含む)・小論文・面接などを組み合わせ、評価する選抜

- ・英語等有資格型、国際社会志向型、グローバル・フランス人材志向型(フランス語学科)、アジア事情探究型(中国語学科)、高大接続・体験授業型、海外帰国生徒特別選抜、外国人留学生特別選抜などの選抜方式

なお、本学受験生サイトには、本学の学部・学科、留学プログラム等の特色とともに、本学の学生募集方法及び入学者選抜制度について受験生の立場から要点を説明している。

研究科では、入学者受入れの方針に基づき、一般、社会人、現職教員、外国人留学生等の多様な学生を幅広く受け入れる募集方法と選抜制度を設けて、大学ウェブサイトで下記のように選考方法を公表している。なお、博士前期課程については、学内推薦入学による選考(成績が所属学科内で概ね上位3分の1以内等で指導教員等の推薦により、書類審査・口頭試問で選考)、学部修士5年プログラム(本学大学院学則第4条の2に定め、修士課程は1年間で修了可能)の履修生(本学4年次生)に対する選考(プログラム申請時点の累積GPAが3.0以上等の要件、学内推薦入学試験時に書類審査・口頭試問)も設定され、学内で説明会を実施し、周知を十分に図っている。

博士前期課程 一般入試 (Ⅰ期／Ⅱ期)	書類審査 外国語(100点) 専門科目(100点) 口頭試問	※口頭試問では、研究計画書等に関する試問を行います。 ※外国人留学生及び外国籍志願者を含みます。 ※留学生を含む外国籍志願者は、原則として日本語能力試験1級／N1合格者であること。 ※合否判定の基準：左の各要素を総合して判定を行います。
博士前期課程 社会人特別入試	書類審査 口頭試問	※口頭試問では、研究計画書等に関する試問を行います。 ※外国人留学生及び外国籍志願者を含みます。 ※留学生を含む外国籍志願者は、原則として日本語能力試験1級／N1合格者であること。 ※合否判定の基準：左の各要素を総合して判定を行います。
博士前期課程 英語・英語教育コース (英語教授法(TESOL) プログラム)入試	書類審査 口頭試問	※口頭試問は英語による試問。小論文(英文)及び研究計画書等に関する試問を行います。 ※外国籍志願者を含みます。 ※本コースに入学することにより、留学ビザを取得することはできません。 ※合否判定の基準：左の各要素を総合して判定を行います。
博士後期課程	書類審査 口頭試問	※口頭試問では、修士学位論文・研究計画書等に関する試問を行います。

		※外国人留学生及び外国籍志願者を含みます。 ※合否判定の基準：左の各要素を総合して判定を行います。
--	--	--

<その他の入試>

- ・ 学内推薦入試：本学学部4年次生及び本学卒業生のみを対象とする入試です。学内成績基準等については大学院事務室へお問い合わせください。
- ・ 学部修士5年プログラム推薦入試：本学学部4年次生を対象とする入試です。学部3年次時点でプログラムの履修申請が必要です。プログラムの詳細や学内成績基準等については教務課または大学院事務室へお問い合わせください。
- ・ ダブルディグリー入試(9月入学)：本大学院と共同学位協定を締結している海外の大学院から推薦を受けた留学生を対象とする入試です。
- ・ 外国人留学生特別推薦入試(9月入学)：本学海外協定校の内、本大学院が指定した6校から推薦を受けた留学生を対象とする入試です。

(4) 入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。

疾病、障がい等を有する場合は、関係部局、必要に応じて、保健管理センター、学生課、教務課との協議を踏まえて、必要な合理的配慮を行っている。受験上の配慮については、入学試験出願前に事前相談及び配慮の申請を受け付けており、入学者選抜要項、大学ウェブサイト等を通じて、周知している。出願前の事前相談については、入試広報室、必要に応じて、学生課、保健管理センター、志望学科、教務課を交え、本人と面談して、受験上の配慮に加えて、就学上の配慮についても希望する内容や本学での可能な対応を話し合い、配慮の内容、方法を検討している。受験上の配慮については、本人の要望を入試広報室で検討し、その結果を本人に連絡している。入学前の段階での就学上の事前相談については、担当部署で協議・相談を行い、就学に向けての合理的な配慮を決定・準備している。

研究科においても学部と同様な対応をしている。「大学院学生募集要項」や大学ウェブサイトで、入学者選抜及び修学に特別な配慮を必要とする志願者は大学院事務室へ事前に相談するよう周知している。

(5) すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

学部においては、入学者受入れの方針とそれに基づく選抜方法を「学生募集要項」で示すとともに、大学ウェブサイト等で公表をしている。また、5月中旬には試験種別ごとの情報をまとめた「入試ガイド」を作成・配布し、周知している。

選抜方法だけでなく、本学のさまざまな情報は、大学ウェブサイトや「大学案内(パンフレット)」等を通じて提供している。「オープンキャンパス」や愛知県私立大学広報委員会が中部5県で開催する「大学展」、業者企画の「合同進学説明会」での進学相談等が理解を促す機会となっている。また、高等学校教員に対しては、高等学校への訪問や本学独自の「大学個別見学会」の実施などを通じて周知を行っている。

研究科においても同様に、「大学院学生募集要項」「大学院パンフレット(入試用資料)」及び大学ウェブサイトを活用して各種情報を志願者へ公表、提供している。また、「オープンキャンパス」の「大学院相談コーナー」において、本学学部生、外部志願者の区別なく、詳細な情報提供を行っている。

評価項目②

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

<評価の視点>

- ・ 学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

(1) 学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

入学定員に対する入学者数比率の過去5年平均は、学士課程全体では0.96倍で、各学部においては0.87から1.00の範囲で、各学科では0.75から1.16の範囲となっている。また、収容定員に対する在籍学生数比率は、学士課程全体では0.98から1.05の範囲で、各学部では0.95から1.08の範囲で、各学科においても0.72から1.49の範囲となっている。いずれも、2025(令和7)年5月1日を起点とした数値である。

なお、コロナ禍により、2020年度から入学定員充足状況の比率に減少傾向がみられ、特に2021年度から2023年度にかけては、グローバルビジネス学科、国際教養学科を除く学科において、0.90未満の充足状況となった学科もあり、学長室会議を中心にして、入学定員の適正化(2024年度)を行い、学部・学科の改編に向けた取り組みも進めている。

大学院博士前期課程、後期課程の収容定員に対する在籍学生数比率(5年平均)は、それぞれ、0.86、0.76で、いずれも、0.50以上2.00未満、0.33以上2.00未満である。

以上のことから、本学では入学定員及び収容定員の概ね適切な設定と在籍学生数の管理を行っている。

評価項目③

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

(1) 学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

入学者受入れの方針の適切性については、学長室会議で大学の目的、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針との連関を含めて、定期的に検証を行い、改善が必要な場合は、入学試験委員会との連携のもとに、教学マネジメント会議、大学評議会の議を経て、同方針を改善している。

また、年度毎の大学全体・学部・学科の志願者数・入学者数の推移について、顕著な減少傾向、増加傾向がみられた場合は、学長室会議でその要因を検証し、入試制度も含めて、学部・学科の改編・改革に繋げている。

入学者選抜制度の具体的な事項については、入学定員、試験種別、試験科目、試験内容、実施方法、合否判定等について、毎年度、前年度の入学試験結果を踏まえて、入学試験委員会で適切性について点検・評価を行い、その結果を踏まえて、必要な場合、それらの改善を行っている。

また、「入学者選抜募集要項」は、毎年度始めに入学試験委員会で点検・評価、審議を行い、学部教授会での審議を踏まえて、必要な場合、改善を行うこととしている。

なお、各学科で、入学試験結果と学生の入学後の学業成績やTOEIC等の結果等を比較し、その分析結果を学科長が入学試験委員会で報告し、各学科での選抜方法の適切性について、同委員会で審議を行い、改善に役立てている。

研究科の場合には、入学試験委員会、運営会議、研究科会議で学生募集、入学試験の試験内容・実施方法、合否判定等について、入学試験結果の報告をもとに、適切性について審議を行い、次年度の改善に努めている。

(2) 点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

入学者受入れの方針については、各学部・学部の目的、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針と連関をもたせて、学部別に策定している。

入学試験の適切性については、たとえば、2021年度から2023年度までの入試結果、入学定員充足状況を踏まえ、学長室会議での議論を踏まえ、英米語学科以外の学科において、2024年度から入学定員を減少(入学定員の適正化)させている。入試種別については、2024(令和6)年度から設定した総合型選抜Ⅳ 高大接続・体験授業型における実施の改善を含め、総合型選抜Ⅰ(英語等有資格型)の出願資格(外部語学検定試験の等級・スコア)等、効果的な取組みにつなげている。なお、研究科では、入学定員の充足に向けて検討を行い、大学院運営会議、研究科会議の議を経て、現行の3コース(前期課程)・3分野(後期課程)での定員充足に向けた取組みを実施している。具体的な例としては、外国人留学生の出願書類の一部簡略化(2025年度入試から)、前期課程の英語教授法(TESOL)プログラムも学内推薦入学試験の対象とする(2026年度入試から)、「オープンキャンパス」の「大学院相談コーナー」実施に係る改善(毎年度)、大学ウェブサイトの入試情報の充実及び出願書類等の入手容易化への改善(毎年度)等がある。

以上のように、本学では、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを実施している。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学では、入学者受入れの方針に基づき、高等学校教育と大学教育との関連の認識を基本に、海外帰国生徒、外国人留学生にも配慮し、グローバル人材の養成に向けて、学校推薦型選抜、一般選抜とともに、総合型選抜、海外帰国生徒、外国人留学生等の入学試験も行い、幅広く多様な能力・資質を持つ学生を受け入れる学生募集方法及び入学者選抜制度を設定している。また、学力の3要素を多面的、総合的に評価する選抜方法として、課外活動、社会活動、資格取得等の活動歴、学習目的と入学後の学習計画、知識・技能の書類審査(推薦書等)、基礎学力検査、面接等を加え、実施している。

本学独自の奨学金制度には、成績優秀学生奨学金、育英奨学金、課外活動等優秀奨学金、学校法人中西学園奨学金、海外留学奨学金があり、大学院博士前期課程、同博士後期課程には一般給付奨学金、学内推薦入学生奨学金(前期課程のみ)、特別給付奨学金(後期課程のみ)、貸与奨学金、利息補給奨学金が設けられ、学生に周知を図るとともに、入学者に対して経済的な支援とともに学修の充実に向けた奨励を実施している。また、長期履修学生制度や英語教授法(TESOL)プログラム生向けの授業料減免措置等、社会人入学者の学修を手厚く支援している。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学の入学者受入れの方針では、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に基づき、本学での教育を受けるために必要な資質・能力、受入れのための選抜方法、求める学生像について明示し、大学ウェブサイト、「入学者選抜要項」「入試ガイド」に公表している。本学では、同方針に基づき、グローバル人材の養成に向けて、海外帰国生徒、外国人留学生にも配慮し、幅広く多様な能力・資質を持つ学生を受け入れる学生募集方法及び入学者選抜制度を設定している。授業料や奨学金等の経済的支援による学業奨励については、大学ウェブサイト、「学生便覧」「大学院ガイドブック」で情報提供を行い、公正で適正な学生募集に努めている。さらに、オープンキャンパスや各種進学相談会・入試説明会等を通じて、周知を図っている。また、本学は、「名古屋外国語大学入学試験委員会」を置き、入学者選抜実施のための体制の整備を行っている。入学者の募

集と選抜を公正・円滑に実施するために、入学試験委員会で入学者選抜募集要項を作成・審議し、教授会の議を経て決定している。募集要項は、試験種別ごとの募集人員、試験名称、出願資格、入試方法等を定め、入学者受入れの方針に則して、公正な入学者の募集・選抜・実施に努めている。同様に、入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理を行い、入学定員に対する入学者数比率とともに、収容定員に対する在籍学生数比率、収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応も概ね適切に実施している。また、本学では、学生の受入れの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを実施している。

1. 現状分析

評価項目①

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

<評価の視点>

- ・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

※具体的な例

- ・教員が担う責任の明確性。
- ・法令で必要とされる数の充足。
- ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
- ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
- ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。
- ・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
- ・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
- ・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

(1) 大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

本学として求める教員像及び教員組織の編成方針については、以下のとおり、「本学で求める教員像」及び「教員組織の編制方針について」として定めている。

【本学で求める教員像】

名古屋外国語大学（以下「本学」という。）は、その設置者である学校法人中西学園の建学の精神である「人間教育と実学」を教育の原点とし、豊かな教養と深い専門的能力を培い、国際社会の一員として人類社会の発展に寄与する人材を育成することを目的としている。

現在、世界は急速なグローバル化の進展は著しいものの、宗教、民族、経済等に起因する世界諸地域での紛争、摩擦など人類の過去の経験にない不安定な要素をはらんでいる。これからの私たちは、言語や文化的歴史的背景を異にする国・地域やその人々とのかかわりを持って、現実のグローバル化の荒波を乗り越えていかなければならない。このような時代の変革に対処するためには、真のグローバル人材、すなわち、単に外国語の使い手になることなく、豊かな教養を備え、共感力を持ち、信頼を得て、応用力を軸に実務をこなしていく人材でなければならない。

【教員組織の編制方針】

本学は、真のグローバル人材育成のため、次のような観点から、優れた教員組織を構築し、本学の使命を十全に果たしていくこととする。

1. 教員数は、大学設置基準及び大学院設置基準に基づき、各学部・学科、センター等に適切に教員を配置する。
2. 学生に対する手厚い少人数教育を継続・発展させる観点から、収容定員における教員1人当たりの学生数に配慮した教員組織を編制する。
3. 教員構成は、特定の年齢、性別に著しく偏ることなく、外国語大学としての特性を踏まえ、国際性に配慮する。
4. 主要授業科目は、教授又は准教授が担当することを原則とする。
5. 教員の募集、採用、昇格等については、本学の任用規程、審査基準、採用基準等に基づき、適正な運用を行う。

6. 特に教員の募集及び採用については、真のグローバル人材育成を目指す学部再編が刻下の課題であることから、学長のリーダーシップの下、中長期的な将来展望に立って、専攻分野、職位層、外国人教員の割合などが適正となるよう計画的に人事を進める。
7. 若手教員の育成、キャリア形成に資する社会人の活用、言語教育の充実を期するための外国人教員の採用に配慮する。
8. 教育内容の改善充実を図るため、ファカルティディベロップメント（FD）研修、授業評価、学生アンケート調査などに鋭意組織的に取り組む。
9. 教員の研究活動の活性化及び研究成果の積極的な発信を図るため、科学研究費補助金獲得支援、研究紀要、ワールドリベラルアーツセンター（WLAC）ジャーナル、名古屋外国語大学出版会書籍の発刊など環境の整備に努める。
10. 教育研究推進経費（学長裁量経費）の活用によって、本学における研究チームの形成を促進する。

大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数については、「教員組織の編制方針」に沿って、大学設置基準、大学院設置基準にそれぞれ定められた必要基幹教員数、教授の数とともに、研究科博士前期課程、博士後期課程では研究指導教員数・研究指導補助教員数を置いている

教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置については、各学部・学科の主要科目は、教授又は准教授の専任教員が主に担当できるように教員組織を編制している。

なお、専任教員（助手を除く139名の場合）一人あたりの学生数は、学部全体で30.8名となっている。研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置については、大学院研究科（博士前期課程・後期課程）を担当する教員（兼任教員）の資格を「名古屋外国語大学教員選考の審査基準」第3条で下記のように定め、「名古屋外国語大学大学院学則」第52条2項「本大学院における授業及び研究指導は、研究科会議が適任と認めた者が担当する。」及び「名古屋外国語大学大学院研究科会議規程」第3条の審議事項「一 本大学院教員の選考に関する事項」により、研究科会議で厳正な資格審査を行い、基準を満たした教員を適正に配置している。

名古屋外国語大学教員選考の審査基準

第3条 大学院兼任教員（文部科学省の教員審査において適格者と判定された者を除く。）の選考については、第2条のほか、次の各号に掲げる資格基準を考慮するものとする。

一 前期課程を担当する教員

次の一に該当し、その担当する専門分野に関し、高度な教育研究上の指導能力を有する者

- イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者
- ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者
- ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

二 後期課程を担当する教員

次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度な教育研究上の指導能力を有する者

- イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者
- ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者
- ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

（注）第2条は教授、准教授、講師等の選考基準を定めている

教員の授業担当負担への適切な配慮については、専任教員は教授、准教授、講師及び助教については、週当たりの授業担当時間数を半期で12時間（6コマ）以上と定め、役職者（学長以上）は校務分担の軽減措置として、半期4時間（2コマ）を減じることを規定して、負担軽減を講じている。ただし、授業を本務とする、任期の定めのある言語教育開発センター及び学科の外国語担当専任講師は規程により、週当たり24時間（12コマ）である。

本学では、学位授与方針に学修成果として「豊かな教養」を定め、授業科目群（系列）として「全学共通基幹科目（系列）」を設定し、その運営部署として教養教育推進センターと言語

教育開発センターを置いて、教養教育の企画・運営を全学的に行っている。

教養教育推進センターには、正副センター長、専任センター員1名と助手2名を置き、その下に、部門長と4名の部員からなるアカデミックスキルズプログラムとICTプログラムの各部門、部門長と11名の部員から構成される世界教養プログラム部門の組織体を設けている。

同様に、言語教育開発センターは、正副センター長と助手2名を置き、その下に、部門長と4セクション主任、複言語(英語)担当として各学部代表者からなる全学学部共通英語基幹プログラム部門、部門長と13地域の複言語の代表者からなる複言語プログラム部門の組織体を置いている。

なお、これらのセンター、委員会は、企画・運営を行う組織体で、個々の科目の授業はそれぞれの分野を専門とする学科、センター等の専任教員が中心となって、必要に応じて非常勤講師も含めて、全学的に実施している。

以上のように、本学では、教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制している。

(2) クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。

現時点においては、クロスアポイントメント等での任用は、いずれの学部においても実施していないが、今後は制度の構築を検討していく見込みである。

(3) 教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。

事務組織と教学関係の連携については、副学長等(教員)⇔部長(事務職員)の配置による教職協働体制を構築している。ほとんどの会議において事務職員がなんらかの形で出席しており、全学にかかる教学及び管理運営の重要事項を審議する大学評議会は、事務局がこれを担当し、大学事務局長をはじめ事務の部課長が列席し、必要に応じ資料説明等を行い、議事録を作成している。各種委員会においても事務を担当する事務部署が定められており、それぞれの委員会に属する教員と事務が連携して委員会の運営にあたっている。

(4) 授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

博士前期課程の学生に対して、ティーチング・アシスタント(T.A.)として学部授業の教育補助業務に従事する機会を与えている。「名古屋外国語大学大学院ティーチング・アシスタント実施要項」「ティーチング・アシスタントの業務に関する申合せ」により、指導教授がティーチング・アシスタント実施計画とともに学生を推薦し、大学院運営会議・研究科会議での審議を経て適任者を採用している。

評価項目②

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

(1) 教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。

本学教員の募集、採用、昇任等は「名古屋外国語大学教員選考に関する規程」「名古屋外

国語大学教員選考に関する申合せ事項」「名古屋外国語大学教員選考の審査基準」に基づいて行っている。

「名古屋外国語大学教員選考に関する規程」では、学長が学部に教員選考委員会を置き、そこでの審査・選考結果について、大学評議会及び教授会の意見を聴いて理事会に上申する旨定め、「名古屋外国語大学教員選考に関する申合せ事項」では、学部長が教育助手を採用する場合以外では、選考を開始する前に学長の承認を得ることとし、「名古屋外国語大学教員選考の審査基準」では職位に応じた選考の審査基準を明示している。

「名古屋外国語大学教員選考の審査基準」は、大学設置基準に規定されている「教員の資格」に準じて定めている。個々の学科での採用人事については、「名古屋外国語大学教員選考に関する申合せ事項」により、学長室会議で当該人事を進めることについて承認された場合、学科で募集を行い、採用候補者を1名にしぼり、学長室会議でその人事を進めることについて承認を得て、「名古屋外国語大学教員選考に関する規程」に従い、学部の人事教授会の下に教員選考委員会を設置する。教員選考委員会は、学部長、各学科長、教務主任、選考する教員候補者の専門領域又はそれに近い領域の教授の中から合計3名で構成される。教員選考委員会は、本学の審査基準に基づき、候補者の学歴、経歴、教育業績及び研究業績を中心に慎重に審査し、採用候補者について決定する。そこでの審査が終了すると、審査結果と合わせて採用候補者が人事教授会に提案される。

人事教授会は、学部長が招集し、教授の3分の2以上の出席によって成立し、議事は3分の2以上によって決する。この手続きにより、学長は教員採用候補者について、教授会、大学評議会において意見を徴し、理事会で承認を求める。承認が得られれば理事長が当該候補者を教員に任命する。

なお、助教、教育助手の採用人事は、学科での候補者の選考を経て、学部運営委員会、各部教授会で審議を行い、承認の後、結果を大学評議会で報告する。また、言語教育開発センター等センターに所属する教員の採用人事は、当該センターで審議決定後、学長室会議の議を経て、学長が大学評議会において意見を徴し、理事会に上申する。これらの人事は、大学評議会での審議以降は学科での教員採用の場合と同じ経過を経て任命される。

昇任人事も採用人事とほぼ同様の手続きによって行われる。ただし、学長室会議での承認を得る場合には、「名古屋外国語大学ポイント制による昇任候補者の基準」を踏まえて資格要件の適否が審議される。

教授昇格の場合は、主に教育業績及び研究業績により、准教授昇格の場合は、教育業績、研究業績及び本学在籍期間を考慮して(通常5年以上)、昇格の是非が決定される。

なお、学部・学科の人事については、審議プロセスと必要資料を事務局で整理して、会議の運営・進行に供している。

国際コミュニケーション研究科の教員は、全て本学学部専任教員が兼担しており、大学院担当専任教員に限定して募集することは行っていない。

大学院の各コース・分野の授業運営、研究指導の必要性、コース・分野の内容の充実の観点から、「名古屋外国語大学大学院学則」及び「名古屋外国語大学教員選考の審査基準」に則して、大学院研究科長を議長とする大学院運営会議で大学院担当教員の候補者について審議を行い、その承認後、大学院兼任教員としての可否を研究科会議で審議決定している。

以上のように、本学では規程を定め、それに基づき、教員の募集、採用、昇任等を適切に行っている。

(2) 年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

本学では、「教員組織の編制方針」に沿って教員組織を編制し、各学位課程の目的に則した教員配置を行っている。各学部等では、それぞれの人材養成の目的に沿って、専攻分野、

職位層、外国人教員、実務家教員の割合が適正となるように教員組織を編成し、研究科の博士前期課程、博士後期課程ではそれぞれコース、分野の人材養成の目的に沿って、研究領域、研究業績、研究指導経験等を踏まえて教員組織を編制している。国際性については、外国人教員数は専任教員数154名(助手15名を含む)のうち39名で全体の25.3%を占め、外国語学部には英語、フランス語、中国語の母語話者をそれぞれ9名、4名、3名配置し、他の3学部にも英語母語話者を全体で8名配置し、さらに、言語教育開発センターに英語の母語話者を3名配置して、外国語運用能力の向上と多言語・多文化理解によるグローバル人材の育成を目指している。

専任教員の男女比については、大学全体の教員154名の中で、男性78名(50.6%)、女性76名(49.4%)で、年々女性教員数は増し、その比率も高くなっている。

なお、エアライン等のキャリアサポート教育を行う実務家教員については、現代国際学部には3名配置している。

特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮については、大学全体の教員(助手15名を含む)の平均年齢は49.7歳で、年齢構成は60代以上が29.2%、50代が24.0%、40代が23.4%、30代以下が23.4%で、著しい偏りはなく、概ね配慮されている。

評価項目③

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

<評価の視点>

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。
- ・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

(1) 教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。

本学では、教員の資質向上を図るための研修として、FD WEEKと銘打った研修会を毎年度開催している。教学マネジメント推進室の一部門であるFD企画推進チームが企画・運営するもので、各期の学期末(9月・2月)に授業実践事例紹介や生成AIや高大接続など社会動向と教育との係わり等に関するテーマを設け、学内外の講師による講演、シンポジウム等を行っており、非常勤講師の希望者も参加している。

また、学生による授業評価として、毎年度2期にアンケートを実施している。受講者が特定できる10名以下の少人数クラスの授業、オムニバス方式の授業等を除き、すべての授業を対象とするもので、各教員には集計した調査結果を学生からの要望・意見も含め返却しており、授業に対する学生の評価を確認できるようにしている。各教員はこれらを授業の内容、運営等の改善のための資料として利用している。これらの集計結果や学生の評価に対する各教員からのコメントは大学全体及び各学科、センターの見地から講評・分析し、教育課程の見直しに役立てている。FD委員会では、これらの集計結果、講評・分析を総括し、大学ウェブサイトで公開している。

さらに、学生の学習状況に関する調査として、学習内容や学習時間、修得できた知識・能力等を把握し、カリキュラムや授業内容の適切性について検証を行っている。2025(令和7)年度に本格実施となった全国学生調査にも参加している。

大学院においては、毎年度、独自のFD研修としてFD講演会を行っており、2025(令和7)年度は津田塾大学名誉教授 三澤健宏氏による「国際系大学院の現状と課題―津田塾大学の経験を踏まえて―」という講演を行っていただき、終了後に研究科教員との質疑応答や意見交換を行った。

(2) 教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。

教員の資質向上及び教員組織の改善・向上を図るためには、各教員が自らの教育研究活動を整理して、その内容について省察し、今後の研究活動への動機づけを図ることが必要である。

このため、本学では、「学生による授業改善のためのアンケート調査」を全科目対象に実施し、その結果をFD委員会で分析し、分析結果を今後の課題とともに、大学ウェブサイト公表している。

また、大学ウェブサイトに「教員紹介」を載せ、そこでの情報を毎年、確認・更新するため、各教員の個人調書(履歴書・教育研究業績書)の作成と提出を毎年度実施している。専任教員に対し、毎年、本学所定の様式により個人調書(履歴書・教育研究業績書)を作成して大学事務局に提出することを義務づけている。教育研究業績書には、研究活動の成果である論文の題目、発表年月日、発表雑誌等を記載するだけでなく、社会貢献、委員会活動、教育活動として教育方法の実践例や作成した教科書教材等についても記載するようになっている。

これらの個人調書は、昇任人事の際の重要な選考資料となっている。本学の教員選考の審査基準は、大学設置基準「第4章 教員の資格」で規定されている教員の資格に基づき定められており、教育、研究双方に重点を置くものとなっている。各専任教員が毎年提出する個人調書をもとに作成された選考資料により、選考が行われている。これまで、学術論文や著書等の研究業績を中心とした審査が行われていたが、最近は、研究業績だけでなく、大学・社会における教育活動、学内運営の実績も重視している。

さらに、2014(平成26)年度から実施されている「教育研究活動推進助成事業」として、学長裁量経費(予算総額400万円)による応募型の支援プログラムがある。助成対象者は本学の専任教員で、申請書と計画書により審査が行われる。実施期間は単年度で、対象事業は、(1)本学の教育改革・教育的取組(①指定課題：2名以上の共同研究で1件につき申請は50万円が上限、②自由課題：1名につき1件で申請は20万円が上限)、(2)特色ある研究活動、または地域創生・地域貢献等の取組(応募は1名につき1件、申請は30万円が上限)等である。2026(令和8)年度の指定課題は「授業運営における生成AI利用の可能性とその具体的方法の模索」及び「外国語大学におけるデータ・サイエンス教育の将来とその可能性」で、これらの学長裁量経費による教育研究活動推進費は教員の教育研究へのモチベーション向上に有効に働いている。

(3) 大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。

本学では「名古屋外国語大学ポイント制による昇任候補者の基準」を策定し、研究貢献、教育貢献、運営貢献、地域貢献毎にポイントを設定し、活性化を図っている

(4) 教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

本学では、学部授業に大学院生をティーチングアシスタント(T.A.)として任用している。新規にT.A.になる学生に対しては、職員によるT.A.研修会を行っており、「T.A.ハンドブック」を配付して業務の内容等を説明し、授業の運営等が適切になされるよう図っている。T.A.は教員の指導のもとに授業補助等を行い、任用期間終了後には「業務実施報告書」を提出させている。

評価項目④

教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

(1) 教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

学部・研究科の教員組織については、教員組織を所管する法人企画調査課が教員組織の編制表を作成し、大学設置基準、大学院設置基準に定められた必要基幹教員数及び教授の数(基準人員数の半数以上)と比較して本学の教員数等がその基準を満たしているかについて定期的に点検し、学長室会議でその結果を確認している。

(2) 点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

学部・研究科の改編・設置に伴い教員人事を進める場合、また、各学部・学科等での採用・昇任人事を進める場合等に、当該組織で教員数が大学(大学院)設置基準に定められた必要基幹教員数及び教授の数を満たしているかを学長室会議で確認して適正な人事を進めるようにしており、点検・評価結果に基づく改善・向上に努めている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

教育課程とともに教員組織については、学長室会議で恒常的に点検・評価を実施し、各学位課程で教育組織の改編を実施している。同時に、教育、研究、社会貢献の質向上に向けて、FD活動や授業改善に全学的に取り組む、社会に向けてその取り組み結果を大学ウェブサイトで公表している。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

大学として求める人材像を設定し、学部・研究科等における分野構成、教員の役割、教員の連携等を含む教員組織の編制方針を定めている。この方針のもとに、大学全体、学部、研究科ごとの教員数を適切に配置し、各組織の目的に則して、教員の資格、専門分野、年齢構成、国際性、男女比等を考慮して教員組織を適正に編制している。教員の募集、採用、昇任等を関係規程に沿って、学長室会議を起点にして、今後の大学の在り方を踏まえ、適切にかつ積極的に進めている。また、教育の質向上に向けてFD活動の企画・実施に恒常的に取り組み、教員の教育活動、研究活動、社会活動の評価を実施し、その結果を学部・研究科の改善に向けて活用している。

1. 現状分析

基準7 学生支援**評価項目①**

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
- ・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
- ・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

[修学支援（学習面）]

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。
- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
- ・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。
- ・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないように、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。
- ・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

[修学支援（経済面）]

- ・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

[生活支援]

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

[進路支援]

- ・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

[その他支援]

- ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

[学生の基本的人権の保障]

- ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

- (1) 学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。

本学では、大学の目的であるグローバル人材の育成に向けて、「学生支援の方針」を定め、「学生便覧」に明示するとともに、大学ウェブサイト公表している。

学生支援の方針

2016年9月19日 学長室会議決定

学生が豊かで実り多い学生生活を送ることができるように、海外留学・国際交流に関する支援、修学・学習支援、学生生活支援、就職・キャリア形成に関する支援を行う。

【海外留学・国際交流支援】

学生が安心して、語学学習・海外体験、海外インターンシップ等の活動ができるように、海外の各国に、多彩で、多くの協定校を確保し、その機会を保障する。また、留学費用支援制度を整え、学生の経済的負担を軽減する。さらに、海外の協定校等からの留学生を積極的に受け入れ、本学キャンパスの国際化を図り、キャンパス内での国際交流の機会を充実する。

【修学・学習支援、障がい学生に対する支援】

学生が学習を円滑に進められるように、アドバイザー制度を整え、関連部署・教職員が連携をとりながら修学・学習支援ができるよう相談体制を整備する。また、個々の学習ニーズに応え、自主学習がいつでも行えるように施設・設備、教材などの学習環境を整える。特に、語学学習については最先端の学習環境を提供できるよう努める。

さらに、障がい学生に対しては、その障がいの内容・程度に応じて、きめ細やかな支援策を講じて修学の機会を保障する。

【学生生活支援】

学生が心身ともに健康で、安全に安心して豊かな学生生活を送ることができるように、組織的な支援体制を整備し、健全な健康管理やハラスメント・事故防止に努め、経済支援が必要な学生に対する支援を充実し、サークル活動、大学祭などの課外活動に対する支援を実施する。

【就職・キャリア形成支援】

学生が自らのキャリア意識を醸成し、それぞれの進路志望に応じた職業選択ができるように、エアライン業界など学外の機関とも連携して組織的な支援・相談体制を整備し、キャリアガイダンス、各種資格支援講座・就職支援講座の実施、国内外のインターンシップの機会の提供などを行う。

本学では、法人・学長室、センター等、事務部、関係委員会が、学部・学科・研究科と連携を保ち、留学、修学、生活、就職の各支援を行っている。留学・国際交流については、国際教育連携推進機構が統括し、国際交流部で長期留学、国際交流を担当し、国際日本語教育インスティテュートで海外からの留学生の教育を主に担当している。

修学、学修支援については、教務委員会、教務課で教務・学修支援を担当し、メディア情報・データ科学センターで情報、データ科学、情報機器操作の学修支援を担当し、言語教育開発センターで複言語を含めた外国語学修支援を担当し、教養教育推進センターで教養教育の学修支援と推進を行い、教職センターで教職の履修支援を担当している。

障がい学生支援については、教務課、学生支援センター、保健管理センター及び所属する学科の教職員が連携して修学・生活支援等を行っている。

図書館での図書・雑誌の貸出等の学修支援も学生の学びに欠かせない。学生生活支援については、学生支援センター、保健管理センターで、学生生活、学費・奨学金、学生厚生、健康に関する支援を行っている。

就業・キャリア形成については、キャリアサポートセンターで進路、就職、キャリア形成の支援を担当している。

なお、学部、学科事務室、大学院事務室、クラスアドバイザーは、中期留学・海外研修等

を含め、所属学生の総ての支援に関与している。また、修学・生活・留学・キャリアの各支援情報は大学ウェブサイト、ポータル、「履修要項」「大学院ガイドブック」「学生便覧」「留学ハンドブック」等に公表して学生に周知を図り、履修、留学、研修・インターンシップ、奨学金、就職等については、適宜、学生への説明会を開催し、支援に万全を期して対応している。学生からの質問・相談に対応するために、各教員によるオフィスアワーを設け、「授業科目時間割表」に場所・時間を公表して周知を図っている。いずれも法人・学長室会議で最終的に責任を持って学生支援を実施している。

- (2) 各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。

各種の学生支援を管理している部署には、経験豊富なスタッフの配置をはじめ、教員が主幹となる各種委員会を設け、教職協働で学生支援業務を担っている。

学生生活支援は、各学科の教員、学生部、教務部、保健管理センター等と連携を図りながら学生サポートに努めている。

- (3) 学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

学生厚生に関する情報発信は、ポータルを活用しながら発信を行っている。重要事項等はクラスアドバイザーの教員に依頼し、必ず学生へ届くよう取り組んでいる。学生への情報発信手段が現在はポータルが軸になっているが、学生のポータルサイトの活用が低いため、来年度は大学ウェブサイトを活用した情報発信を強化するよう計画をしている。今後は、状況を鑑み、学生の利便性が高いSNSも活用し情報発信を強化することを考えている。

- (4) 学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。

学生の能力に応じた補習教育、補充教育について、少人数教育と習熟度別クラスでの外国語の授業の実施等で個人差に応じた対応をしている。たとえば、外国人教員1名と4名の学生で英語のみで行うPower-up Tutorialでは、教員が学生の習熟度に応じて英語での会話を行っている。また、専攻言語の授業でも、たとえば、外国語学部英米語学科では習熟度別クラスを編成して授業を実施している。なお、各学科での学校推薦型選抜入試合格者を対象にした入学前オリエンテーションで、たとえば、高等学校での英語基礎学力を確認し、入学までに課題を提出させたり、大学での授業を行い、入学前の準備を行うようにさせたりしている。

正課外教育については、メディア情報・データ科学センターでは、コンピュータやコンピュータを利用した外国語の学習ができる自習スペースLTC(Language Training Center)を設け、学生が取り組みやすいよう工夫しており、教職センターでは教員採用試験対策講座を実施している。また、キャリアサポートセンターでは、資格支援講座、就職支援講座を設け、キャリア形成と就職支援に向けた講座を開講している。さらに、大学・学科では、公開講座、スピーチコンテスト、学生通訳コンテスト、中国語弁論暗唱大会、NUFS&NUAS読書コメント大賞、英語教員ワークショップ等も実施して、授業外での学生への学修、学修への動機づけ、外国語スキルの向上、通訳スキルの養成、教養力、教師力の育成等を図っている。

- (5) 障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。

障がいのある学生に対する修学支援については、以下のように「障がい学生の支援指針」を定め、「学生便覧」に明示し、大学ウェブサイト公表して、支援を実施している。

障がい学生の支援指針

2020年1月6日 学長室会議決定
2024年2月26日 学長室会議一部改正

名古屋外国語大学「学生支援の方針」に基づき、障がい学生に対する支援の方法及び体制については、以下のとおり取り扱うものとする。

【基本方針】

障がい学生に対しては、その障がいの内容・程度に応じて、きめ細やかな支援策を講じて修学の機会を保証する。

【支援体制】

- ・教務部、学生支援センター及び保健管理センターの三者で支援チームを組織する。
- ・支援チームは、各学部・学科、学内関係委員会、法人施設部等と連携し、支援策を講ずる。
- ・障がい学生の支援に関する業務は、学生支援担当副学長が総括する。
- ・学生支援担当副学長は、定期的に障がい学生への支援状況等について学長室会議に報告する。
- ・必要に応じて学外の障がい者支援の専門家と連携する場合がある。

【支援方法】

- ・支援チームは、入学時に（必要に応じて入学後）当該学生と面談し、大学としてその障がいの内容・程度を把握し、必要な支援策について検討し、確定する。
- ・支援チームにより必要な措置を講ずる。
- ・支援チームは、入学後も定期的に当該学生と面談し、修学面及び学生生活面での状況を把握し、必要に応じて支援内容の改善措置を施す。

【個人情報の保護】

- ・障がい学生の個人情報（障がいの内容・程度等）の取り扱いについては、支援策の実施に必要な教職員間で共有するにとどめ、その管理を厳密に行う。
- ・第三者に対して障がい学生の個人情報の開示や提供が必要な場合は、本人又は保証人の同意を得るものとする。ただし、連携支援を行うために必要と本学が判断した場合、集団守秘義務を十分に遵守しつつ支援者間で個人情報の共有を行う。

【情報公開】

- ・障がい学生に対する取り組みや支援の概要について情報公開を行う。

修学支援は次のように実施している。①視覚障がいには、教材の拡大、教室内での座席の配慮を行い、②聴覚・言語障がいには、教室内座席配慮、文書・情報提示機器による提示を行っている。③肢体不自由については、学内・教室環境の整備(車いすでの通学・受講への対応)、教室内での座席配慮を実施している。④発達障がいには、本人の希望する対応を聞き取り、可能な範囲で配慮を行っている。いずれの場合も、保健管理センター長からの対応依頼に基づき、副学長(教育担当)による具体的な配慮内容を記した文書等により、当該学生が受講する授業担当者に依頼し、教務課、学生支援センター、保健管理センターが連携して修学支援を行っている。

また、健康上の理由により、オンラインによる授業の受講希望があった場合には、医師の診断書の提出を求め、その内容に基づき、副学長（教育担当）がオンライン受講許可の対応を行っている。

（６）学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。

成績不振の学生の状況把握と指導については、たとえば、一定のGPA値に達しないなど、学科が定めた基準に該当する学生を確認して、クラスアドバイザーが指導している。また、授

業を3回欠席した学生については、授業担当者からクラスアドバイザーに文書で通知が出され、クラスアドバイザーが当該学生に連絡して履修指導をしている。なお、クラスアドバイザーは各自オフィスアワー(週90分)を定め、学生・教職員のポータル等に時間帯を公表し、希望に応じて学生との面談に応じている。

留年者の状況把握と対応については、クラスアドバイザーが学生本人に連絡し、修学状況を確認し、指導を行っている。なお、卒業延期者は、その事由とともに、教授会で確認して、状況把握をしている。

退学希望者及び休学希望者の状況把握と対応については、学生本人・保証人からの願い出・事由をもとにクラスアドバイザーが学生本人と面談・電話等で指導・確認した後、所見を記載し、学部教務委員会、教授会でこれを審議し、承認している。

(7) 遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保において学生間に格差が生じないように、必要に応じて対応しているか(機器貸与、通信環境確保のための支援等)。

本学では、遠隔授業を含む教育におけるICT活用に際し、学生間で機器や通信環境の格差が生じないように、以下のとおり対応している。それにより、学習の機会が環境要因により損なわれることのないよう配慮している。

- ・学内においてパソコン教室や自習専用スペースを整備し、ICT機器及びネットワーク環境を授業後の20時まで利用可能としている。
- ・学生個人がパソコンを準備できない場合に備え、パソコンを年度初めから年度末まで貸与する等の支援を実施している。(経済的困窮者)
- ・故障による修理期間においても、パソコン貸与を実施している。
- ・学内ネットワークの安定運用に努め、無線LAN設備により学内の通信環境を提供している。
- ・対面授業に遠隔参加する学生に対応するため、全教室にハイフレックス型授業を実施可能とする機器(カメラ、配信設備等)を整備し、学習機会を確保している。
- ・ICT利活用に関し、メディア情報・データ科学センターにサポートデスクを設置し、機器の設定、使用方法等をいつでもサポートできる体制を整えており、学生が円滑に授業に参加できるよう支援している。

また、図書館においては、VPN(Virtual Private Network、仮想専用通信網)による学外アクセス環境を整備し、学術情報データベース等の電子コンテンツを拡充することで、場所を問わない学術情報へのアクセスを可能にしている。

(8) ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応(授業動画の再視聴機会の確保等)を必要に応じて行っているか。

ICTを活用した遠隔授業の実施にあたり、学生の学習を支援するため、以下の取組みを行っている。それにより、自宅等で授業の受講、自主学習する学生に対しても継続的かつ公平な学習支援を実施している。

- ・Moodleほかの学習管理システム(LMS)や各種ICTサービス、通信手段(Zoomほか)に関する問合せにはメディア情報・データ科学センターがサポートデスクを設置し、学生からの相談に対応している。
- ・授業利用するシステムの利用方法、ICT利用に関するマニュアルやFAQを整備してイントラネットで公開し、学生が自律的に問題を解決できる環境を整えている。
- ・一部授業においては、動画や教材のオンデマンド配信等により、通信状況に左右されない再視聴機会の確保等を行っている。

- ・必要に応じて、授業資料の軽量化や複数形式での提供等、学生の通信環境に配慮した運用の機会を確保している。

(9) 学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

経済的な支援対策として、日本学生支援機構の奨学金や、高等教育の修学支援新制度の授業料減免をはじめ、財団や事業団体、行政等の奨学金、大学独自の奨学金制度、学納金の延納・分納制度等の情報を学生に提供している。学生は自分の状況を鑑みながら利用をしているが、過度な活用や状況を職員が目配りしながら運用管理を行っている。

また、学生の海外留学、研修等については、(1)所属学部・学科単位で実施される①海外研修、②中期留学、③学外実習(海外)、④エアライン研修があり、(2)国際交流部が担当する長期留学として、⑤TESS I(学位取得)留学、⑥TESS II(スタンダード)留学、⑦TESS III(2か国)留学、⑧TESS IV(航空サービス)留学、⑨UCR特別留学、⑩認定留学がある。大学等からの支援(金銭的援助)は、条件を満たせば受けられる。なお、TESSは、Total Expense Support System(留学費用全額支援制度)の意味である。大学ウェブサイトこれらの留学・研修プログラムは公表されている。また、国際交流部で発行されている「留学ハンドブック」に詳細な説明とともに、参加学生の報告も掲載されている。同様に、「学生便覧」「大学院ガイドブック」「名古屋外国語大学 GUIDE BOOK 2025」でも公表され、本学学生とともに入学希望者にも周知が図られている。本学の留学・研修等のプログラムとともに、学生への修学支援の実践が理解できるように記載されている。

研究科においては、日本学生支援機構の奨学金制度や海外留学支援制度以外にも、大学院として、一般給付奨学金、特別給付奨学金、学内推薦入学奨学金、貸与奨学金等の独自の奨学金制度を設けているほか、学生が国内外の学会で発表をする際の研究旅費補助、学術雑誌の購入等への研究費補助の制度を設け、学生の教育、研究に対し経済的支援を行っている。

(10) 学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導・相談を、学生の実態に応じて行っているか。

学生の相談に応じる体制の整備については、保健管理センターに保健室と学生相談室を設置し、双方で連携し学生の生活支援に当たっている。保健管理センターは、中西学園を母体とする名古屋学芸大学と本学の両方で運営され、センター長は名古屋学芸大学の教授である医師が兼任している。

学生相談室での生活相談は、大学ウェブサイトや「学生便覧」に公表しているように、本学専任の公認心理士・臨床心理士1名と非常勤の精神科医1名と非常勤の公認心理士・臨床心理士3名が対応している。開設時間は月曜日から金曜日まで(原則予約制。ただし、緊急の場合は常時。土曜日は予約のみ。)、10時から17時まで(17時以降も予約可能)となっている。また、月に2回、医師(精神科)による相談日を設けている。本学学生だけでなく本学学生の関係者(保証人等)、教職員も対象とし、学生には修学、進路、対人関係、精神保健等の日常生活上の課題全般についての相談・カウンセリングを行っている。特別な事情がある場合、電話やメールによる相談も受け付けている。2025(令和7)年度の相談者実数は81名で、全学生数の1.9%程度が相談室を利用している。相談内容は、精神保健、精神衛生相談、対人関係等が多いが多岐で、一人当たりの相談回数は概ね3回程度である。必要に応じて外部医療機関や行政機関等への紹介や連携を行い、解決のための心理・行動的援助による学生生活全般での支援を実施している。これらの状況については、セメスターごとに保健管理センター運営委員会への報告・討議を経て、教授会に報告される。なお、学年の初めには「学生相談室案内」を配付してPRを行っている。

健康・保健衛生・安全等については、保健管理センターの保健室が専任のスタッフ4名で対応している。保健室利用案内は、大学ウェブサイトや「学生便覧」に公表している。月曜日から金曜日まで、9時から17時(閉室の時は事務室が対応)まで利用可能である。相談内容(主訴)は、身体に関するものが一番多く、次に友人・学業の関係等で、多岐に渡る。2025(令和7)年度の傷病による保健室利用者数は223名であった。月別の相談件数では5月、6月が非常に多いが、これは新しい環境における不便さや不規則な生活、精神的不調についての悩みが主なものである。なお、健康管理意識を高めるために、月に一度、内科医・婦人科医による健康相談日を設け、体調不良、不眠、食欲不振など気軽に相談を受けられるようにしている。

保健室スタッフ不在時の傷病者の対応についても、大学ウェブサイトで周知を図っている。AEDの設置位置については、車椅子設置場所とともに、全学の案内図に明示している。

学生や教職員の禁煙支援、季節に応じた諸注意(梅雨時の食中毒、夏の熱中症の症状と対策の掲示)、アルコールパッチテスト等を行っている。さらに、毎月「CAMPUS HEALTH」というニュースレターを発行し、月ごとの健康への注意喚起や一人暮らしの学生への食育メニュー等も載せている。

定期健康診断については、学部生・大学院生を対象に毎年3月末から4月初めに行っている。2025(令和7)年度の受診率は80.9%であった。受診しなかった学生は提携先の医療機関で健康診断を受け、健康診断結果を提出するよう指導している。健康診断の結果、再検査が必要な場合、各自病院で精密検査を受け、その結果を保健室に提出することになっている。なお、健康診断項目は胸部X線・尿検査・内科検診・視力検査・身体計測である。

- (11) 学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置(学生の交流機会の確保等)を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

本学学生会執行委員会の学生が主体となり、学生や留学生との交流の活性化を図るイベントを恒常的に実施している。また、学生の孤立化を防ぐためには、課外活動団体に加入することが、先輩や後輩、同期等との繋がりをつくる絶好の機会と考え、課外活動団体への加入を促すイベントを積極的に実施している。

- (12) 各学位課程(学士課程、修士課程や博士課程など)や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

進路支援は、就職活動そのものの支援だけでなく、入学時からのキャリア教育が極めて重要である。入学した学生が卒業するまでの間に「職業と人生」の観点から、人生の意義を考え、生きていく方策を発見できるようにさせることが重要である。

そのために必要な知識・技能を積極的に身につけ、学生生活を終えるとき、大学で学んだことがどのように社会で役に立つのか関連付けられるようにさせる必要がある。本学では、以下のようなステップを設定し、これらの各ステップにおける具体的な指導・行事内容をまとめたものを「キャリアデザイン・プログラム」として次のように実施している。1年次には、学生生活の目標を持たせるために、5月と10月に進路選択指導を内容とするキャリアガイダンスを行う。

通年で、人生目標と就職について考えるための正課授業である「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡA」「キャリアデザインⅡB」「キャリアデザインⅡC」「キャリアプラン」も履修可能。社会とルールや会社組織と経営、Current Topicsやキャリア全般についての理解を促す。

2年次には、成長確認と目標設定を目的とし、3回のキャリアガイダンスやインターンシッ

プで、進路選択指導・資格講座の紹介や職業体験実習の機会を提供するほか、3年次向けのプログラムの多くのものに参加できるようにしている。

それとともに、正課授業を4科目(「キャリアデザインⅡA」「キャリアデザインⅡB」「キャリアデザインⅡC」「キャリアプラン」)開講し、社会とルールや会社組織と経営やキャリア全般について学べるようにしている。

3年次は、毎月開催している就職ガイダンス、能力を可視化するための適性検査に加え、インターンシップ、就活集中研修(夏・冬)、エントリーシート対策講座、面接講座、就活マナー講座、グループディスカッション講座、企業研究会、企業説明会等30種類ほどの講座を開講している。

4年次は、企業説明会、求人情報提供、個人就職相談により、それぞれの学生に寄り添う。

また、本学は海外留学をする学生が多く、またそのタイミングがまちまちなことから、留学前ガイダンス、留学中Webガイダンス、帰国者向けガイダンスを年間各2回開催している。

このように、本学のキャリアデザイン・プログラムは、正課授業の「キャリアデザイン」を基盤に、入学直後から始め、人生計画の重要性の認識(キャリアを考える)、勤労意欲、能力の醸成(キャリア形成教育)、就職活動の理解、試験対策(就職対策)、職業選択、企業選択(就職イベント)へと進める点が特色となっている。

なお、本学大学院生へは、職業意識の醸成とあわせて専門性を職業に生かすためのキャリア教育・就職指導を行っている。大学院に進学した直後に院生ガイダンスを開催し、博士前期課程また博士後期課程修了後の進路について関心を高め、それに対応した勉学に励むよう促している。民間企業を希望する学生には、個別に就職担当スタッフが相談を受けて職業指導を行っている。

学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備については、本学では学生の進路支援のために学生課の隣にキャリアサポートセンターを設置して学生課と連携して入学から卒業までの就職・キャリア支援(形成)を行っている。

また、名駅キャンパスでも相談や面接練習、各種手続きができるよう平日は常時3名を名駅キャンパス事務室に配置している。

さらに、オンラインでの面談体制も整備し、留学中の学生の相談にも対応している。学生向けの大学ウェブサイトで最新の情報が更新され、就職行事スケジュール、進路登録、就職支援講座、資格支援講座、インターンシップ、求人検索等を提供している。

本学の進路支援の理念は、学園の基本理念・大学の目的である「グローバル志向の人材育成」「人間教育」の考え方に基づき、以下のように掲げている。

「名古屋外大では、学生一人ひとりが『人』として魅力的な存在であってほしいと考えます。『国際社会において、世界規模で貢献し得る人材の育成』を目標としてさまざまな特色ある教育を展開し、高度な語学力はもちろんのこと、将来につながる幅広い教養や専門性を身につけ、自信を持って社会に飛び立つことのできるグローバル志向の人材育成・人間教育に力を注いでいます。この理念こそが「キャリアサポートが充実した名古屋外大を支えているのです。」

また、キャリアサポートセンターと教員との連携を密にするため、各学科から選出された教員で構成するキャリア教育開発委員会を毎月開催し、情報の共有を図るとともに、就職状況等を随時各学科委員に伝え、就職未定者への指導を教員との連携の下で行うようにしている。

なお、当該委員会で話し合われた内容は就職状況とともに教授会で毎月報告されている。学生の求人先企業等の情報検索及び過去の実績等は、データベースとしてサーバーに蓄積しており、インターネットに接続していれば外部のパソコンからでもパスワードを使って利用可能にしている。センター内においても学生用パソコンを設置し、学生がその場で指導を受

けながら自由に情報を得られる体制を整えている。

- (13) 上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

先述のとおり、とりわけ部活動に対しての支援は活発に行っている。部活動への理解促進や興味関心を抱かせるために、全活動団体の説明会日を設け、団体ごとのブースでPRを行うイベントや、加入希望団体が自分に合うかどうかを確かめられるように体験期間を設ける等、ミスマッチを防ぐことができるよう配慮をしている。さらに全課外活動団体に対し、年間活動計画を作成させ、その活動に必要な予算立てをし、活動予算の要求をさせるようにしている。年度末には活動結果と予算執行状況をチェックし、計画の実施状況を振り返りながら、次年度計画へ反映をさせるように指導をしている。このような取組みは、実社会のあり方を学生時代に経験させる意味もある。

ボランティア活動においては、さまざまな団体から要請があり、内容を確認したうえで学生へ情報提供を行っている。授業との兼ね合いのため積極的ボランティア活動を推進できかねることが現状の課題でもある。

留学生等の多様な学生に対する修学支援については、国際日本語教育インスティテュート(留学生別科)で、「ジャパNSTUDIES」を開講し、日本語の学習だけでなく、留学生と日本人学生が英語で日本の歴史・文化・社会・経済等を学び合い、「日本を通して世界を見る目」を養うことを実施している。また、バディ・プログラム(Buddy Program)と称して、本学への留学生1名に対して本学学生2～3名がグループを作り、グループ内で相談して協力しながら留学生へのサポートを行う留学生支援プログラムを行っている。

- (14) ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制の整備については、「名古屋外国語大学ハラスメント防止等に関する規程」を制定し、この中で「ハラスメント防止委員会」を置いて対応している。学生には、「学生便覧」「大学院ガイドブック」でセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントについてそれぞれ事例を示して説明し、これらのハラスメントの相談窓口、相談被害にあった場合の対応の手続きについて具体的に説明している。対象者が相談しやすいよう各学部及び主幹部局に相談員を配置しており、事案が生じた場合には、迅速な対応が図れるような組織運営体制になっている。また、ハラスメントに対する知識や理解促進を図るためSD研修会も実施している。

評価項目②

学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・ 学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・ 点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

- (1) 学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

本学における学生支援に関わる事項の点検・評価は、「アセスメント・ポリシー」に基づき、毎年実施している「卒業時満足度アンケート」等の結果により行っている。本調査は、

本学での4年間の学びや学生生活についてのフィードバックとして、毎年、卒業時に実施するもので、大学教育・大学生活についての総合的な満足度から、教育内容の充実度、進路支援の状況等について、大学生生活の4年間で総括的に振り返るものである。同様に、本学卒業後社会人4年目の卒業生を対象にして、大学での学修成果の振り返り、大学での学修に対する要望を尋ねる「修業状況アンケート」「就業力等に関するアンケート」も実施している。これらの結果は、大学ウェブサイトにおいて広く内外に公表している。これらのアンケートの目的は、単に学生、卒業生の意見を集めることに留まらず、その調査結果から本学の教育課題を導き出すことにある。そのため、アンケートから得られた具体的な課題解決を反映し、学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行い、学生支援の更なる改善に努めている。

(2) 点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

学生生活アンケートと卒業時アンケートの結果は、本学の学生支援について、ほとんどの項目について高い満足度を示す結果となっているが、留学については必ずしも高い満足度とは言えない結果になっている。

本学の留学プログラムの中で、最も希望者の多いプログラムは留学費用全額支援の長期留学(TESS)である。しかしながら、この留学プログラムでの留学には、留学語学基準と成績基準を両方とも満たすことが要件となっている。そのため、その2つの基準の達成度が重要になっている。基準の水準が低ければ、その留学プログラムへの参加者も多くなり、多くの学生が参加できることになるが、留学先での学修が滞りなく行えるかが課題になる。このため、学生の満足度の指標である参加可能者数と語学基準と成績基準の達成度の均衡を保つため、留学先での過年度の学修状況を踏まえつつ、基準の達成度についての資料を分析していくことが必要になってくる。本学は留学語学基準についてTOEFL-ITP得点、成績基準については累積GPAを採用し、例えば最も参加者の多いTESS II(スタンダード)留学では、TOEFL-ITPについて、①500点以上(1回達成)から、②3回平均500点以上、③2回平均500点以上を経て、現在では④2回平均510点以上に設定している。

成績基準については、累積GPAについて、①2.4以上から、②2.6以上、③2.4以上を経て、現在は、④2.0以上に設定している。なお、本学では「A評価以上3割程度」の実施に努めているため、全学のGPA平均値は2022年度1期では2.2である。そのため、2018年度1期(成績基準GPA2.6以上)の留学者数(TESS II)はそれ以前から大幅に減少して約60名になり、基準改定後の2018年2期(成績基準GPA2.4以上)からは約140名に増加している。なお、これらのデータ分析は本学のIR推進本部等で行い、内部質保証に責任を負う組織である学長室会議で国際交流部・教務課と連携して審議を行い、大学評議会の議を経て学長が決定し、教授会で報告し、学生に周知を図っている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学では、学生の修学、生活、進路への支援について方針を定め、学生への支援を積極的に実施している。特に、留学、海外研修、海外実習等はグローバル人材の養成をめざし、豊富なプログラムを用意し、留学費用全額支援等の支援に全学的に取り組んでいる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学では、大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえて、学生支援に関する大学としての方針を適切に明示している。その方針に基づき、学生支援の体制を整備して、学生に対して留学、修学、生活、進路等の支援を、正課外活動への支援とともに、適切に行っている。また、障がいのある学生に対する修学支援については、「障がい学生の支援指針」を定め、大

学ウェブサイト公表して、支援を全学的に行っている。学生支援の適切性については、在学時、卒業時等に、学生にアンケート調査を行い、定期的に点検・評価を行っている。また、その結果をもとに、たとえば、留学等に対する支援等、具体的に改善・向上に向けた取組みを行っている。

1. 現状分析

評価項目①

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
- ・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。

本学の目的は「外国語運用能力に優れ、世界に通用する教養を備え、共感力溢れる、グローバル職業人を育てる」ことである。「21世紀の地球社会で活躍できる国際感覚豊かな人材を育成すること」が課題であって、この使命は「個々の学生を大切に育てるというもっともベーシックな理念に則って実現される」。本学では、この理念・目的を実現するために、「教育研究等環境の整備に関する方針」を次のように定めている。

教育研究等環境の整備に関する方針

本学は、学園の理念である「人間教育と実学」に依拠し、グローバル人材の育成に向けて教育研究活動を適切な環境で行うため、教育研究等環境の整備に関する以下の方針を定める。

【施設・設備等の整備】

- ・学生の学修と教員の教育研究活動を推進するため、キャンパス整備に関する中長期的な計画に基づき、校地、校舎、施設、設備等の維持管理、使用者の安全及び衛生の確保、利便性の向上、その他効果的な環境整備に努める。

【図書館・学術情報サービスの整備】

- ・学生の学修及び教員の教育研究活動を支援するため、図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の適切な収集、整理、提供に努め、学生の自主的な学びの場とともに学術情報基盤としての大学図書館の整備、学術情報サービスの充実を図る。また、学修及び教育研究の多様なニーズに応えるため、利用者に配慮した図書館・学術情報サービスの整備に努める。

【教育研究環境の整備】

- ・教育研究活動の質向上及び推進を図るため、適切な研究環境・条件の整備、競争的研究資金の獲得支援、ティーチング・アシスタント(TA)等の人的支援体制、その他必要な教育研究支援体制の整備に努める。

【ICT環境の整備】

- ・学生の学修及び教員の教育研究活動を支援するため、安全性、利便性、信頼性に配慮した学内ネットワーク及び本学の学修・教育研究に適したICT環境を整備するとともに、その適正な活用を促進する。また、諸規程に基づき、情報の適切な取り扱いに資するため、全学的な情報リテラシー教育を充実させるとともに、授業やFD・SD活動などを通して学生・教職員に情報倫理の周知を徹底する。

【研究倫理の遵守】

- ・適正な研究活動の実施に向けて諸規程を整備し、研究倫理の遵守・不正防止を含めたコンプライアンスに関する全学的な取り組みに努める。FD研修会等の実施、研究倫理教育用eラーニングなどの受講の徹底を図り、研究倫理規範への高い意識を涵養する。

これらの方針の具体化については、中期計画(NUFS Next 2028)において、次の項目を提示している。①教員の教育力の向上と研究環境の整備、②インターナショナルキャンパスとしての環境整備、③キャンパスライフの充実と学生の自主性・積極性を涵養する企画の創出、④

中央図書館及び学術情報基盤の機能強化と有効活用、⑤安全・安心な学生生活、留学生活のための基盤整備。この中期計画は、学長室会議で審議され、将来戦略会議での審議を経て、法人の理事会、評議員会の事業計画承認に基づいて実行している。これまでに、ワールドリベラルアーツセンター、名古屋外国語大学出版会の設置(上記①)、海外からの留学生の受入れ拡大とそのための環境整備としてインターナショナルハウス(外国人留学生宿舍)の設置(上記②)、中央図書館の改修による学術情報基盤の強化と学習支援機能の充実及びキャンパス内ICT環境のさらなる充実(上記④)、名古屋駅近郊の名駅キャンパス(サテライト)の設置(上記⑤)等を実施し、教育研究等環境の整備を進めている。

本学における教育研究の目的を実現するための校地、校舎に関しては、大学設置基準等の法令上必要な要件を満たしている。本学のキャンパスは、従来からの日進キャンパスに加えて、2021(令和3)年10月、名古屋駅近くに、主に学部3、4年次生、大学院生を対象にして、「名駅キャンパス(サテライト)」を開設した。新キャンパスは、「ニューノーマル時代の創造的な学びを実現する先鋭空間」として新たな学びの場を提供する目的とともに、COVID-19への感染防止のため、大学全体の授業時の受講者密度を1/2～2/3以下にする目的も担っていたが、2026(令和8)年度をもって撤退することを決定している。

日進キャンパスでは、外国語能力の向上を支援する目的で次の施設・設備を備えている。①AVホール(東館2階:100インチの大画面スクリーンを備えたホールでマルチメディアを活用した教育や映像資料を用いた授業等で使用)、②同時通訳室(東館3階:国際会議等で使用されている同時通訳室を再現したもので、同時通訳、プレゼンテーションのスキルの向上と機器操作のマスターが可能)、③アンフィシアター(K館5階:半円形に机を配置した階段教室で、大きなスクリーンを備え、学生のプレゼンテーションやディベートを中心とした授業等で使用)、④教材作成スタジオ(5号館3階:オンデマンド用コンテンツ、動画作成のための撮影・編集作業、イベント要素も含む特殊講義、対談等の配信、講演の録音及びストリーミング配信等で利用)、⑤スピーキングラボ(5号館3階:学生が会話を録画して、内容、流暢さ、表情、身振り等を確認、自己評価が可能な設備)、⑥PUT専用ルーム(7号館4階:学生4人にネイティブ教員1人で行う「超」少人数授業であるPUT(Power-up Tutorial)やAdvanced PUTで使用する専用ルーム)等がある。

名駅キャンパス(サテライト)は、「ICT及び情報発信のための高度なツールを介したコミュニケーション力、さらには、ビジネスと芸術性に対するアクティブな想像力や感性を研ぎ澄ます学びの先鋭空間」をコンセプトとして、教室の他に、①WLALi(ヴラリ:学生ラウンジ兼)、②多目的ラボ(授業の他、各種イベント:講演会・シンポジウム・研究会・重要な会議及び学生対象ガイダンス等多岐にわたり使用している大教室)、③Agora(各教室の前にあるフリースペース)、④学生ワークショップルーム(個人ブース16台を完備した自習室)を備えている。

体育館、グラウンド、クラブ活動の施設(クラブハウス)は、留学生宿舍・交流ホール(インターナショナルハウス)とともに、日進キャンパスに整備されている。インターナショナルハウスには、主として協定大学から交換留学生として学びに来る学生と大学院や学部学生で選考された学生が入居している。居室は、63室(バス、トイレ付き)のうち60室が1人使用の個室になっている。

施設保守を含む大学のキャンパス管理組織は、法人・総務課が所管し、施設を所管する法人財務部・施設課と連携を取り維持保全に努めている。情報機器関係の設備については、各教室に設置されている映像装置・音響機器(プロジェクタ、フラットディスプレイ等)、マイク、教材提示装置等のオーディオビジュアル機器について、老朽化(導入から8年以上)への対応、設置・使用条件の平準化を基本的な考え方として、順次、機器の置換えを実施している。

施設・設備の安全・衛生の確保を図るシステムとしては、施設設備の故障、事故の発生をいち早く感知するシステムとして中央監視装置を設置し管理している。中央監視装置に隣接

するキャンパス管理室には、24時間常駐警備体制を取り、迅速な状況把握を可能とするとともに学内連絡網を整備し、連絡報告体制を確立している。

学内の安全、防火防災、衛生等は、学内構成員の生命・身体の安全及び学園財産の保全を目的に学内規程を定めている。保健管理センターを設置し、保健室にはベッドを5台整備し、4名の専門職員が常駐して、学生の健康管理を担当している。校医による定期的な健康相談も行っている。学生相談室には、面接・相談専用の部屋を2室と学生が必要に応じて自由に使えるエリアを整備している。専門の心理カウンセラーが相談に応じている。日進キャンパス学内、名駅キャンパスに「AED」を設置している。防災訓練として、毎年、名古屋学芸大学と共同で消防訓練を実施している。また、学内では、健康維持増進及び教育的環境面から、屋内・屋外を問わず喫煙指定場所以外は禁煙にしている。喫煙指定場所は、屋外1箇所である。

本学(日進キャンパス)は丘陵地の斜面を利用したキャンパスで、起伏が多く、建物内部にも多くの階段があるので、特に下肢に障害のある学生にとって整備が必要である。障害のある学生に対しては、保健管理センター職員が、相談や日常のケアにあたっている。本学のキャンパス環境整備としては、入り口へのスロープの設置、エレベーターへの車椅子用ボタンの設置、大教室入り口への電動昇降機の取り付け、多目的トイレの設置、自動ドアの設置を行い、対応している。

(2) 学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。

本学では、学生の学習及び教員の教育研究活動の必要性に応じ、ICT環境の整備と技術的支援を総合的に実施しており、それらの取り組みにより教育研究活動におけるICTの積極的活用を促進している。

- ・学内ネットワークについては、すべての教室・自習専用スペース・研究室・共用スペースにおいて安定的に利用できるよう整備・運用を行っている。
- ・すべての教室や自習専用スペースにはICT機器を整備し、授業及び自主学習において必要な情報環境を提供している。
- ・学生・教職員に対し、アカウント管理(パスワード統合)を含むICT基盤サービスを提供し、利便性、安全性を図っており、教育研究活動を円滑に実施できる環境を整備している。
- ・ICT機器、LMS等の活用に関するサポート窓口をメディア情報・データ科学センターに設置し、技術的な問合せ対応や利用支援を行っている。
- ・教育活動におけるICT利活用(オンライン授業、ハイフレックス型授業、教材配信、学習支援ツール等)の円滑な運用に向け、教員への支援・情報提供を行っている。

中央図書館のICT及びネットワーク環境については、館内のWi-Fiインフラの安定運用に加え、遠隔地や在宅時でも学術リソースにアクセスできるようVPN等の学外アクセス環境の維持・高度化を図っている。これに合わせ、電子書籍や電子ジャーナル等の電子リソースの体系的な整備・拡充も継続している。また、貸出用ICT機器を整備し、学習・研究活動をサポートしている。

(3) 学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

学生の情報倫理の確立を図るため、ICT利用に関する基本方針やガイドラインを整備し、情報セキュリティ及び適正利用の周知を図っている。新入生に対しては、アカウント利用や情報セキュリティに関するICT講習会を開催している。さらに、「情報リテラシー」科目において、ICT環境の適切な運用に関する教育を実施するとともに、eラーニングシステム「INFOSS 情報倫理」を活用し、倫理的かつ安全な情報利用の定着を図っている。また、修了状況の把握等により学習到達度の確認も行っている。同システムは全学生がいつでもアクセス可能な

環境として提供している。

また、2025(令和7)年度に策定した「名古屋外国語大学・名古屋学芸大学機関リポジトリ要項」は、学術情報の公共性を高めると同時に、著作権処理の厳格化や情報の適正な取扱いなど、大学としての情報倫理及び研究倫理を明確に示すものとしての意義を持つ。(1)の電子申請窓口の運用とあわせ、適切な権利処理に基づく研究成果の公開を促すことで、教職員の情報倫理意識の向上を図っている。

評価項目②

図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
- ・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。

中央図書館は、名古屋外国語大学と名古屋学芸大学の共用図書館として、両大学の教育・研究・学習を効率的に支援するための基盤的施設である。「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づき、学術情報資料の体系的な整備に取り組んでいる。

資料選定においては、各研究分野における研究・教育に必要な国内外の学術情報資源を広く収集し、体系的なコレクションを構築・維持している。2025(令和7)年度末時点における図書館の所蔵資料は、中央図書館の図書(紙媒体)は282,089冊(うち開架配架142,965冊)であり、2025(令和7)年度の年間受入冊数は4,657冊であった。名古屋外国語大学構成員は、名古屋学芸大学の名城前医療キャンパス及び新栄キャンパスの図書室の資料も利用可能であり、図書館全施設の紙媒体の蔵書は305,258冊となる。電子媒体については、電子ジャーナル利用可能種類数が26,702タイトル(国内1,679タイトル・国外25,023タイトル)、電子書籍が6,994タイトルを整備しており、前年度からそれぞれ3,110タイトル・376タイトル増加した。中央図書館資料の館外貸出冊数は34,490冊(学生31,682冊、教職員2,481冊、その他327冊)であった。コロナ禍前(2018(平成30)年度64,209冊)との比較においては紙資料の貸出数が減少傾向にあるが、これは学術文献の電子化や利用可能な電子コンテンツの拡充に伴い、利用者の学習・研究スタイルが電子リソースへと円滑に移行・定着している表れと言える。視聴覚資料の館内利用(中央図書館)は4,132件(学生4,109件・教職員23件)、地階閉架資料の出納は1,696件であった。

専門領域の図書をカリキュラムに即して選定するため、特にシラバスで紹介された参考図書については、当該年度シラバス掲載の参考図書を図書館専門員が全て確認し、不足があれば全件購入している。さらに、旧版が所蔵されている場合は速やかに最新版へと更新している。自館に必要資料が所蔵されていない場合は、国内外の他大学図書館からの資料取り寄せサービス(Inter Library Loan:ILL)を活用している。2025(令和7)年度のILL依頼件数は87件で、学生及び研究者の個別具体的な学術情報ニーズへの対応体制が機能している。

学生からの図書リクエスト制度に対しては、当該図書の購入にとどまらず、関連書や類書も含めて図書館側が積極的に選定・購入することで、学生の知的好奇心を刺激し、専門領域から周辺分野への興味関心の広がりを組織的に支援している。

(2) 図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む

人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

図書館サービスを支える人員については、少数ながら高い専門性と資格保有率を維持できるよう配置している。専任職員5名全員が司書資格を保有しているほか、日常のカウンター業務や館内運営の実務を担う業務委託スタッフについても8名中7名が有資格者である。これにより、専門知識に裏打ちされた学習・研究支援（レファレンスサービス等）を提供する体制を整えている。さらに、経験の浅いスタッフの資質向上のため、私大図書館協会や国立国会図書館等が主催する外部研修会への参加を業務委託会社へ依頼・促進しており、情報検索スキルの習得・向上を図っている。加えて、専任職員が中心となり、長年の業務ノウハウを集約した詳細な業務マニュアルの整備・更新を継続的に実施しており、個人の経験値に依存しない、組織的かつ安定した図書館サービスの提供体制を構築している。

施設環境については、中央図書館（地上5階地下1階、延床面積4,480㎡）には閲覧用座席、視聴覚資料用座席、グループ学習室、研究個室、多目的室等を整備し、多様な学習スタイルに対応している。また、各フロアにWi-Fi環境を整備し、利用者用情報端末・貸出ノートパソコン・プリンター等を備えている。

評価項目③

研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

<評価の視点>

- ・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。
- ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

- (1) 研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか(教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等)

本学での研究に関する基本的な考え方として、学則及び大学院学則の第1条に、「専門の学芸」「学術の理論及び応用」についての教育研究の実施を「目的」として定め、そのため、先述の「教育研究等環境の整備に関する方針」において、以下の内容を提示している。

- ・教育研究活動の質向上及び推進を図るため、適切な研究環境・条件の整備、競争的研究資金の獲得支援、ティーチング・アシスタント(TA)等の人的支援体制等の研究支援体制の整備に努める。
- ・教員の教育研究活動及び学生の学修を支援するため、ICT環境を整備するとともに、情報の適切な取り扱いに資するため、全学的な情報リテラシー教育を充実させ、教職員及び学生に情報倫理の周知を徹底する。
- ・適正な研究活動の実施に向けて、研究倫理の遵守・不正防止を含めたコンプライアンスに関する全学的な取り組みに努め、研究倫理規範への高い意識を涵養する。

研究費には、教員研究費、研究旅費、教員図書費、学科図書費があり、教員研究費、研究旅費及び教員図書費を毎年度次のように支給している。

	専任教員	招聘教員	ランゲージ・チューター
教員研究費	300,000円	150,000円	50,000円
研究旅費	150,000円	75,000円	50,000円

教員図書費	150,000円	75,000円	50,000円
合計	600,000円	300,000円	150,000円

ただし、大学院担当教員には教員図書費として50,000円上積みし200,000円を支給している。また、研究の進展状況により、教員研究費と教員図書費、研究旅費と教員研究費の間で流用が認められている。特に研究旅費について、教員研究費を流用して支出する場合は、年間10万円程度としており、海外で開催される学会での研究発表及び学会出席の場合は、30万円を限度に支出することができることとしている。なお、外国語担当専任講師の研究費は年額15万円である。

なお、本学専任教員の教育改革に資する取組みや、授業、課外活動等の改善に関する教育的取組み、研究活動等に対して助成し、その推進を図る目的で、教育研究活動推進費(予算総額400万円)の募集が毎年行われており、教員の教育研究へのモチベーション向上に有効に働いている。

学科図書費として、各学科、センター、大学院に、図書費(例:英米語学科250万円、その他の学科120万円、センター60万円、大学院120万円)が支給されている。

外部資金獲得のための支援については、全学の教員に対して公募情報に関するメールでの通知を行うとともに、大学ウェブサイトにも当該資料を掲載し、学内説明会を開催して教員(研究者)に公募情報を説明している。また、科学研究費の獲得に向けた支援として、これまで数多く採択された教員(研究者)から、申請書類の記載方法について、学内説明会で要点を説明していただいている。

教員研究室は、1人1室、あるいは数名で1室が確保されている。全ての専任教員(助手を除く)及び招聘教員に研究室が与えられている。外国語担当専任講師、ランゲージチューターについては共同研究室が用意されている。これらの研究室には、机、椅子、書架等の基本的な備品の他に、学内LANに接続されたパソコンも配置されている。研究室は15㎡以下の部屋もあるが、平均で20㎡である。また、各学科には、学科事務室が用意されている。専任教員は、週当たり6コマを担当することとしている。この他に、オフィスアワー、教授会をはじめ各種委員会に参画する。出校日数は原則として4日で、研究日が1日ある。紀要の発行については、本学の研究誌として密度の高い研究成果を広く内外の学界に対して問うもので、学界に寄与するものである。1989(平成元)年から外国語学部で、2004(平成16)年から現代国際学部でそれぞれ発行されてきたが、2018(平成30)年度から名古屋外国語大学論集として、原則として1年に2回発行されるようになっていく。研究論文・研究成果の公表を支援する措置は、名古屋外国語大学出版会の創設(2015(平成27)年)とともに、研究成果・教科書教材等の出版を行っている。

本学の研究・教育の情報発信、研究の深化、教養教育の質の向上等に資するものとして、ワールドリベラルアーツセンターを2015(平成27)年に設置し、講演会・討論会等を本学や学外で開催している。2015(平成27)年度には、オンライン講演会、シンポジウム、コンサート等のイベントを開催した。

大学院生のティーチング・アシスタント(T.A.)、学部生によるスチューデント・アシスタント(S.A.)の制度が設けられ、それぞれ、規程に基づき、前者は授業補助、後者は事務補助に当たっている。

オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制については、オンライン授業の実施に当たっての機器の使用、授業方法、学生への対応についてのFD研修会を毎年度実施するとともに、トラブル発生時の対応として、教室に近い学部事務室、メディア情報・データ科学センター、教務課に連絡し、支援を受けられることを定め、S.A.を募集し、対応の援助も行っている。

(2) 研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

本学は、研究倫理を遵守するために必要な措置として、公的研究費をはじめとした公費の運営・管理体制の基盤となる「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(2021(令和3)年2月1日改正、文部科学大臣決定)に基づき、2014(平成26)年12月に「名古屋外国語大学公的研究費の適正運営・管理の基本方針」を策定(2021(令和3)年4月改定)し、2015(平成27)年1月から3月にかけて、「名古屋外国語大学における公的研究費の運営・管理に関する規程」「名古屋外国語大学における公的研究費の不正使用の防止及び対応に関する規程」を整備している。また、「名古屋外国語大学における公的研究費の適正使用に関する行動規範」を2008(平成20)年10月に策定するとともに、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(2014(平成26)年8月26日改正、文部科学大臣決定)に基づき、「名古屋外国語大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を策定している。本学で定めたこれらの規程は、文部科学省の参考・関連リンク、並びに研究者向け、管理者向けの動画とともに、すべて大学ウェブサイトで公開している。

本学での研究倫理を遵守するための具体的な取り組みとして、最高管理責任者である学長は、2014(平成26)年12月に公的研究費の適正運営・管理の基本方針を公表し、学内研究者と関係事務職員の研究倫理に対する意識向上を図るための方針を明らかにし、研究担当副学長及びコンプライアンス推進責任者が、教授会を活用してコンプライアンス教育を実施し、不正行為の予防的観点から、本学の行動規範の確認、機関内の責任体系、関係規程等の整備予定について説明会を実施している。その後、不正問題の重要性に鑑み、不正に対する意識の向上が図られることを目的とし、行動規範に基づいた公的研究費の使用について、総ての教員が学長に誓約書を提出することとしている。

この他、コンプライアンス関連の情報伝達として、科学研究費助成事業に係る研修会、同公募要領説明会、科研費採択者への執行要領説明会を開催し、責任ある研究活動の推進のため不正を発生させる要因を調査・把握するとともに、不正防止に取り組んでいる。一例をあげれば、物品等の購入に係る不正を防止するため、学内に検収担当者を委嘱し、必ず当事者以外の者がすべての購入物品の検収を行う等の取り組みを行っている。また、科学研究費助成事業については、内部監査の実施を通し、不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定に努めている。2015(平成27)年9月には、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(2014(平成26)年8月26日改正、文部科学大臣決定)に係る研究倫理教育の受講管理について、学内研究者と関係事務職員に対し、「科学の健全な発展のために一誠実な科学者の心得一」の通読を求め、通読後、受講完了日の記載を含む「誓約書・研究倫理教育受講確認表」の提出を義務付け、各章の内容の理解度を確認するために受講アンケートを実施した。アンケートの回答では、「責任ある研究活動の具体的なポイントが理解できた」等の声があり、研究倫理教育の導入として一定程度の効果があったと考える。

研究倫理を遵守するための必要措置として、機関内の責任体系を明確化している。学長名で本学の公的研究費の適正運営・管理の基本方針を公表し、統括管理責任者である研究担当副学長が、コンプライアンスについての説明を行い、コンプライアンス推進部署を経て、「研究倫理教育」の通読の実施が行われた。また、公的研究費の使用に関するルール等の相談窓口(庶務課)及び不正な使用等の通報窓口(学外弁護士事務所)も大学ウェブサイトに公表している。学長のリーダーシップ機能が強化され、教職員が誠実に職務に取り組める環境が整備されている。さらに、2022(令和4)年7月の学長室会議で「コンプライアンス教育・啓発活動の実施計画」を定め、全学・部局・各部署での四半期毎の取組を確認し、コンプライアンス教育・啓発活動を全学的に取り組む体制と実施計画を策定している。学長のリーダーシップ機能が強化され、教職員が誠実に職務に取り組める環境が整備されている。

また、適法かつ公正な業務の運営を確保し、本法人及び学校等に勤務する役員、教育職員及び事務職員等(非常勤を含む。以下「教職員等」という。)による法令違反又は不正行為等を防止するとともに、公益通報者保護法(2004(平成16年)法律第122号)に基づく教職員等及び構成員等(教職員等以外の学校等の同窓会、講演会、学生会等の関連組織の構成員及び本法人及び学校等の取引事業者の労働者)からの通報及び相談に適切に対応し、当該教職員等及び構成員等(以下「通報者」という。)の保護を図り、本法人におけるコンプライアンスの推進を図ることを目的として、学園全体を包括するコンプライアンス規程を定めている。

研究倫理に関する学内審査は、「研究倫理審査手順書」に従って、学長室会議又は公正研究委員会で実施している。申請者が「人を対象とする研究に関する倫理審査申請書」を庶務課に提出し、庶務課次長が記入内容を確認後、事務局長、副学長(研究担当)に回覧による事前相談を行い、申請書類に不備がない場合、学長室会議又は公正研究委員会による審査を経て、学長による承認が得られた場合は、審査結果の通知を行い、研究の終了後、研究結果を公表することとしている。

研究科においては、修士論文又は課程博士論文を提出する資格を有する者が学位論文の資料とするために行う学外調査の適切性に関し、当該研究機関等から保証を求められた際にその保証をするための審査について規程を定めている。なお、修士論文及び課題研究の評価の観点と評価基準に「倫理性」を設けている。

評価項目④

教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

(1) 教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

本学では、教育研究等環境について、学生へのアンケート調査結果や部局等の点検・評価結果を踏まえて、学長室会議で審議を行い、その結果をもとに、関係部署で改善に取り組み、本学の教育研究等環境の質を保証することに努めている。施設・設備等の維持・管理については、法人内の施設課と総務部で定期点検や日常の点検及び修理を行っている。また、施設、設備、学習環境等の改善については、学生への調査結果や部局等の点検・評価結果をもとに、学長室会議で審議を行い、その意向を踏まえて、法人からの指示により、関係部署である施設課、教務課、電算システム室、メディア情報・データ科学センター、中央図書館が、改善を実施している。さらに、研究活動の支援については、支援についての説明会等を実施後のアンケート結果(評価結果)を参考にして、必要に応じて、学長室会議で審議を行い、大学全体、関係部局で改善を行っている。

(2) 点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

研究活動の支援については、新任教員研修会、科研費執行要領説明会、科研費応募説明会、研究倫理・コンプライアンス教育を実施し、研究活動の支援とともに研究倫理・コンプライアンス教育を実施し、参加者へのアンケート結果に基づき、その後の講話内容を受講者の理解度・希望に則して改善するとともに、学長室会議でコンプライアンス懇話会を開催し、年間

の実施計画と各部局の管理者の役割についての認識を共有し、部局の研究活動の支援とともにコンプライアンス・研究倫理の遵守に向けて全学的な取組みとなるように努めている。なお、コンプライアンス懇話会での実施後のアンケート調査結果で要望があった不正の事例については事後にさらに周知を図っている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

研究活動を促進させるための支援として、研究費が専任教員全員に十分に支給されている。また、授業等の改善や研究活動等の助成・推進の目的で教育・研究推進経費の募集が行われ、選考を経て有為な活動に対して経費が交付される仕組みが設けられている。さらに、学科図書費として、各学科、センター、大学院に図書費が支給されている。大学独自の出版会も設けられ、教職員の教育研究活動の成果に公表に寄与している。教育研究活動への経済的支援は十分である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学では、学園の「人間教育と実学」の精神に立ち、グローバル人材の育成を目的として、教員の教育力の向上と研究環境の整備及び学生支援等に関する方針を明示している。

この方針に基づき、必要な校地及び校舎の設備を整えるとともに、教育研究活動に必要なネットワーク履境やICT等機器を含め、必要な施設及び設備を整備している。バリアフリーへの対応を十分行い、総ての教室を2階部分で連結し移動が容易なキャンパスにしている。中央図書館には図書、学術雑誌、電子情報サービスを十分整備し、学生の学習に配慮した利用度境を設け、司書資格を有する職員を配置し、図書館での学修の効率性を高めている。教育研究活動に対する支援も十分に行い、教育研究活動の促進を適切に実施している。

1. 現状分析

評価項目①

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。
- ・社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

(1) 社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。

(2) 社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

本学では、大学の理念・目的である「卓越した外国語運用能力を礎に、共感力と批判的思考力に優れ、ポストグローバル時代を逞しく生きるための高い知性、行動力、社会貢献の意識を身につけた「世界人材」の育成」を目的として、社会貢献・社会連携に関する方針を定め、大学ウェブサイト公表して、国内外の高等教育機関とともに地域社会との連携・貢献に取り組んでいる。

社会連携・社会貢献に関する方針

【社会連携】

- ・国内外の組織との適切な連携体制を整備して、社会連携に積極的に取り組み、本学の教育・研究の向上を図るとともに、その成果及び知見を社会に還元する。
- ・外国語大学、地域の大学等との大学間連携を推進し、教育・研究の活性化・向上を目指し、大学間連携事業に取り組む。
- ・高大連携等を推進し、大学教育に対する理解並びに高等学校教育と大学教育との円滑な接続を図り、連携事業を進める。
- ・企業、産業界、行政との継続的な連携による教育・研究活動に積極的に取り組み、本学が有する知見や人的資源を多文化共生社会の進展に向けて活用し、社会連携の推進を図る。

【社会貢献】

- ・本学の教育・研究の成果を活かして、地域社会との連携・協働を推進し、地域社会の活性化、文化活動等の発展に貢献する。
- ・本学の教育機能を広く社会に開放し、グローバル社会の要請に応じた人材育成に寄与する。
- ・地域社会との連携・協力により、現代的諸課題に関する公開講座を開催し、本学の教育・研究に基づく成果を社会へ還元する。

【地域交流・国際交流】

- ・本学の教育・研究の成果をふまえ、地方自治体や行政との連携・協力により、地域交流に積極的に取り組む。
- ・海外協定校等との教育・研究交流を通じて、国際交流活動を促進するとともに、その成果を国際社会へ発信する。

本学では、この方針とともに、社会貢献・社会連携について、中期計画「NN2028」を定め、「Ⅴ. 国内外の高等教育機関との連携及び地域社会への貢献」として、次の6つの計画を大学ウェブサイト公表している。(1)大学間連携の推進、(2)日進・長久手市内所在大学による連携体制の構築、(3)高大連携の積極推進、(4)アラムナイ事業の展開とステークホルダー等との連携強化による地域貢献、(5)英語教育及び多言語・多文化教育研究の成果の可視化と地

域貢献、(6)リカレント教育実施による社会貢献・地域連携であり、いずれも、産・学・官等との連携、地域社会・国際社会への協力について、外国語大学としての目的をふまえた計画である。これらの計画は2024(令和6)年4月に施行され、既に着手している計画も含めて、実現に努めている段階である。

ア 学外組織との適切な連携体制

・東京外国語大学との教育・研究等交流協定

2013(平成25)年度に東京外国語大学との間で教育・研究等交流協定を締結した。世界を舞台に活躍できるグローバル人材の育成を目的に、双方の大学で開講する科目の単位互換、合同授業、海外提携校への留学支援、就職活動施設の活用等をその事業として掲げ、2015(平成27)年度から毎年度若干名の本学学生を1年間の国内留学生として派遣している。2025(令和7)年度は2名の学生を派遣した。

・全国外大学長会議

1997(平成9)年度から、全国の外国語大学(7大学：東京外国語大学、神田外語大学、京都外国語大学、関西外国語大学、神戸市外国語大学、長崎外国語大学、名古屋外国語大学)で学長会議を年1回輪番で開催しており、懸案事項等に対する対処方策、各種情報交換、外国語大学の役割、在り方等について検討を行っている。2025(令和7)年度で第29回目となり、外国語大学間の連帯感等も生じ、毎回、有意義な会議になっている。2025(令和7)年度には、「AI時代に外国語を学ぶ意義について」「AI時代における外国語大学の教養教育の在り方について」「生成AI時代の成績評価について」を審議した。この7大学による「全国外大連合憲章」を2014(平成26)年6月に締結している。教育交流や研究交流を通して、それぞれの教育水準をさらに向上させることで、未来に貢献できるグローバル人材の輩出を目指していく。また、全国7外大連携プログラムとして、「通訳ボランティア育成セミナー」が2015(平成27)年度から毎年開催されており、本学からは毎回10名程の学生が参加している。

・愛知学長懇話会による単位互換

2002(平成14)年度から、愛知県下の大学が参加する「愛知学長懇話会による単位互換制度」が発足し、本学もこれに参加している。本学の学生が他大学の授業を受講する場合の資格は、2年次生以上で、每期3科目6単位以内としており、本学の卒業要件となる単位として最大12単位まで認定している。2025(令和7)年度の本学学生その他大学での履修者は3名で、他大学学生の本学授業科目への履修者は3名であった。

・なごや環境大学との協定

2017(平成29)年11月、名古屋市が実質的な運営主体となっている「なごや環境大学」と連携協定を結んだ。この協定は、両者が保有する知的資源、人的資源およびネットワーク等を活用し多様な分野で事業を行うことで、持続可能な地域社会の実現に向けて協働して活動することを目的としている。具体的には、なごや環境大学側で企画した活動に外大生が参加する。

・愛知県立芸術大学との協定

2018(平成30)年3月、愛知県立芸術大学と連携協定を締結した。両大学が持つ優れた教育・研究活動の資源とその実績を相互に連携・協力して活用することにより、それぞれの大学の教育・研究活動の一層の活性化を図り、もって地域社会のさらなる発展に寄与することを狙いとしている。その一環として、愛知県立芸術大学院生によるランチタイムピアノコンサートを企画し、学内施設において2018(平成30)年度から開催している。

・高等学校との教育連携

2023(令和5)年11月に、相互の教育活動の交流を通して連携・協力し、教育内容の充実を図ることにより、双方の教育目標達成を促進するとともに、将来を担う青少年の人材養成、地域社会への貢献、大学及び高等学校における教育の充実と学生及び生徒の資質向上を図

ることを目的として、北海道白老東高等学校と教育連携に関する協定を締結し、2025(令和7)年度も協力関係を継続している。また、2025(令和7)年11月には、学校法人富田学園富田高等学校及び兵庫県立北条高等学校との教育連携に関する協定を締結し、様々な連携活動を推進していく。

・産学共同システムの確立

本学の就職実績において、とりわけ、航空業界への就業が顕著な傾向を示している。2015(平成27)年8月1日付で日本航空株式会社、株式会社ANA総合研究所、株式会社ドリームスカイ名古屋の3社と国際的人材育成に寄与することを目的とする包括的連携に関する基本協定書(同年8月1日発効)を締結した。広く人的・知的資源の交流と活用を図り、教育・研究・文化等の分野において、社会の発展と教養豊かな国際人材育成に寄与することを目的としたものであり、教育研究の成果を適切に社会に還元する一環と捉えている。

・西川流家元との連携

2018(平成30)年3月、日本舞踊西川流四世家元(西川千雅氏)とインターンシップと講義の実施に関する協定を締結した。この連携により、留学生及び学生対象の授業(「ジャパンスタディーズ902(特殊講義)」において、同家元から日本の伝統文化の基礎や伝統芸能を直接学ぶことができる貴重な機会を得た。また、西川流の稽古場における体験学習や実際の講演準備等の見学等も行っている。

・愛知県との多文化共生社会づくり等に係る連携

2015(平成27)年3月、本学と愛知県は多文化共生社会づくりに連携して取り組む協定を提携した。人材育成を共同で推進するため、本学では災害時の通訳ボランティアの育成や多文化共生に関する県民向けの公開講座等の実施、日本語教育の推進等に協力している。

・日進市・長久手市との英語教育インターンシップ実施に関する協定

2008(平成20)年12月に日進市及び長久手市(当時長久手町)と市内の小・学校において、学校教育の現状を知り、児童生徒との交流を通じて必要とされる支援を行うことで教職に愛する理解を深め、教師の仕事と教職の意義を学ぶことにより、資質及び意識の向上を図り、教職への志望を確認強化することを目的とする協定を締結した。

・日進市との連携協力に関する協定

2009(平成21)年度に日進市と連携協定を締結し、日進市行政改革推進委員会、リニモ沿線合同大学祭、留学生と保育園児の交流会、日進市姉妹・友好都市委員会、中学校第二外国語導入事業等を通じて、地域貢献及び地域創成事業に積極的に取り組んでいる。また、2009(平成21)年度に併設の名古屋学芸大学とともに、日進市との連携協力に関する協定を締結した。これは、本学(名古屋学芸大学を含む)と日進市が、それぞれの資源や機能等の活用を図りながら、幅広い分野で相互の連携協力し、地域社会の発展に寄与することを目的としており、連携協力する事項としては、(1)日進市のまちづくりに関すること、(2)地域の活性化に関すること、(3)知的資源及び物的資源の相互活用に関すること等で、市の国際交流事業活性化に対する支援、市が主催する教育・文化活動への教員・学生の派遣にも協力している。

・中津川市との包括連携協定

2017(平成29)年7月、岐阜県中津川市との間で、地域社会の発展、人材育成及び学術の振興に寄与することを目的として包括協定を締結した。観光と地域創生の面で学ぶ機会を得る一方、同市の発展に貢献することを目的としている。今後の具体的な取組みは、世界共生学科の「地域創生科目」のフィールドとして、学生が地域の具体的な課題を発見し、グループでその解決策を考える問題解決型授業(アクティブラーニング)の実践や同市へのインバウンド観光客のサポート活動に取り組んでいく。

・南木曽町との包括連携協定

2021(令和3)年2月、長野県南木曽町と教育研究や地域・産業振興、まちづくり等に関す

る包括協定を締結した。南木曾町と更なる友好関係を深め、地域の課題に適切に対応し、地域社会の発展に寄与することを目指す。2018(平成30)年度から、地元団体の協力を得ながら外国人観光客へのアンケートの実施やまちづくりへの提言等の支援活動を微力ながら行ってきたが、今後も継続して課題の実地調査やまちづくりへの提言をする他、移住体験型住宅のワークショップ等を行う予定である。

- ・三重県三重郡菰野町との連携

2014(平成26)年度以降、三重県三重郡菰野町との間で包括的連携協定)を交わし、地域資源、知的資源及び人的資源等を活用し多様な分野での事業展開を企画しており、その一環として、本学学生による同町の観光資源に関する情報発信、学長等による講演を行っている

- ・愛知県教育委員会との包括連携協力に関する協定

2023(令和5)年3月に愛知県教育委員会との包括連携協力に関する協定を締結し、本学のリベラルアーツ教育が愛知県における中高一貫教育の教育方針と一致することから、相互に連携を深めることとし、高大接続、教員の派遣、高校への講演等を行うこととした。

- ・愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会への協力

2026(令和8)年に開催されるアジア・アジアパラ競技大会において、本学学生の日頃の研鑽を活かす場としての学生ボランティア募集への協力依頼があり、組織委員会による複数回の学内説明会の機会を提供した。

イ 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

- ・公開講座の開催

本学の活動内容を広く一般市民に周知し、また、教育研究活動を通して得た成果を地域社会に還元するための方途として、公開講座は有効な手段である。ワールドリベラルアーツセンターでは、名駅キャンパスにおいて、2022(令和4)年4月から、「名古屋外国語大学オープンカレッジ(公開講座)」を開講している。2025(令和7)年度は、春期には教養7講座・言語15講座を開講し(募集は教養10講座・言語18講座)223名の参加(過去最高人数)があり、秋期には教養5講座・言語19講座(言語講座開設以来全科目開講)を開講し(募集は教養7講座・言語19講座)216名の参加があった。また、2月に5日連続して行う冬期特別講座を教養3講座・言語6講座を開講し(募集は教養5講座・言語8講座)74名の参加(過去最高人数)があった。なお、高校生の受講者が年々増え続けており、春期は17名(過去最高人数)、秋期は8名、冬期は3名の参加があった。

- ・英語教員ワークショップの開催(教育研究の成果の社会への還元)

本学では、愛知、岐阜、三重及び静岡県の中学校及び高等学校の現職英語教員を対象とし、コミュニケーション重視の実践的な指導方法、指導能力の向上と英語能力のスキルアップを目的として、2001(平成13)年度から「英語教員ワークショップ」を開催しており、この間延べ7,600名を超える教員が受講し、2025(令和7)年度は14回の開講で380名(実人数124名)の受講者があった。

- ・愛知県教育委員会主催事業「知の探究講座」への参加

地域教育推進センターでは、2024(令和6)年から愛知県教育委員会主催の事業「知の探究講座」(あいちSTEAM教育推進講座)に参加している。2年目となる2025(令和7)年度は、「世界を開く「ことば」ーその本質と学びの可能性を考える」と題するプログラムを提供した。本学提供の講座には、県教委によって選抜された24名の高校生が出席し、7月30日(水)から11月15日(土)にかけて開かれた8日間の講義やワークショップを受講した。(計8回の内、6回は日進キャンパス、残り2回は名駅キャンパスで開講)。本学教員・学生・留学生のサポートを受けながら各自の探究活動を進め、最終日に名駅キャンパスで学内発表会を行い、学長から各自の発表に対する講評がなされた。

- ・「WlacTALK」の開催

ワールドリベラルアーツセンター(WLAC)では、地域に開かれた大学づくりの一環として、愛知県下の高校生を名駅キャンパスに招き、大学でのリベラルアーツの学びの面白さを体験してもらうイベント「WlacTALK」を定期的で開催しており、2025(令和7)年度は「旅と世界」をテーマに3月14日(土)に開催し、16名の高校生と教員1名が参加した(学校数は計11校)。

- ・グローバル共生社会研究所(RINGS)の活動

RINGSは、多文化共生時代の地域創生に寄与する研究教育の活動拠点として、地域社会と密接に連携した研究教育を通じ、地域が直面する諸問題の解決を図ることを目的として設置した研究所で、2025(令和7)年度は次のイベントを実施した。

- ・ 2025(令和7)年6月7日 外国ルートの生徒の進学・進路保障から考える多文化時代の社会と教育
- ・ 2025(令和7)年7月2日 地方の名農政×若者の発想力・行動力
- ・ 2025(令和7)年7月12日 どうぶつがいっぱい！親子で楽しむ英語絵本
(参加者：日進市在住の3歳～小学2年生)
- ・ 2025(令和7)年11月29日 海外のお兄さんお姉さんと遊ぼう！
(参加者：日進市内在住の小学3年生～小学6年生)
- ・ 2025(令和7)年12月10日 いい会社の見抜き方～稼ぐ力×組織力から考える～
- ・ 日進市「提案型大学連携協働事業」

日進市では、大学の教育・研究成果や学生の力を広く地域に還元し、日進市のさらなる魅力向上を図ることを目的とした「提案型大学連携協働事業」を募集しており、2025(令和7)年度は、「道の駅「マチテラス日進」周知PR事業」のテーマで1名の教員が採択された。

- ・愛知県教育委員会からの要請に応えた活動

愛知県教育委員会から、学習指導要領に基づいた授業改善を目指す「あいち探究学習推進事業」への協力要請があり、2026(令和8)年3月に「探究活動に関する研修2025」として、本学教員3名が、他県の高校における先進的な探究活動の取組みを紹介しながら、探究活動の進め方や進めるうえでの留意点等について講義等を行った。

- ・高等学校からの要請に応えた活動

愛知県立愛知商業高等学校の新学科であるグローバルビジネス科2年生に対し、台湾への修学旅行に向けた事前学習としての講座の依頼があった他、中国語講座、韓国語講座、ビジネス講座を実施した。また、愛知県立千種高等学校が実施するプログラムに、本学留学生の参加要請があり、高校に留学生を派遣した。本プログラムでは、高校生による英語でのプレゼンテーションを聞き、ディスカッションを行い、各国の文化や習慣、価値観等を共有することで、よりよい社会について考えるなど、英語を通して交流を行った。

- ・中学校からの要請に応えた活動

昨年度に引き続き、2025(令和7)年10月、愛知県長久手市立南中学校から、実践的な英語学習の機会として、本学の留学生を招いて英語を通じた交流をしたいという申し出があり、留学生16名とS.A.(Student Assistant)として本学学生7名を派遣した。中学生にとって大変有意義な取組みであるとともに、留学生にとっても日本の中学生やその学校生活の様子を知る貴重な機会となった。なお、本交流は、長久手市内各中学校の英語の先生方にも公開され、教員研修の提供という点でも大きな成果があった。

- ・地域住民への図書館開放

本学における図書館の地域開放は、市内の他大学に先駆け2003(平成15)年度に開始した。当初は日進市民を対象としたが、現在では地域を制限せず遠方からの利用ニーズにも広く応えている。特筆すべきは、学外者の利用条件(期間・時間等)が本学構成員と全く同等であり、地域住民を区別しない「開かれた大学図書館」としての役割を果たしている点であ

る。2025(令和7)年度の学外者利用実績はのべ125名に達しており、長年にわたる活動は本学の社会貢献として定着している。本活動は、高等教育機関としての社会的責任を果たすとともに、学術的・知的資源の地域還元を通じて大学の存在価値を明示する取組みとなっている。

ウ 地域交流、国際交流事業への参加

・地域での国際交流

本学では留学生との交流は本学在學生に限らず、地域住民とも積極的に行っている。本学の所在地である日進市及び隣町である長久手町それぞれの市役所及び国際交流協会が企画するお祭りやイベント、週末ホームステイ、小中学校での生徒との交流に本学留学参加している。2008(平成20)年度からは「地域交流会」という茶話会を本学主催で行い、留学生と地域住民が交流できる機会を提供し、好評を得ている。

・国際交流協定

本学では、2026(令和8)年1月現在で、アメリカ、フランス、イギリス、オーストラリア、カナダ、中国等の202校と国際交流協定を締結し、留学、国際交流等を実施している。本学は加速化する国際教育のニーズに対応すべく、学生の海外派遣プログラムを幅広く支援している。さらには、留学生の受入れを積極的に行うことで、異文化理解の促進や、キャンパスのグローバル化を推進している。海外留学においては、圧倒的な派遣実績もさることながら、その内容の充実とユニークさが世間の注目を集めている。

例えば、長期留学プログラムの中に、一定の基準を満たせば人数制限なく参加が可能な「留学費用全額支援留学(TESS)」がある。TESSにはTESS I(学位取得)留学、TESS II(スタンダード)留学、TESS III(2か国)留学、TESS IV(航空サービス)留学の4つがある。このほか、本学の代表的な留学プログラムとしてUCR特別留学(ディズニー国際カレッジコース)がある。これら国際交流プログラムの多くは、本学と協定関係を結んでいる海外の大学との連携により成り立っている。

評価項目②

社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

(1) 社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

社会連携・社会貢献に関わる事項については、中期計画「NN2028」の「V.国内外の高等教育機関との連携及び地域社会への貢献」に記載しており、毎年度、年次計画に対する取組状況を点検・評価し、課題を抽出するとともに、改善事項を検討することとしている。この点検・評価については、学長が総合評価を行い、学長室会議、大学評議会で達成度、総合評価の発表が行われ、その後、教授会で報告を行っている。

(2) 点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

上記のように、本学では、社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、現状や成果が上がっている取り組みや課題を適切に把握するとともに点検・評価結果を活用し、

社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取組み、効果的な取組みへとつなげている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学では、社会貢献・社会連携に関する方針に基づき、国内外の高等教育機関とともに地域社会との連携・貢献に取り組んでいる。とりわけ、愛知、岐阜、三重及び静岡県の中学校及び高等学校の現職英語教員を対象として開催している「英語教員ワークショップ」は、コミュニケーション重視の実践的な指導方法の習得、指導能力の向上及び英語能力のスキルアップを目的としている。本ワークショップは、本学の教育研究成果を地域社会へ還元し、中等教育に携わる英語教員の再教育(リカレント教育)を通じて地域貢献を果たす重要な事業として位置付けており、中部地区唯一の外国語大学としての専門性を活かした、20年以上の歴史を持つ継続的な社会貢献活動となっている。

また、2022(令和4)年4月から名駅キャンパスで開始した「オープンカレッジ(公開講座)」は、ワールドリベラルアーツセンターの事業の柱の一つとして、年々順調に受講者数を伸ばしているが、2026(令和8)年度限りで名駅キャンパスの撤退が決まっているため、今後の運営について検討しているところである。

中央図書館は、2003年度の開放開始以来、長年にわたり近隣住民への館内開放を継続しており、本学構成員と同等の条件で所蔵資料と閲覧席を提供している。2025年度の学外者利用実績はのべ125名に達しており、この地域開放の取り組みが本学の社会貢献活動として定着し、地域の生涯学習支援に継続的に寄与している。学外利用者に対しては蔵書の貸出を行っておらず、館内閲覧のみの対応となっている。そのため、図書館が展開する社会連携・社会貢献活動の効果的な発信・広報については、さらなる取り組みの余地がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を定め、大学ウェブサイトにも明示している。また、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取組みを実施している。また、教育研究成果を適切に社会に還元している。さらに、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っている。

学外者への図書館開放サービスについては、利用者数の推移を継続的に把握しながら、地域の方々にとって利用しやすい環境の維持・改善に努める。また、昨今、機関リポジトリをはじめとする「研究成果のオープンアクセス化(公開)」が急速に進み、大学の教育研究活動を広く社会に還元する取り組みの強化が求められている。これらの取り組みを通じて、地域社会と連携した開かれた大学図書館としての役割を継続的に果たしていく。

1. 現状分析

評価項目①

大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。
- ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。
- ・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

（１）大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。

大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針は、設置母体の法人全体としての本学に関わる中・長期計画と本学自体がその方向性を具体的に示す中・長期計画の二つの方針が、同じベクトルに立ち、本学発展に向けた統一された目標を中・長期計画として、共有することが前提となる。

前者については、従来から法人の事業計画として年度毎に作成してきたが、2020(令和2)年4月1日施行の私立学校法改正を受けて、改めて、中期計画として2020(令和2)年4月から2025(令和7)年までの6年間について、法人を取り巻く長期的見通し、法人が見直しを迫られる長期的問題、財務面の現状と課題及び中期的対応、人事面に関する現状と課題及び中期的対応、施設面に関する現状と課題及び中期的対応、設置する学校それぞれの教学面状況等について、運営方針を策定した。

一方、後者については、2024(令和6)年度に、ポストグローバル時代の到来をにらみつつ、高等教育の6つの領域における改革を骨子とする「NUFS Next 2028」を策定し、アクションプランとしてこれを実行するとともに、具体的に養成する「世界人材」育成の目的のもと、5年間(2024年度～2028年度まで)の計画を策定し、これを実践することとしている。

同時に、本学の理念・目的、中・長期の計画を達成、実現するために、「運営体制」「法人との連携」「事務組織」「事業計画・報告」「財務」の各項目について、「大学運営の方針」を明示している。

これらは、学長室会議、将来戦略会議、大学評議会で審議し、承認を得た後、法人の理事会・評議員会の承認も得て決定している。

なお、財政面の方針計画は、本学からの要望等の聴取の後、法人が所轄して策定しており、本学は予算要求、予算執行の責任は持つものの、中・長期に渡る財政計画は法人の所掌となる。

また、法人の中期計画は、学内専用の規程管理システムにおいて、教職員に周知していると同時に、教育職員には教授会等、事務職員については事務連絡会、課別打合せ等を通じて説明を行い、周知を図っている。

また、中期的な計画及び事業計画の進捗・達成状況に関する点検・評価は、2020(令和2)年度以降の事業報告書に示すように、それぞれの計画について、年度毎に進捗状況を点検・評

価し、学内外に広く公表すると同時に、教育職員には教授会等、事務職員についてはじめ連絡会、課内打合せ等の機会を通じて説明を行い、周知を図っている。

また、「NUFS Next 2028」の点検・評価結果は、学内の各種会議で周知を図っている。

- (2) 関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。

ア 学長の選任方法と権限の明示

学長の選任は、学校法人中西学園組織規程第11条第4項に規定される名古屋外国語大学学長選考規程によって選任し、「理事会の議を経て、理事長がこれを任命する。」の手続きにより選任される。

学長選考規程第4条第1項に規定される学長の選考が必要となった場合、同規程第5条に基づき、学長候補者推薦委員会が設置される。委員会は、理事及び各学部の教授会を代表する教授各2名並びに研究科を代表する教授1名によって組織され、学部を代表する教授は、学部長の推薦による。

学長候補者の資格は、同規程第3条により、「人格が高潔で、学識がすぐれ、かつ教育行政に関し識見を有する者」と定められており、推薦委員会では、この基準に合う候補者を選考し、理事会に推薦、理事会は推薦のあった候補者について審議、決定し、理事長がこの候補者を学長に任命する。また、学長の権限の明示は、学校法人中西学園組織規程の第11条第2項に定められているとおり、本学の教学に関する事項を総理し、教職員を統督する権限と責任を有している。

本学学則第35条第2項では、「学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。」と規定している。学長は教学組織としての大学の代表者であり、教育研究の最高責任者である。人事面においても、副学長以下部館科長等の選任は理事会で行われるが、副学長は候補者の推薦はいずれも学長が行い、寄附行為第7条第1項第1号該当理事として選考に加わっている。

また、学長は、管理運営、教育研究上の重要事項について全学的審議機関である大学評議會を招集し、その議長となる。なお、自己点検・評価委員会、FD委員会、入学試験委員会、学生懲戒委員会等、全学に関わる委員会においても、学長が招集し、議長となっている。このことから、学長権限の内容とその行使については適切である。

イ 役職者の選任方法と権限の明示

副学長の選任は、学校法人中西学園組織規程第12条第4項に規定される名古屋外国語大学副学長選考規程によって選任し、「理事会の議を経て、理事長がこれを任命する。」の手続きにより選任される。学長は、同選考規程第3条により、大学の円滑な運営を期す上で、教授会の意見を聴取し、副学長候補者を選考し、理事会に推薦、理事会は、推薦のあった副学長候補者について審議決定し、理事長がこの候補者を副学長に任命するプロセスとなる。

本学学則第35条の2では、「本学に副学長若干名を置く。副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」と規定している。2025(令和7)年度4月は、副学長は教育・教学マネジメント・IR担当、研究・国際・連携推進担当、総務・人事企画・総務担当の3名体制になっており、このうち、業務執行理事・法人事務局長が副学長(総務・人事企画担当)を兼務することにより、法人との円滑な体制が図られている。加えて、副学長は各所掌の校務について学長を補佐し、学長に事故あるときは学長の職務を代行する。

学長特別補佐、大学院研究科長、学部長及びその他の役職者の選任は、学校法人中西学

園組織規程第13条第3項、第14条第3項及び第15条第3項の「名古屋外国語大学学長特別補佐選考規程」及び「名古屋外国語大学部館科長等選考規程」によって選任し、教授会又は研究科会議の意見を聴取し、理事会に推薦、理事会は、推薦のあった候補者について審議、決定し、理事長がこの候補者を任命するプロセスとなる。

他方、大学院研究科長の権限は、同組織規程第14条第2項において、「研究科長は、当該研究科の教育・研究に関する事項を統括し、研究科の教学を管掌する。」と規定しており、この規程に基づき研究科長は研究科を代表し、かつ、大学院の教育・研究の円滑な遂行に責任を持つ。この立場から、研究科会議を招集し、その議長となる。

また、研究科長は、大学院運営会議を開催し、研究科内の管理運営及び大学院の教育・研究上の諸問題について連絡調整を図る。同会議は、専攻の各コースを代表する教授で構成されており、研究科長が議長となる。この会議では、研究科会議に諮る議題の検討も行われている。また、大学院入学試験委員会が設置され、研究科長が議長として大学院入学試験の責任を有している

学部長の権限は、学校法人中西学園組織規程第15条第2項において、「学部長は、当該学部教育・研究に関する事項を統括し、学部の教学を管掌する。」と規定しており、本学学則第36条2号では、「学部長は、その学部の校務をつかさどり、所属教職員を統督する」と規定している。

学部長は当該学部を代表し、当該学部の教育・研究の円滑な遂行に責任を持つ。この立場から、教授会を招集し、その議長となる。また、学部長は、学部運営委員会を開催し、学部内の管理運営及び教育・研究上の諸問題について連絡調整を図る。同委員会は、各学科長等及び教務主任で構成されており、学部長は、同委員会の議長となる。この委員会では、教授会に諮る議題の検討も行われている。

ウ 学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

大学の意思決定は最終的に学長が行い、そのための意見を教授会・研究科会議、大学評議会で聴取する一方で、学籍異動、教育課程等の教学事項については、学部教務委員会で審議され、必要であれば学部運営委員会で調整のうえ、各教授会で審議決定される。

教授会は、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与、その他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要であると学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べることとしている。

また、教授会規程において、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べるができることとしており、決定された事項は、学長または学部長が執行する。

大学院に関しても、教学事項に関しては研究科会議が審議機関として役割を果たしている。研究科会議に諮る前に大学院運営会議で調整が諮られる。

なお、教員採用人事は、学長室会議での承認を経て、人事教授会、研究科会議で審議され、最終的に理事会において承認される。

(3) 法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。

また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

本学では、「名古屋外国語大学将来戦略会議設置要綱」に基づき、法人側から理事長、業務執行理事兼法人事務局長、財務担当理事等、大学側から学長、副学長、学長特別補佐、学部長、研究科長、大学事務局長等を委員とする「将来戦略会議」を設置し、経営戦略、教育研究体制の将来構想等多岐にわたり審議する機関を設置し、大学と法人の機動的かつ戦略的経営の中長期的展望に立った、適切かつ円滑な運営に資している。

また、学長の補佐機関として、学長、副学長、学長補佐、学部長、研究科長、大学事務局長を構成員とする「学長室会議」を「名古屋外国語大学学長室会議規程」に基づき2014(平成26)年度に設置し、この2つの会議を相互に連携させることにより、法人と大学との統一された管理運営の円滑化、かつ迅速化が図られている。

基本的にこの両会議において、大きく教学側は教育に関する権限と責任を負い、法人側は財政に関する権限と責任を明確化し、両者の協働により大学運営が図られている。

また、学長は、寄附行為第7条第1項第1号該当理事として就任しており、大学の管理運営の方針、要望が理事会で反映されるシステムとなっている。

他方、副学長(教育・教学マネジメント・IR担当)、事務局長は、寄附行為第32条第1項第1号該当評議員として就任しており、それぞれの立場から法人運営方針に対して、率直な意見を述べるができる体制となっている。

ガバナンス面においては、本学は、「日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード〈第2.0版〉」に準拠し、同コードに対する遵守(実施)状況について自ら点検し、理事会の承認を得て、その結果を公表している。

評価項目②

予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

(1) 予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

本学の場合、予算編成については、法人所掌であり、「学校法人中西学園経理規程」及び「学校法人中西学園経理規程細則」を定め、理事会で承認された「中期計画」の達成目標に対する進捗状況を踏まえて、単年度の予算編成方針をもとに単年度事業計画書を策定し、充分な検討と調整を図り目的別予算の編成を行っている。

また、法人全体で予備費を有し、当初予測が不可能で緊急に予算を必要とするものについては、補正予算申請を受付け充分検討の上、柔軟に対応している。

なお、予算編成手順は次のようである。

① 予算編成の手順・日程

- ・次年度の収入予測及び予算方針(ガイドライン)の検討(6月中旬)
- ・予算方針の説明及び事業計画書の作成依頼(7月下旬)
- ・施設及び大型設備システム等導入に係る事業計画書に対するヒアリングの実施(10月下旬から)
- ・一般事業計画書及び予算申請に対するヒアリングの実施(1月から2月)
- ・予算編成審議(2月下旬)
- ・暫定予算の内示(3月1日)
- ・評議会・理事会における予算案の審議・成立(3月下旬)

② 執行ルールの明確性 予算執行は原則として事前稟議が必要である。ただし、執行額が事前に決定できない実験実習材料や、従量課金される公共料金等は除く。また予算の目的外の執行及び予算の超過使用は原則として認めない。予算執行における決済基準は次のとおりである。

- ・20万円未満の執行については予算単位責任者の稟議
- ・20万円以上100万円以下の執行については法人事務局長の稟議
- ・100万円以上の執行については理事長の稟議

経費の支払(予算の執行)は、予算管理WEBシステムで管理されており、予算化されていない

執行及び予算額を超える執行ができないようになっている。

また、予算化された執行であっても、社会状況や学園財政の変化により予算の見直しを行えるよう、事前の稟議時に再査定(金額基準による相見積等)している。予算執行の決済基準は、一定の権限委譲を行うことで、運用管理面の効率化を図っている。

本学の予算の執行及び管理においてはWEBシステムを導入しており、管理者及び利用者は時間や場所等の制限が無く業務可能であり、執行データを加工することにより、有効利用することができる。

この予算制度は改善の過程にはあるが、一部の予算において実績型でなく枠取り型になっており、予算の執行率により決算結果が大きくぶれる要素を有する。また、予算執行の進捗状況の管理については、各部門・部署において業務・プロジェクト別予算の進捗状況を管理している。

本学においては、法人が策定する「中期計画」及び「単年度事業計画書」に沿った予算執行について、「中期計画」に関しては「ガバナンス・コード」とともに、理事会での点検・評価を行い、効果の分析、検証をしている。

評価項目③

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

＜評価の視点＞

- ・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。
- ・大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。
- ・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。
- ・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。
- ・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

（１）大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。

本学の事務組織は、法人事務局、名古屋学芸大学を含めたキャンパス全体について、法人が採用、昇任昇格、人事異動等を所掌している。事務組織を取り巻く状況は、新たな課題を含め、複雑困難化、高度化、多様化してきており、組織編制の見直し、職員の職務能力の向上、業務自体の見直し等に毎年取り組み、業務内容に応じた人員を配置している。

（２）大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。

事務組織と教学関係の連携については、副学長等(教員)⇄部長(事務職員)の配置による教職協働体制を構築している。ほとんどの会議において事務職員がなんらかの形で出席しており、全学にかかる教学及び管理運営の重要事項を審議する大学評議会は、事務局がこれを担当し、大学事務局長をはじめ事務の部課長が列席し、必要に応じ資料説明等を行い議事録を作成している。各種委員会においても事務を担当する事務部署が定められており、それぞれの委員会に属する教員と事務が連携して委員会の運営にあたっている。

（３）必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。

就任直後に実施する新任者研修において、法人の「人間教育と実学」の教育理念、本学の特色、教育課程編成、就業規則等諸規定等について説明し、就任後１カ月ほど経過したとこ

ろで、主に新卒事務職員に対しビジネスマナー研修を実施している。また、定期的なSDの開催やFD委員会主催の講演会に事務職員を積極的に参加させるなど段階的に研修会を実施することで、専門的な知識及び技能を有する職員の育成に努めている。

なお、学外での研修会の参加も積極的に勧め、身に付けた専門的知識が活かせるよう適材適所への配置を行っている。

(4) 職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。

先述のように、法人が採用、昇任昇格、人事異動等を所掌し、職員一人ひとりの業績や能力を公正に評価し、処遇や昇格、昇任、能力開発等に反映させ、活力ある職場づくりに努めてきたところであるが、人事考課については、2020(令和2)年4月以降、コロナ禍の影響等もあり人事考課制度の運用を停止している。

2025(令和7)年12月、新たに、理事長、法人事務局長、財務担当理事、名古屋外国語大学事務局長、名古屋学芸大学事務局長を構成員とし、職員の採用、昇格等の人事及び業務評価等について所掌する人事委員会を発足し、2027(令和9)年度から新たな人事制度の運用を開始する予定としている。

(5) 大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント(SD)活動を組織的に実施しているか。

「名古屋外国語大学が求める教員像及び教員組織の編制方針」「名古屋外国語大学におけるFD・SDに関する実施方針」に基づきSD研修会を企画し、教員及び職員に積極的な参加を呼び掛けている。また、職員の研修のための予算を十分確保し、学外の各種研修会開催の情報を積極的に周知して参加を勧めている。

評価項目④

大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・ 監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・ 大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・ 点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

(1) 監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。

「学校法人中西学園内部監査室規程」が法人において制定され、法人の設置する全ての学校に汎用的に適用できるように規定されており、本学においてもその内部監査により定期的に点検・評価されている。

また、教育研究に係る諸活動の継続と発展の評価のため、財政状態と経営状況の把握を適正に行うとともに、補助金(公的資金)を受け入れている組織として会計の正確性と真実性を担保するため、私立学校法第52条及び学校法人中西学園寄附行為第28条に基づく「学校法人中西学園監事監査規程」による監査が実施されている。

年間監査計画に基づいた監事、内部監査室及び会計監査人による監査業務により、相互に

連携をとりつつ適切な指導、助言、提言を共有し、適正な三様監査が遂行されている。

- (2) 大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

本学の中期計画である「NUFS Next 2028」における年度計画に対する取組状況を点検・評価し、課題を把握するとともに改善事項を検討している。

「日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>」に準拠し、同コードに対する遵守(実施)状況について自ら点検し、その結果を公表している。

- (3) 点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

「NUFS Next2028」に係る点検・評価で把握した課題に対する改善事項について、学長室会議で個別に対応を検討し、改善を図っており、PDCAサイクルが確立されている。

また、私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>に対する遵守状況については、本学、併設する名古屋学芸大学及び法人事務局において行った点検の結果を共有し、問題点を改善し大学運営の向上に努めている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

法人の理事、評議員に大学の学長、副学長及び事務局長が選任され、また、法人側と大学側の委員が共に経営戦略、教育研究体制の将来構想を話し合う「将来戦略会議」と、全学的意思決定機関である「学長室会議」との連携、法人事務局長が総務・人事企画担当の副学長（兼務）として教育組織の運営に参画するなど、法人と大学側が一体となった管理運営が実現している。

先述のとおり、コロナ禍以降、人事考課制度の運用を停止しており、適切な評価制度を復活させるべく人事制度の刷新を予定しているところであるが、2026年度については暫定的に、期末・勤勉手当の支給割合にのみ、評価結果を反映する措置に留まった。

また、在職する事務職員は、若年者層に比して高齢者層が上回る傾向にあり、また、人事異動が少ないことから業務の属人化が進み、さらに人事異動が難しい状況となっており、次代を担う若年層が十分な経験を積めていないこと等も問題となっている。

こうした現状を踏まえ、さらなる職員の資質向上のため、新たに発足した人事委員会で抜本的な制度の見直し・新制度の構築に早急に着手する必要がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

大学運営に関しては、「中期計画」「ガバナンス・コード」を策定し、それぞれ毎年の点検評価、改善策の検討、各部門での共有、新たな計画策定と、着実なPDCAサイクルを実現しているところであり、今後も継続してさらなる改善・発展につなげていく。

法人の「人間教育と実学」の基本理念は、本学の「教養教育と実践的英語教育」に確実に反映、実現されており、法人と大学、教員と職員が一体感をもって大学運営に努めている成果と言える。

以上のことから大学基準（大学運営・財務（1）大学運営）を満たしていると評価できる。

1. 現状分析

評価項目①

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

<評価の視点>

- ・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。
- ・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

(1) 具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。

中・長期財政計画の策定については、2020(令和2)年3月の理事会において承認された「中期計画 始期:令和2年度 期間:5年間～10年間」を作成し、それを補完する資料として2020(令和2)年度から5年間の「中期予算書」(事業活動収支計算書ベース)を作成している。

「中期計画」では、財政、人事、施設及び教学(学園が設置する大学の策定する中長期計画)面における中・長期的な課題と達成目標を掲げ、中期予算書では設置する大学等の将来計画(新增設・改組等)とそれに伴う人事計画、施設・設備の新增設・改修計画や教学面での事業計画を折り込んで作成し、財務委員会の了承を経ている。

また、校舎新築等の大規模な事業計画については、積極的に第2号基本金組入れを行い、計画的な財源留保と収支の平準化を図っている。

(2) 財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

財務関係比率の目標策定については、法人の財務委員会において、予算編成の重要方針を策定するにあたり、「将来に向け新たな施設設備や事業計画に投資可能な財務基盤を構築するため、法人全体の収益率(事業活動収支差額比率)10%を中・長期の財務目標」を基本としている。また、大学等を取り巻く経営環境や社会情勢を踏まえた次年度の編成方針を決定し、予算編成の依頼時に重要方針と共に周知しており、事業活動収支差額比率10%の達成のために、教育活動収支部門において人件費比率45%、教育研究経費比率35%及び管理経費比率15%を目標比率とし、教育活動外部部門の収支差額(資金運用)も含めて策定している。

単年度の予算編成の際には、予算単位責任者に対しガイドライン(予算枠)を提示し、申請された事業計画(予算要求額)については、ヒアリング等を実施し査定することとしている。

加えて、決算時においては、法人全体に加え大学・学部単位の財務分析結果を予算単位の責任者にフィードバックを行い、それぞれの財務の現状と課題を共有し、中・長期的な事業計画(予算編成)の見直しが図れる体制を構築している。

評価項目②

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

<評価の視点>

- ・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。
- ・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

(1) 教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。

本学における財政基盤の大きな柱は学納金収入であり、入学試験委員会において学生確保計画を策定し、入学定員管理を行い、収容定員を充足している。加えて、法人に設置されている資金運用委員会において運用規程を厳守の上、安全確実な運用を行いその財源としている。

財務分析による財政基盤の裏付けと課題について、法人全体の財務状況は、日本私立学校振興・共済事業団が集計する財務比率の系統別の平均比率及び中部圏の主要学校法人の財務

比率との比較分析に加え、「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」（日本私立学校振興・共済事業団）を判定の上、毎年多角的に検証しており、良好と判断している。しかしながら、世界情勢、円安、インフレ等の影響によるコスト増の状況については注視が必要である。

教学に係る事業計画の履行と財政計画を担保する仕組みについて、本学においては予算制度を補完するため「Web予算管理システム」を導入している。したがって、教学に係る事業計画毎に予算管理が可能となり、併せて事業の進捗状況も予算単位及び管理部門において可視化されている。また、予算制度では予備費(1億円)による新規の事業計画等への対応に加え、予算流用による事業計画の変更や見直し等に迅速かつ柔軟に対応することが可能となっている。なお、予備費等でも不足する場合、所定の手続きを経て補正予算できることとしている。

- (2) 授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

外部資金(科研費、受託事業、寄付金)の獲得状況と課題については、以下のとおりである。

①科学研究費

科学研究費については、学長のリーダーシップの元、獲得に向けた研修会や申請説明会の開催、最新の科研費情報の提供、個別相談、あるいは研究機関における担当者間の勉強会、情報交換等、採択件数及び交付額の増加を目標に取り組んでいる。

その取組みにより、採択件数と交付額の推移は下表のとおりである。

【科学研究費の採択件数と交付額の推移】

年度	申請件数	新規(前年度からの継続) 採択件数	交付額(単位：千円) 研究代表者・直接経費(除 繰越・延長)
2023(令和5)	14	2(17)	9,020
2024(令和6)	13	5(20)	8,090
2025(令和7)	15	3(14)	10,100

②受託事業収入

受託事業収入の状況については、下表のとおりである。

2010(平成22)年2月から日進市と包括的事業連携協定を締結しており、地域貢献に寄与している。今後は受託事業の強化に向け、近隣の自治体や企業に対し語学教育分野での連携事業の提案等を働きかける必要がある。

【受託事業収入の受託件数と受託額の推移】

年度	受託件数	受託額(単位：千円)
2024(令和6)	日進市4件	346
2025(令和7)	日進市3件、その他1件	386

③寄付金収入

寄付金収入については、本学の国際交流事業に対する助成事業(留学及び短期海外研修の学生の海外旅行保険料の一部)として、名古屋外国語大学後援会から毎年1,200万円の特別寄付を受け入れている。なお、本学の寄付金の受入状況は、下表のとおりであり、日本私立学校振興・共済事業団による系統別平均値の寄付金比率に対し低く、寄付金獲得の強化が当面の課題である。

【寄付金額と寄付金比率の推移】

年度	寄付金額(単位：千円)	私学事業団 寄付金比率
2023(令和5)	13,245	0.2%
2024(令和6)	13,289	0.2%
2025(令和7)	12,500	未

④資金運用の状況について

資金運用は、学園全体の中長期的な財政基盤の強化を図り、将来の教育研究の発展に資することを目的とし、「学校法人中西学園資金運用規程」及び「学校法人中西学園資金運用委員会運営規則」に基づき運用している。

具体的には、規程及び規則で定められた資金運用委員会において、年間の資金運用の基本方針を立案し、理事会及び評議員会において承認を得た後、随時資金運用委員会を開催し、基本方針に基づき金融商品の購入・売却について協議するとともに、保有する金融商品については安全性に配慮し管理を行っている。

また、年度毎に、運用結果を理事会及び評議員会に報告し、承認を得ている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

- ・財務比率の目標値が具体的に策定されており、全学的に周知がされている。
- ・予算制度に基づくWeb予算管理システムの導入により、事業計画毎に予算管理が可能となり、事業の進捗状況も可視化されている。
- ・予算制度において予算流用・補正予算による柔軟な対応が可能となっている。
- ・財政の基盤を学生生徒納付金収入に依存する体質の改善が課題である。
- ・国際交流事業に係る円安、インフレ等の影響によるコスト増の対応が喫緊の課題である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

- ・法人において「中期計画」及び「中期予算書」は、名古屋外国語大学のNUFS Next 2028を織り込んで計画的に策定されている。
- ・法人の財務状況については健全である。
- ・法人全体、大学、学部単位の財務状況について予算単位責任者への提供を行い、財務の現状と課題の共有を図っている。
- ・学生生徒納付金収入に頼らない財政基盤の確立のため、経常費補助金に加え「改革総合支援事業補助金」の獲得に全学的に取り組んでいる。加えて受託事業収入及び寄付金収入の確保に向けた体制を構築する予定である。

終章

本学では、外国語大学の目的として、グローバル社会に必要な資質・能力を豊かな教養、高度な外国語運用能力、高い専門性として定め、教育の目的と人材養成の目標を可視化して、教育課程、編成、入学者の受け入れに向けて、学則等に明示・公表している。

内部質保証の推進に責任を負う組織として学長室会議を定め、大学評議会、教学マネジメント会議、教学マネジメント推進室、自己点検・評価委員会、IR推進本部と連携して、PDCAサイクルを機能させ、全学の内部質保証に積極的に取り組んでいる。また、学部・研究科等においても、学長室会議等との連携により、内部質保証を適切に実施している。このように、本学の内部質保証システムは学長室会議を軸に、大学レベル、プログラムレベル、授業レベルにおいて有効に機能している。

教育研究組織については、恒常的に点検・評価を行い、グローバル人材の育成を目的として、教育研究組織の改編・設置に努めている。世界共生学部の設置、外国語学部の改編、世界教養学部の開設、研究科の改編、国際教育連携推進機構の設置、国際日本語教育インスティテュートへの改編、メディア情報・データ科学センターの設置、グローバル共生社会研究所の設置等、学長室会議を軸に、関係組織との連携を踏まえて、教育研究組織の改編・設置を実施している。

学部・学科、研究科・課程ごとに、当該学位に適切な学位授与方針を制定し、その方針を踏まえ、教育課程の編成・実施方針を定め、各学位課程で教育課程を体系的に編成している。同様に、初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置、研究科ではコースワークとリサーチワークの適切な組合せなど、教育への配慮等を行っている。学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握して評価を行い、単位制度の趣旨に基づく単位認定を行い、学位授与を適切に実施している。教育課程の内容、方法の適切性を定期的に点検・評価し、その結果をもとに改善・向上に努めている。

入学受入れの方針は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に基づき、本学での教育を受けるために必要な資質・能力、受け入れのための選抜方法、求める学生像について明示し、大学ウェブサイト等で公表し、同方針に基づき、グローバル人材の養成に向けて、海外帰国生徒、外国人留学生にも配慮し、幅広く多様な能力・資質をもつ学生を受け入れる学生募集方法及び入学受入れ制度を設定するとともに、授業料や奨学金等の経済的支援による学業奨励について実施し、公正で適正な学生募集に努めている。

大学として求める人材像を設定し、学部・研究科等における分野構成、教員の役割、教員の連携等を含む教員組織の編制方針を定め、この方針のもとに、大学全体、学部、研究科ごとの教員数を適切に配置し、各組織の目的に則して、教員の資格、専門分野、年齢構成、国際性、男女比等を考慮して教員組織を適正に編制している。

学生支援については、大学としての方針を適切に明示し、その方針に基づき、学生支援の体制を整備して、学生に対して留学、修学、生活、進路等の支援とともに、正課外活動への支援を実施している。障がいのある学生に対する修学支援については、「障がい学生の支援指針」に基づき、支援を全学的に行っている。学生支援の適切性については、在学時、卒業時等に、学生にアンケート調査を行い、定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに、支援の改善・向上に向けた取組みを実施している。

教員の教育力の向上と研究環境の整備及び学生支援等については、教育研究等環境に関する方針を定め、その方針に基づき、必要な校地及び校舎の設備を整えとともに、教育研究活動に必要なネットワーク環境やICT等機器を含め、必要な施設及び設備を整備している。大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を定め、社会連携・社会貢献に関する取組みを実施するとともに、教育研究成果を適切に社会に還元している。

以上のように、グローバル人材(世界人材)の育成に向けて、全学で内部質保証の取組みに今後も継続的に鋭意取り組む所存である。